

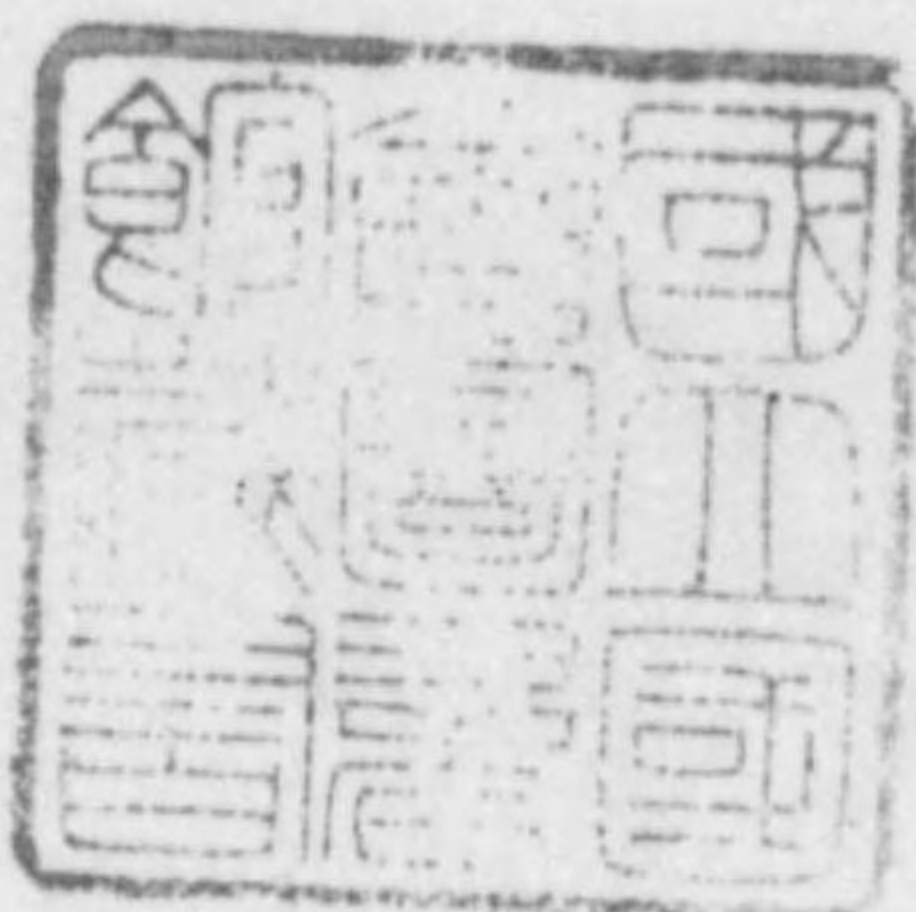
エトR-47

南北朝正閏論纂



向本館入札

海防、海防



210.458  
Y497m



282008



以有制为心统

三任久元书

印

210.458

Y497m



10  
10



282095



續本朝通鑑卷第一百三十二

弘文院學士林恕撰

光明天皇三

南朝後村上天皇一

諱義良後醍醐天皇第七子也母新  
宿賢門院藤原子阿野中將不審女  
也嘉曆三年生元弘三年十月赴皇  
州延元元年正月入洛三月歸



年二月入吉野八月復赴奥州半塗  
歸吉野四年八月踐祚於吉野行宮  
十月即位稱南帝在位二十九年而  
崩當保元最中改元二興朝六年年  
○按後醍醐帝延元元年遷幸吉野  
自是有南朝南帝之稱然後醍醐無  
讓位之儀光明天皇為尊氏被立則終  
後醍醐之世乃帝統之正可在吉野

至後村上則不可無都鄙之辨况北  
朝帝運傳至今日哉故至此以北朝  
為正附南朝於其間

(內閣記錄課所藏)



戰死家來親三拜東親三源親  
 信新由長與結城東廣北條時義  
 從馬八月續松發自伊織大  
 月連成龜離神皇正統記神皇正統記  
 幾斷深淺俄有神異頃更風變運  
 御海橋太平記作神風渡  
 皇威奇焉帝遣僧正賴春願帶

相繼從攻牛久保大  
 延成水樓官軍德川  
 下六月丙子  
 元六夜  
 相繼從攻牛久保大  
 延成水樓官軍德川  
 下六月丙子  
 元六夜  
 相繼從攻牛久保大  
 延成水樓官軍德川  
 下六月丙子  
 元六夜  
 相繼從攻牛久保大  
 延成水樓官軍德川  
 下六月丙子  
 元六夜

(水戸徳川侯爵家所藏)





(前田侯爵家所藏)

朱舜水讀公父子訣別圖







## 序

孔子曰。天無二日。土無二王。蓋斯言也。昔吾  
聖德皇  
太子。採而載之憲法。以釋我國體。其旨深矣。恭惟我  
神祖肇國。

列聖繼承。帝位惟一。不容二君。寶祚之隆。天壤無窮。  
於戲盛哉。否者兩主爭國。紫羅亂真。姦臣乘之。戰鬥相踵。  
民安所措手足。元弘建武之事。豈非其明驗耶。是故自古  
憂世愛國之士。其於論史也。每至南北兩朝。輒正閏必別。  
順逆必辨。所以講明大義。名分於平時。而防異日之禍也。  
近者政府誤編史書。其紀兩朝。體用二君。正閏不別。順逆



不辨。二三志士。慨然蹶起。問之。海內識者。論議討究。務抒  
所蘊。幸賴九臯鶴鳴。升聞上天。宸斷一下。千古疑案。  
渙然冰釋。蓋亦已勤矣。顧彼元弘建武之際。賊燄薰天。龍  
戰玄黃。當時天下士民。久狃武人秉政。文教掃地。名分湮  
晦。至有天皇謀叛。天子無功。將軍賜位之語。是  
以撰述紀載。顛倒正閏。誣罔順逆。寔有不忍言者焉。然而  
乃今。昭代文教之效。一部史編。乃小學所用。誤失其  
義。輒士論翕然。駁擊無赦。遂能動廟堂。如此其偉矣。予於  
是益知國家文教之不可一日忽。而公議輿論之不可須  
臾緩也。抑予因有感焉。方今西隣。政失其馭。兵甲蠶起。大

唱革命。禍殆不測。較之于我邦維新。上下休昌。俱享太平  
雍熙之樂者。其幸不幸果如何也。則彼我國體不相同之  
所致者。亦豈可不深察而慎思乎哉。頃日堀江子携一書  
來。請予序。受而見之。即纂錄古今諸家論議。南北正閏者。  
而其於近者識者之論究。尤致意焉。曰。庶幾獲爲平時講  
明大義名分者之一助乎。予深有嘉於其用心之篤也。乃  
不辭而書所見。俾弁卷端云。

明治四十四年十一月

伯爵 大隈重信 撰



は し が き

- 一 本書は、國學院大學出身者によりて成れる松韻會の決議に基きて、編纂せるものなり。
- 二 本書を編纂するために、松韻會の選任せし委員は山崎藤吉、石川岩吉、堀江秀雄の三名なりしかども、執筆せしは山崎と堀江との二人にして、山崎は「過去に於ける本問題の回顧」の章を、堀江は其の他の各章を主として擔當せり。おのゝ責任を明かにせむために、茲に記しおく。
- 三 本書のために、前宮内大臣伯爵土方久元氏が題字を、伯爵大隈重信氏が序文を、侯爵徳川圀順、侯爵前田利爲の二氏及び内閣記録課が口繪の材料を供給せられしは、編纂者の光榮とする所なり、記して謝意を表す。
- 四 「過去に於ける本問題の回顧」の章における資料の蒐集に當りて、文學博士三上參次先生、及び、文學博士三浦周行、文學博士辻善之助、和田英松、田邊勝哉の諸氏より助力を受けしこと少からず、また記して謝意を表す。



五 「今日に於ける諸家の意見」の章に於ける各論は、すべて新聞又は雑誌に掲載せられしものより抄録せるが故に、中には聴取筆記の際に多少の誤謬を生じたりしものもあるべく、諸家の意見にして前後異動を生じたるもあるべく、字句に魯魚焉馬の錯誤を生じたりし個所もあるべし。しかも、諸家に就いて一々抄録の承諾を受け、又訂正を請ふの暇なかりしを以て、本書引用の文、或は諸家の意に満たぬものあらむ。これ諸家に對して謝する所なり。

六 南北朝正問論は事全く皇室に關するが故に、本書を編纂するに當りて、用語用字等に就いては、特に敬意を存すべきなれども、編纂者の不敏なる、或は疎略にして不敬に陥りたるものあるかも測るべからず。紙幅の大を憂へて闕字式を用ゐざりしが如き、まことに恐懼に堪へず。

七 文中に、對立、併立、もしくは並立などの語を用ゐたるは、各別の意義に遣ひ分けたるにあらず。筆者の一人ならざるがために生じたる不一致のみ。

八 「過去に於ける本問題の回顧」の章と、「今日に於ける諸家の意見」の章との資料の取扱上、體裁の一致を缺きたる所あり。是亦止むを得ぬ事情のために生じ

たる不一致なり。

九 「過去に於ける本問題の回顧」の章の序説の條に於いて、初め鼈頭に書名を掲げ、其の條下の事柄の出處を知るに便にしたりしが、印刷上の都合にて削り去りしたために、出處を知るに不便となれるものあるは、編纂者の遺憾とする所なり。

十 「過去に於ける本問題の回顧」の章と今日に於ける諸家の意見の章と資料の重複せる所あり。是は便宜に従ひて存せしものなれば、必しも一方を削らず。

十一 過去の資料の中、其の原本には片假名交り文少からず、然れども今體裁上の都合によりて、悉く之を平假名に更めたり。

十二 文學博士三浦周行氏が、南北朝問題と神器との關係に就きての所説、考古學雜誌に見ゆ。是を収録すべき筈なりしが、印刷上の都合によりて止むを得ず割愛せり。

明治四十四年十月

編纂者

しるす



事とはむ人さへ稀になりけり

後醍醐天皇御製

我世の末の程ぞしらるゝ

後村上天皇御製

四海浪も治まるしるしとて

三つの寶を身にぞ傳ふる

後龜山天皇御製

わが宿と頼ますながら吉野山

花になれぬる春もいくとせ

# 南北朝正閏論纂

## 目次

### 一 緒論

### 二 今日に於ける本問題の起源

(一) 議會に提出せられし質問案

(二) 國定教科書

(三) 文部省開催の中等教員講習會

(四) 質問案の成行

### 三 過去に於ける本問題の回顧

(一) 序説



(三) 南北朝時代より桃山時代に至る間の正閏説…………… 四七

(甲) 北朝正統の思想…………… 四七

(乙) 南朝正統説…………… 五一

(三) 江戸時代初期の正閏説(慶長より貞享まで)…………… 五三

(甲) 北朝正統説…………… 五三

(乙) 南朝正統説…………… 五四

林道春…………… 同春齋…………… 徳川光圀…………… 前田綱紀……………

僧義統…………… 山崎闇齋……………

(四) 江戸時代中期<sup>半上</sup>の正閏説(元祿より天明まで)…………… 五七

(甲) 北朝正統説…………… 五七

(乙) 南朝正統説…………… 五九

(五) 諸家の南朝正統説…………… 五九

徳川光圀、其の史臣…………… 前田綱紀…………… 伊達綱村……………

正親町公通…………… 跡部良顯…………… 天野信景…………… 吉見幸和……………

…………… 浅見綱齋…………… 谷重遠等…………… 新井白石…………… 味地修居……………

(ろ) 水戸藩と幕府との論争…………… 六六

大日本史刊行に就きて林信篤の意見…………… 一條兼香の意見……………

見…………… 近衛家熙の意見…………… 朝廷より幕府への回答……………

…………… 大日本史進献の請願……………

(丙) 兩朝併立説…………… 六九

(五) 江戸時代中期<sup>半下</sup>の正閏説…………… 七〇

正閏及び併立説…………… 七二



(六) 江戸時代末期の正閏説(寛政より慶應まで)……………七二

(甲) 北朝正統説……………七二

(乙) 南朝正統説……………七四

大日本史嘉納せらる……………大草公弼……………伴信友及び平田

篤胤……………松平頼恕……………頼山陽……………山縣禎……………速見

行道……………佐藤一齋……………津久井清影等

(丙) 兩朝併立説……………六六

成島司直……………鹿持雅澄

(七) 明治時代の正閏説(明治元年より同三十三年まで)……………七九

(甲) 南朝正統説……………八〇

(乙) 兩朝併立説……………八三

(八) 附説及び補遺……………八四

(九) 資料……………八七

一ノ(甲) 南北朝時代桃山時代間、北朝正統説資料……………八七

一ノ(乙) 南北朝時代桃山時代間、南朝正統説資料……………二六

二ノ(甲) 江戸時代初期の北朝正統説資料……………一〇〇

二ノ(乙) 江戸時代初期の南朝正統説資料……………一三六

三ノ(甲) 江戸時代中期<sup>半上</sup>の北朝正統説資料……………一三三

三ノ(乙) 江戸時代中期<sup>半上</sup>の南朝正統説資料……………一三九

三ノ(丙) 江戸時代中期<sup>半上</sup>の水戸藩と幕府との

論争資料……………一三八

三ノ(丁) 江戸時代中期<sup>半上</sup>の併立説資料……………一九三

四 江戸時代中期<sup>半下</sup>の正閏説及び併立説

資料……………一九三



四 今日に於ける諸家の意見

五ノ(甲)	江戸時代末期の北朝正統説資料	八九一
五ノ(乙)	江戸時代末期の南朝正統説資料	二〇四
五ノ(丙)	江戸時代末期の併立説資料	二二四
六ノ(甲)	明治時代の北朝正統説資料	二二三
六ノ(乙)	明治時代の併立説資料	二〇六
七	資料補遺	三一九
<b>四 今日に於ける諸家の意見</b> ……………三三一		
<b>(一) 南北朝對立説</b> ……………三三二		
(1)	喜田貞吉氏の説	三三二
(2)	三上參次氏の説	三三六
(3)	久米邦武氏の説	三五四
(4)	柏軒學人氏の説	三七三

(一) 北朝正統説……………三七六

(1)	吉田東伍氏の説	三七六
(2)	浮田和民氏の説	四二二
(3)	貿易新聞記者の説	四三六

(二) 南朝正統説……………四三七

(1)	牧野謙次郎氏の説	四三八
(2)	松平康國氏の説	四四一
(3)	萬朝報記者の説	四四四
(4)	穂積八束氏の説	四五八
(5)	井上哲次郎氏の説	四六三
(6)	猪狩史山氏の説	四七一



(7)	笹川臨風氏の説	四八四
(8)	黒板勝美氏の説	五二〇
(9)	菊池謙二郎氏の説	五三八
(10)	日本及び日本人記者の説	五四七
(11)	姉崎正治氏の説	五六七
(12)	福本誠氏の説	五八九
(13)	副島義一氏の説	五九一
(14)	市村瓚次郎氏の説	六〇〇
(15)	三浦周行氏の説	六〇七
(16)	峯間信吉氏の説	六四二
(四)	前記以外の諸説	六五二
	五 本問題の結末	六五四

(一)	輿論の決定	六五四
(二)	廟堂の決議	六五五
(三)	國定教科書に關する文部省の措置	六五九

南北朝正閏論纂目次 終



—(朝南)—

千早振神代より、國を傳ふるしるしとなれる三くさの寶をも承け傳へましまし、大和唐土につけて諸の道をも興し行はせ給ふおほん政なり、……元弘の始めよりしも弘和の今に至るまで、世は三つぎ、年は五十とせの間、かりの宮に隨ひ仕うまつる。……(新葉和歌集、序)

× × × × × × × × × ×

—(朝北)—

南朝將軍之孫楠木某、與其儒竊謀反、既而事發、遂遭囚擒下於大理、是日於六條河上、更刎其頭、日錄曰、楠木氏往昔領天下兵馬之權、斬人頭不知幾萬級、強半戮殺無辜之民潰亡之後、其遺孽被獲於官者、咸死刑官之手、惟積惡之報也、可悲矣也。……(碧山日錄、長祿四年三月ノ條)



南北朝正閏論纂

山崎藤吉  
堀江秀雄  
共纂

一 緒論

天に二日なく、國に二王なしとかや。我が日本の國民は、遠き神代の昔より萬世一系の皇統を奉戴せる者なり。我が皇室や、列聖相承けて、能く統治の大任を盡させ給ひ、皇風の化六合に洽く、時雨の霑萬姓に布けり。而して、國民また世々相繼ぎて、能く忠誠の大道を履踐し、敦朴以て業務に従ひ、壯烈以て國事に徇へり。儼乎たるかな國體、炳乎たるかな大義名分。上和下睦して、鶴然として春日の下に百花の競ひ咲けるが如きは、我が日本古來の状態なり。然



れども、世或は汚隆なき能はず。時に異端勢を得、邪説人を迷はし、亂臣權を弄し、賊子世を傷ふことあるなからむや。かゝる時こそ、ますます國民の忠誠は發揮せらるゝありて、皇室のため國家のためには敢へて身命を惜まぬ義臣壯士、憤然として、異端を排し、邪説を斥け、亂臣を平げ、賊子を斬り、以て皇惠に報い、國恩に對へむことを期す。かの佛法の傳來せし時然り、耶蘇教の傳來せし時然り、蘇我氏の專權せし時然り、道鏡の窺竅せし時然り、將門の叛逆せし時然り、黒船の劫掠せし時然りしにあらざや。殊に後醍醐天皇が武門の專横を憤りて討滅の軍を起し給ひし以來數十年の間、南朝の忠臣が能く寡を以て衆に對し、父子共に斃れ、兄弟相刺して、國難に殉ぜしが如きは、偏に大義名分を尊重せしに因らざばあらず。

我が南北朝の紛争は、國史上に於て最も慘憺たる事實なり。當時文教最も衰へたりしかば、在朝在野の臣多くは武權を偏重し、物質上の慾望に渴して、人臣の道を知らず。みだりに皇族にすゝめまゐらせ錦旗を持ち出だして、おのが權力を貪るの具とする者さへあり、庶民また正邪を辨別する力なく、ほしいま

ゝに利權に阿附して、大義名分の何たるを知るもの極めて稀なりき。南北朝分立數十年間、加茂川の水澄みては濁され、吉野山の花咲きては散らされしこと幾度ぞ。かゝる時に當りて、能く孤忠を守り、勁節を持せし楠木新田等の諸氏に至りては、その心情の高潔醇美なる、まことに萬世の龜鑑といひつべし。南北朝の分立は五十七年間に幸に合一の運に會せしかども、兩朝の正閏は、國史上の疑問として、永く國民腦裡の宿題たりき。

そも、南北朝の分立は、その遠因を尋ねれば、後嵯峨天皇の遺詔に淵源せりと申すべく、その遺詔を奉ぜざりし持明院統と大覺寺統との迭立に端を發したりしかども、大覺寺統なる後醍醐天皇が北條氏の攻撃を避けて笠置山に籠り給ひたりし時、北條氏は持明院統なる光嚴天皇を即位せしめ奉りしが、後醍醐天皇隱岐より中國に還り給ひて、光嚴天皇の皇位を認め給はず、之を退位せしめ給ひしに、北條氏滅び、建武中興の業成りて後、更に足利尊氏の叛逆ありて、後醍醐天皇平安城を脱け出て給ひしかば、足利氏は北條氏が光嚴天皇を立てまゐらせし故智にならひて、光嚴の御弟光明天皇を即位せしめまゐらせしにより



て、こゝに分立の形勢は明白となれりき。爾來、後醍醐天皇は吉野に、光明天皇は平安城にましまして、衡を争ひ給へりしかども、南風殆ど常に競はず、數代五十七年間に於て、南朝は後龜山天皇、北朝は後小松天皇の御代に、南朝の所持し給へりし三種の神器を北朝に渡し、父子相讓の禮を以て、相合一し給ふに至りしなり。南北朝の分立が國史上の事實たるは疑ふべからず。而して、南北いづれも紛ふ方なき皇統にはましまして、皇祖皇宗の御資性を承けさせられ共に國家の事を宸憂し給ひ、國民の上を愛憐し給ひたりしは、當時の御製

後醍醐天皇御製

いそぐなる秋のきぬたの音にこそ

夜さむの民のこゝろをも知れ

後村上天皇御製

鳥のねにおどろかされてあかつきの

寝ざめしづかに世を思ふかな

光嚴天皇御製

てりくもり寒きあつきも時として

民にこゝろのやすむまもなし

崇光天皇御製

五十鈴川八十瀬のなみのたちるにも

わが身の爲の世をばいのらず

などを拜誦して、察し奉らるゝ所なれども、同時に二天皇の對立あるは、我が國體の斷じて許さざる所なれば、畏多き事ながら、その何れの皇位が正統にましますかは、明かに論究せざるべからず。南朝若し正統たらざらむか、北朝は正統たらざるべからず。北朝若し正統たらざらむか、南朝は正統たらざるべからず。此に於いてか正閏問題は起る。南北朝正閏問題は、我が國體に關する大問題なり。

然れども、足利時代は文教の大に衰へたる時代なりき。その時代の國民は、頗る理智に味かりしならむ。國體を講明し、大義名分を論議する者の如きは、殆ど晨星の寥々たるにも似たりしならむ。太平記は、南北朝時代の事實を記し



たる書としては、有数の大著述なれども、議論を主とせる者にあらざれば、いまだ正閏問題には筆を染めたらず。神皇正統記こそは、南朝の大忠臣北畠親房の著にして、皇室の衰へましたるを太く慨きたる餘に著したる者なれば、正々堂々として國體を講じ侃々諤々として大義名分を論じたり。然れども、時非にして、吉野の春、徒に草木を榮えしむるに止まりて、勤王の義心を盛ならしむる能はざりき。嵐山の秋、空しく霜葉を紅ならしむるのみにして、報國の赤心を熱せしむるには足らざりき。畢竟足利時代には、國民教育の施設に見るべきものなかりしかば、かゝる大著述もなほ國民的精神の勃興を促すに由なかりしならむ。殊に足利氏の季世の如きは、天下は群雄割據の戰場なりき。たとひ正閏論を提げて呼號する者ありとも、悲しきことながら一人の耳を傾くる者すらあるざりしことならむ。

織田氏起りて、朝典の復興に意を致す所あり、豊臣氏起りて、また仙洞造營、伊勢遷宮等に力を用ゐる所ありしかども、干戈收まる暇なかりしかば、是等の時代も本問題は顧みられざりしならむ。次いで徳川氏の起りしや、文教の源泉

は湧々として湧き出せり。文華は固より江戸を中心としながらも、水戸學の如き、崎門學の如き、到るところに愛國心を鼓舞したりしかば、國史の研究は一般人士の大に注目する所となれり。國學も勃興したり。勤王論も鼓吹されたり。大義名分を絶叫する學者も亦あらはれたり。武士道を唱道する論者は珍くもなくなれり。就中、水戸の修史事業には、卓抜の見少からず、その南朝正統論は國史界の一大鐵案なりき。爾來、これに對しては殆ど反駁の聲を聞くこと少きのみか、皇室の式微を慨き、幕府の專横に心よからざる一部の人士は、みな南朝忠臣の義烈に泣きて、王政復古の快舉を他日に期しつゝありしに、果して時機は到れり。開港に關する幕府の措置は、天下の志士を激昂せしめて、幕府は滅亡し、明治の新政は開かれぬ。我が日本國民は、久しく天地を罩めたりし雲霧を拂ひて、赫々たる天日を拜するの思あるに至りしなり。明治の朝廷は、南朝の正統を認めさせられたり。建武中興及び南朝方の功勳ありし者には贈位の恩寵あるに至れり。國民教育は、この聖旨を體して行はれたり。かくて南朝正統はますます一般國民の信ずる所となれり。



然るに、今南北朝正閣論は、國定教科書によりて開かれたり。國定教科書編纂委員は平地に波瀾を起したり。然れ共、國定教科書の南北朝對立説は破れたる、北朝正統説も影を潜めたり。忽ちにして波は静まりぬ。いでや、我等は、是より静かに古今の史料を採録して、この忽ちにして囂々たり、忽ちにして沈静したる本問題の起源と歸決とを普く世に傳へむと欲す。

徳川景山

豹死留皮豈偶然

湊川遺跡水運天

人生有限名無編

楠氏精忠萬古傳

## 二 今日における本問題の起源

明治の御代も四十四年を重ねつゝ、皇威は八紘に輝き、國運は列強に恥ぢざる今日において、先に大逆事件の判決を見、今また南北朝正閣論の囂々を聞くこそ慨はしけれ。共に我が國の人心をして、幾分か動搖せしめたるを見しが、大逆事件に關しては、當面の問題にあらねば、こゝに記述するの要を見ざれども、南北朝正閣論の今日に起りたる理由に關しては、審に記載しおくべき必要を認むるなり。

### (一) 議會に提出せられし質問案

國定教科書なる尋常小學日本歴史卷一の教師用にあらはれたる南北朝對立に關する編者の所見が、一部の小學校教員を激昂せしめて、やがて新聞記者を動かし、本年一月十九日發行の讀賣新聞は、國定教科書の中に不都合の文字あることを報じぬ。これを讀みし早稻田大學の講師松平康國、牧野謙次郎の兩氏は



共に響感して善後の策を講究し、代議士藤澤元造氏によりて、これを帝國議會の質問案として提出せむことを謀りたるに、藤澤氏は其の提出を承諾したり。藤澤氏によりて議會に提出せられし國定教科書に關する質問案の如何なる字句なりしかは、明かに知らざれども、その南北朝對立を國定教科書に叙述したる政府の所見を質問せむとするものたるは疑なき所にして、本問題は今や歴史上の學術問題にあらず、羽翼を生じて政治問題と化し、議會場裡に翱翔するに至れり。藤澤氏が議場において質問演説をなすべき日は、二月十六日と決しぬ。上下の注意は、この質問案に集中せられぬ。

## (二) 國定教科書

かくの如く世の注意を喚起したる根源は、文部省にて編纂れし國定教科書中の尋常小學日本歴史にして、書中に南北朝對立の事實を叙述したるが、當面の問題なり。今前記書中の兒童用より左の三章を抄出せむ。

### 第二十一 北條氏の滅亡

弘安の役後凡そ四十年を経て、後醍醐天皇位に即き給ふ。天皇英明にして深く御心を政治にとゞめ給ひ、鎌倉幕府が政權を擅にし遂には皇位繼承の御事にまで喙をいるゝに至れるを憤り、後鳥羽上皇の御志を繼ぎて、幕府を倒さんと謀り給へり。たゞく幕府にては執權北條高時驕奢を極め、宴遊にふけり、政治を怠りて人心を失ひたりしかば、天皇はかねての御志を遂げ給はんとしてひそかに武士を集め給ふ。然るに其の事早くも鎌倉にもれ聞えしかば、高時大に驚きて直ちに大兵を京都へさし向けたり。こゝに於て後醍醐天皇は遁れて笠置山にこもり給ひ、高時は花園上皇の院宣を奉じて皇太子を立て奉れり。之を光嚴天皇と申す。やがて幕軍攻めて笠置を陥るゝに及び高時、天皇を隱岐に遷し奉り、謀にあづかりし人々を或は斬り或は流したり。されど、かねて後醍醐天皇の詔を承れる楠木正成は河内の赤坂城又は千早城に據りて勤王の魁をなし、天皇の皇子護良親王もまた吉野に遁れて兵を起し給へり。こゝに於て諸方の豪族傳へ聞きて勤王の旗を揚ぐるもの漸く多し。後醍醐天皇は隱岐にましまして此の有様を聞召し、ひそかに島を出て、伯耆



に渡り給ふ。名和長年一族を率ゐて天皇を迎へ奉り、菊池武時は九州にありて義兵を擧げたり。ついで幕府の將新田義貞、足利尊氏等また款を送り、尊氏は勤王の人々と共に六波羅を陥れ、義貞は鎌倉に討入りて遂に北條氏を滅したり。これ元弘三年紀元一千九百九十三年の事にして百四十二年の間つゞきたりし鎌倉幕府もこゝに至りて倒れたり。

第二十二 建武の中興

後醍醐天皇は伯耆にましまして、六波羅の陥りしことを聞召し、船上山の行在を發し給ふ。すなはち先づ光嚴天皇を廢し給ひ、京都に還幸し給ひし上、御身親ら政令を發し給ふ。世に之を建武中興と云ふ。功によりて護良親王は征夷大將軍に任ぜられ、足利尊氏、新田義貞、楠木正成、名和長年等もそれぞれ恩賞をかうむれり。中にも尊氏は最も重んぜられて、恩賞殊に厚かりき。足利氏はもと源氏より出てたり。代々幕府に仕へたりしが、尊氏に至りて、かねてより大望を抱き、北條氏に屈從するを快しとせざりしかば、幕府の命によりて京都に攻上るや、にはかに鋒をさかしまにして勤王の軍に加り、遂

に六波羅を陥れしなり。されば尊氏に北條氏を滅すにつきては其の功多かりしかども、もとより王政の復古を希ふものにあらず、自ら源氏の幕府を再興せんとせしなり。護良親王は早くも尊氏に此の野心あるを知り、禍の未だ起らざるに先だちて之を除かんことを奏請し給ひしが許されず、却つて鎌倉に送られ、後、尊氏の弟直義に害せられ給へり。此の頃武人の中には朝廷の賞罰に對して不平を抱くもの少からず、ひそかに幕政の昔をしたふものあり。尊氏之を察し、是等不平の武人をかたらひ、遂に鎌倉に據りて謀叛せり。其の勢強大にして、やがて直義と共に京都に攻上りしかば、天皇は之を避けて、一旦比叡山に行幸し給ふに至れり。されども義貞、正成、長年等勤王の士は此の時あたかも尊氏の後を追ひ奥州より攻上れる北畠顯家と力を合せて、大いに之を撃破り、尊氏をして西國へ奔らしめたり。これより後、建武中興の政は全く破れ、尊氏に與して幕府の再興を望む者もあれば、義貞、正成等と共に終始王事に勤むる者もありて、天下の大勢は二つに分れたり。

第二十三 南北朝



さきに鎌倉幕府のなほ盛なりし頃、後深草、龜山の兩天皇は御兄弟にて相つぎて位に即き給ひき。其の後兩天皇の御子孫かはるがはる皇位を繼がせらるゝの例始り、兩統の御不和もまたしたがつて起れり。後醍醐天皇は龜山天皇の御後にして、さきに北條高時の擁立し奉りし光嚴天皇は後深草天皇の御後なり。されば尊氏は西國に奔るに當り、賊の名を避けんがために、早くも光嚴上皇の院宣を請ひ奉りて兵を集めしかば、西國の武士多く之に屬したり。こゝに於て尊氏は軍を海陸の二手に分ち、錦旗を押立て、東上せしが、其の勢甚だ盛にして、之を防ぎし楠木正成は湊川にて討死し、新田義貞もまた敗れて京都に遁れ歸り、後醍醐天皇は再び比叡山に幸し給へり。ついで名和長年もまた尊氏の軍と戦ひて京都に戦死せり。尊氏は更に光嚴上皇の院宣を請ひて上皇の御弟を位に即け奉れり。之を光明天皇と申す。やがて後醍醐天皇は尊氏の奏請を納れて一旦京都に歸り給ひしが、間もなく忍びて吉野に遷り給ひき。これより吉野の朝廷を南朝と云ひ、京都の朝廷を北朝と云ふ。かくて天下の亂は遂に兩皇統の御争の姿となり、

戦亂五十七年の久しきに及べり。其の間南朝方にては、北畠顯家は尊氏の軍と和泉に戦ひて討死し、新田義貞は北陸地方を從へんとして越前に討死せしが、間もなく後醍醐天皇もまた恨を吞んで吉野の行宮に崩じ給ひき。後村上天皇ついで立ち給ふ。顯家の父親房、正成の子正行等力を盡して吉野を守護し、九州にては菊池武光、父武時兄武重等の志を繼ぎて王事に勤めしかば、南朝の勢一時頗る振ひたり。されどもいくばくもなくして正行は四條畷に戦死し、親房も病みて薨せしより、南朝の勢次第に衰へたり。これより先、北朝方にては尊氏征夷大將軍に任ぜられて幕府を京都に開きしが、弟直義と睦まじからず、諸將またしばしば尊氏に叛き、又互に相争ふなど内亂打ちつゞきたり。されば南朝は楠木、新田、北畠等の忠臣相ついで死せし後にも、なほよく北朝と並び立つを得たり。其の後南朝にては後龜山天皇、北朝にては後小松天皇の御代となりて、尊氏の孫將軍義満兩朝の御和睦を請ひ奉りしかば、後龜山天皇京都に還幸ありて



神器を後小松天皇に譲り給ひき。こゝに於て五十七年間に亘れる南北兩朝の  
戰亂終を告げたり。世に之を南北合一と云ふ。

本文は右の如くなるが、第二十三章の鼈頭には、南北兩朝の對立といふ文字  
を掲げたり。編者は更に其の教科書の教師用において其の所見を反覆敷衍せり。  
まづ兩統迭立について記して曰はく、

後嵯峨天皇は御位を御子後深草天皇に譲りて上皇となり給ひしが、上皇は殊  
に望を天皇の御弟龜山天皇の御後をして永く皇統を繼がしめ給はんとて、天  
皇の御子後宇多天皇を父帝の後と定め給へり。後深草上皇は之を悦び給はず、  
幕府亦上皇の御心を察し奉り、後嵯峨上皇崩御の後、後深草上皇の御子を後  
宇多天皇の皇太子となし奉りき。是より後、遂には後深草、龜山兩天皇の御  
子代る代る天位に即き給ふの例始り、隨ひて兩皇統間の御不和漸く甚しくな  
れり。(教師用百十一頁)

と記し、また備考の章には

後深草、龜山の兩天皇は御兄弟を以て相繼ぎて即位し給へり。龜山天皇は御

弟にましましけれども天資英邁にましませしかば、御父後嵯峨上皇殊に之を  
愛し給ひ、後深草天皇が御年尙十七歳なりし時に、天皇に勸めて位を之に譲  
らしめ給ひしなり。此の時龜山天皇は御年僅に十一歳にてましましき。しか  
のみならず、後嵯峨上皇は龜山天皇の御子孫をして永く皇位を繼承せしめん  
との叡慮にて、後深草上皇の御子孫には永く皇位の望を絶たしめんとし給へ  
り。龜山天皇の次に御子後宇多天皇の即位し給ひしは、かゝる事情あるが爲  
なりき。(同上百十九頁)

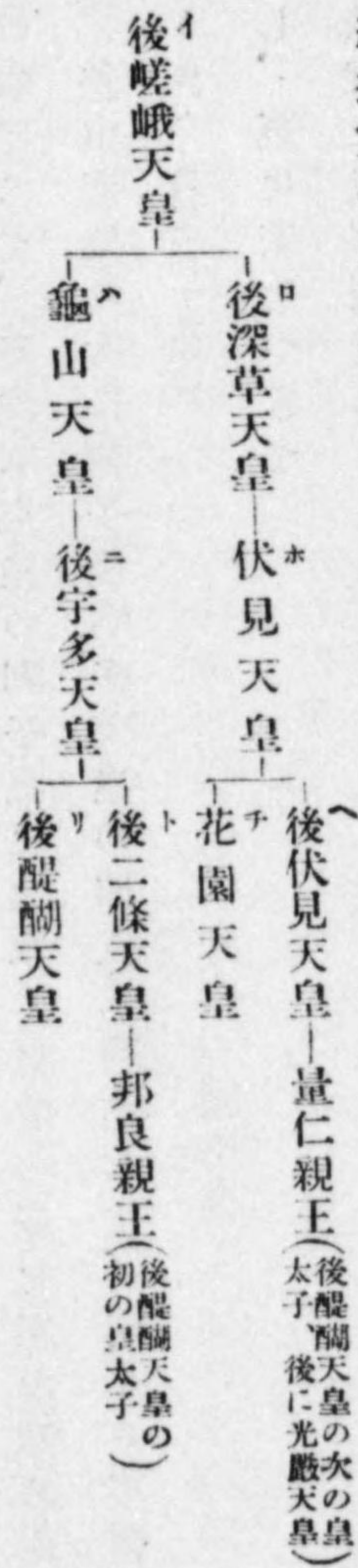
と記し、更に筆をつぎて

後嵯峨上皇は薙髮して法皇となり給ひしが、尙親ら政を院中に聽き給ひ、法  
皇の崩後には龜山天皇萬機を親裁し、天皇御讓位の後には引續き院政を聽き  
給ひて、後深草上皇は毫も與り給ふ所なかりき。上皇もと孝友和順にましま  
せしが、事情のかくの如きを見て怏々として樂しみ給はず。幕府の執權北條  
時宗も亦後深草上皇の嫡長の御身にましまし、而も何等の御失徳もなきにか  
ゝる御有様なるを痛はしく思ひて、龜山上皇に奏請し、後深草上皇の皇子を



立て、後宇多天皇の皇太子となし奉れり。伏見天皇是なり。(同上百二十頁)  
と記し、最後に附言して曰はく、

持明院統は常に幕府に頼り、大覺寺統は王政の復古を希望し給ふの傾あり。兩統間の御反目は年を経ると共に益々甚だしく、持明院統の花園天皇の次に大覺寺統の後醍醐天皇立ち給ふに及びて、遂に建武の中興を見るに至れり。兩統迭立の順序左の如し。(同上百二十一頁)



と記したり。編者が後嵯峨天皇の遺詔を認め、持明院統の皇位に即き給ひし幕府の計らひなることを認めたるは、これにて明けし。

次に北條高時が光嚴天皇を擁立し奉りしことについて記して曰はく、  
龜山天皇の御孫なる後醍醐天皇が北條氏を滅さんとし給ふに當り、北條高時

は後深草天皇の御孫なる花園上皇の院宣により、同じく後深草天皇の御曾孫なる光嚴天皇を踐祚せしめ奉りしなり。抑々院政始りてより政治は大抵院宣によりて行はれ、院宣は詔よりも重く、院の思召によりて天位を左右し給ふこともありて、遂に御父子御兄弟の間に保元の亂の如き事變を醸成したることあり、又安徳天皇が平氏に擁せられて西海に幸し給ひし時、後白河法皇の院宣によりて京都に後鳥羽天皇の立ち給ひしこともありき。高時が花園上皇の院宣を請ひて光嚴天皇を擁立し奉りしも亦此の先例によりしなり。(同上百十二頁)

と記し、また

天皇幕府の兵に追及せられ、後遂に隱岐に遷され給ふ。初め天皇の京都を出て給ふや、高時花園上皇の院宣によりて皇太子を踐祚せしめ奉れり。之を光嚴天皇と申す。神器なくして踐祚し給ふは後鳥羽天皇の故事によれるなり。後醍醐天皇は幕府の請によりて神器を新帝に授け給ひしが、神璽のみは常に御身に帯び給ひて隱岐遷幸の際にも離し給はざりきと云ふ。(同上九十七頁)



とも記せり。院の思召によりて天位を左右し給ひしことは、なるほど國史に例なきにあらず。然れども、たとひ院宣にもせよ、現在天皇が讓位し給ふにもあらず、崩御し給ひしにもあざざるに、その京都にましまさぬの故を以て、更に天皇を即位せしめらるゝことは、正當の事にあらじ。殊に光嚴天皇の擁立せられ給ひしは、後醍醐天皇が北條氏の暴逆なるを憎みて討伐を企て給ひ、軍略上の都合にて、京都を脱出し給へる間に乗じて、かねて相親近し奉れる持明院統の天皇を立て申したるものにして、かの安徳天皇の御幼弱にましまして、外戚なる平家のために拉し去られ給ひしあとに、後白河法皇の院宣によりて後鳥羽天皇の即位し給ひしとは、事情甚だ異にして、同日に論ずべきにあらず。編者はこれをしも同一視し奉れるなり。

次に足利尊氏の野心叛逆につきては、編者は度々筆を勞したり。その重なる一二節を抄出せむ。編者は其の野心につきて記して曰はく、北條氏を滅す上には、尊氏の功實に多かりしも、其の志はもと王政の復古を希ふに非ずして、自ら源氏の幕府を再興せんとするにありき。護良親王は夙

に其の野心を看破し給ひければ、禍の未だ起らざるに先だちて之を除かんとし、竊に旨を天皇に奏し給へり。(同上百二頁)

といひ、  
初め尊氏勤王の志を奏するや、天皇喜び給ひ、事平ぐの日賞は請に依るべきを詔し給ひき。されば京都に還幸し給ふや、尊氏の功を思召すこと殊に深く、其の恩賞遙に他の諸功臣の上に出でたり。されど尊氏素より源氏の幕府を再興せんの野心を懷きければ、恩賞愈々厚く、威望益々加るに従ひて、其の宿望を遂げんとするの念も亦愈々急なり。乃ち先づ英武なる護良親王を讒奏して之を退け奉る。(同上百九頁)

といひ、  
足利尊氏はもと武家政治の再興を希望せる者にして、之に従へる將士も亦所謂武家方なれば、固より皇室に對する忠誠の士とは謂ふべからず。(同上百十八頁)といへり。其の叛逆につきては、

時行遂に鎌倉に入るに及び、尊氏自ら往きて之を討ち、又征夷大將軍諸國總



追捕使たらんことを奏請せり。蓋し頼朝の例に倣はんとせしなり。されど朝廷容易に之を許し給はざりしかば、尊氏遂に命を待たずして發す。(同上百九頁)

といひ、

尊氏恣に鎌倉に留りて歸らず、自ら征夷大將軍東國管領と稱し、厚く部下の功を賞し、又降附の將士を撫恤せしを以て、人心多く之に歸向せり。(同上)

といひ、

義貞北條氏を滅して其の功亦甚だ大なりければ、兩雄並び立ち難く、尊氏との間、自ら相容れざるものあり。今や尊氏鎌倉に據りて召還の勅を奉ぜず。私に義貞の領邑を奪ひて部下の將士に與へ、又恣に弟直義をして諸國の兵士を募らしめ、遂に義貞追討の宣旨を請ふに至り、叛形既に蔽ふべからざるを以て天皇赫怒し、詔して尊氏の官爵を削り、義貞をして皇子尊良親王を奉じて、東海東山兩道より並び進みて之を討伐せしめ給へり。(同上百十頁)

といひ、

朝廷大に驚き、詔して楠木正成をして義貞を援け、尊氏の軍を拒がしめ給ふ。

時に尊氏兵勢甚だ盛にして、旌旗野を蔽ひ、戰艦海を壓し、錦旗を掲げ進みて兵庫に至る。(同上百二十三頁)

といひたるなど、編者が尊氏の叛逆を確認したるは明かならむ。「錦旗を擁して」とか、「錦旗を掲げて」とかいへる文句は、讀者講者をして大に目を見張らしむる力あり。

次に光明天皇の即位について記せる所を観るに、

尊氏の京都に入るや、更に光嚴上皇の院宣を請ひて上皇の御弟を御位に即け奉れり。之を光明天皇と申す。(同上百十四頁)

といひ、更に備考の章において

尊氏の京都に入るや、光嚴上皇及び其の御弟豊仁親王を奉じ、錦旗を掲げて兵を進む。是に於て已に兩朝竝立の形勢あり。幾ばくもなく尊氏更に上皇の院宣を請ひて親王を踐祚せしめ奉れり。之を光明天皇と申す。(同上百二十三頁)

といへり。足利尊氏の叛逆は誰か之を疑はむ。後醍醐天皇は尊氏の叛逆を鎮めむとて玉體を風雨にさらし宸襟を討伐に惱まし給へり。尊氏の賊名を避けむが



ために院宣を請ひ、錦旗を押し立つること、何ぞ其の狡黠なる。然れども尊氏の賊名は千古萬古拭ふべからざるなり。而して光明天皇は此の逆賊の擁立し奉れるならずや。

我等は歩を進めて本問題の眼目なる南北兩朝の對立と題せられる記事を抜萃せざるべからず。編者は、まづ光明天皇の即位を叙し、つぎて曰はく、是に於て後深草、龜山天皇の御系統より同時に兩天皇立ち給ふこととなれり。やがて尊氏使を遣はして後醍醐天皇の還幸を請ひ奉りしに、天皇時勢の已むを得ざるを見て、御心ならずも之を許し給ひ、一旦京都に還り給ひけるが、幾ばくもなく逃れて吉野に行幸し給へり。是より吉野の朝廷を南朝と申し、京都の朝廷を北朝と申す。是に於て宮方武家方の争は遂に後深草、龜山兩天皇の御子孫の間の御争の姿となり、天下の騷亂是より五十七年の久しきに及べり。(同上百十七頁)

編者は卷末に敷衍して曰はく、

尊氏は使を遣はして後醍醐天皇の還幸を請ひ奉らしめしに、天皇已むことを

得ずして之を容れ給ひ、特に義貞に勅して皇太子恒良親王及び皇子尊良親王を奉じて北國に赴き、再舉を謀らしめ給ひ、十月十日遂に京都に還りて花山院に入り給へり。されど尊氏は初より之を尊崇し奉るの意なく、兵を置きて天皇を監護し奉り、供奉の公卿以下の官爵を奪ひ、諸將を拘留し、又神器を光明天皇に傳へんことを請ひ奉るに至る。是に於て天皇已むことを得ず、擬器を光明天皇に傳へ給ひ、光明天皇より太上天皇の尊號を受け給へり。されども是固より其の御志に非ざれば、やがて十二月二十一日夜に紛れて京都を出て、神器を奉じて吉野に幸し給へり。是より南北に兩朝廷あり。吉野の朝廷を南朝と申し、京都の朝廷を北朝と稱へ、兩朝相對すること五十七年の久しきに涉れり。(同上百二十四頁)

と。かつ兒童用教科書の卷末には、天皇の御歴代表を掲げて、神武天皇より光嚴天皇に至るといふ欄には、後醍醐天皇の次に光嚴天皇と記し、南北朝の欄には、南朝として

後醍醐天皇

一九九六—一九九九



後村上天皇 一九九九—二〇二八  
 長慶天皇 二〇二八—二〇三三  
 後龜山天皇 二〇三三—二〇五二

北朝として

光明天皇 一九九六—二〇〇八  
 崇光天皇 二〇〇八—二〇一一  
 後光嚴天皇 二〇一一—二〇三一  
 後圓融天皇 二〇三一—二〇四二  
 後小松天皇 二〇四二—二〇五二

と對立せしめたり。本書の編者は、南北の兩朝を全く對等視して日本臣民の腦裡に印象せしめむと欲したりしなり。

編者は其の所見を懇懇に告白して、本書の使用者たる教師に注意すらく、本課に於ては後深草、龜山兩天皇が御兄弟を以て相繼ぎて即位し給ひしより、皇位は兩皇統の間に交互に繼承せらるることとなり、姦臣之に乗じて其の私

を成し、遂に南北兩朝の對立を見るに至りし顛末を明かにせんことを要す。南北兩朝の對立は、遠くは安德、後鳥羽の兩天皇、近くは後醍醐、光嚴の兩天皇の同時に皇位にましませしと同じく、我が歴史上の一時の變態にして固より常例を以て律すべきに非ず。舊説或は南朝の皇位を認めざるあり、或は之に反して北朝を以て閏位となすありと雖も、要するに鎌倉時代に於て持明院後深草天皇の御子孫、大覺寺龜山天皇の御子孫の兩皇統の交互に皇位を繼承し給ひしもの偶々時を同じくして南北に對立し給ひし一時の現象にして、容易に其の間に正閏輕重を論ずべきに非ざるなり。(同上百十八頁)

と。これもまた一種の歴史觀といふべからむ。されど、國に同時に二天皇なかるべきことを信條とし、國體を重んじ、大義を明かにせむと欲する者、誰か此の熟慮を缺ける歴史觀に首肯すべき。

しかも、此の書の國定教科書なるからに、全國數十萬の小學教師は之を講演せざるべからず。數百萬の小學兒童は之を讀誦せざるべからず。次代國民の腦裡は尤に本書の感化する所となるべきや明かなり。



そもく本書は如何なる人によりて編述せられしものなるか。文部省における教科書編纂委員は、第一第二第三の三部に分たれありて、今回の歴史教科書に關する第二部の委員は、男爵辻新次氏を部長とし、三上參次、萩野由之、田中義成、喜田貞吉の四文學博士、文部省參事官牧瀬五一郎、同視學官榎山榮次氏等すべて七名にして、今回の歴史教科書を執筆せし者は喜田貞吉氏なりとの事なり。この教科書を編纂するに當りて、委員會を開く場合には、他部門の委員といへども成るべく出席すべき規定にして、該歴史教科書稿案決定の當時は別に甚しき異論を見ずして通過せしなりと聞ゆ。

國定教科書の編纂は國民教育上の一大重事にして、その編纂委員に選任せられたる者は、専門の學術界に若しくは教育社會に重望あるべき人々なり。國定教科書もまた一代の偉觀ならずや。

### (三) 文部省開催中等教員講習會

文部省が全國の師範學校、中學校、高等女學校などの教員を時々相集めて、

種々の學科の講演を聴かしむるは、文部省の爲せる事業中の一美事といふべきなり。昨年の秋また此の種の講習會は開催せられき。その目的が主として各學科擔任教員の學力を増進せしむるにありたるべきは勿論なれども、また講習員をして各自其の府縣に歸りて後小學校教員の講習會の講師として新智識を傳播せしむる爲なりともいへり。昨四十三年の秋所催の講習會には國史に關する講演ありて、講師は文部編修たる文學博士喜田貞吉氏なりき。

聞く所によれば、この講習會における喜田氏の講演には、南北朝對立の事實に關して縷々述ぶる所あり、氏は此の講演が講習員に能く理解せられて歴史上の信念に影響ありしかを試みむために、時々その事を發問したりきといふ。然るに講習員の多くは氏の講演に不満を抱き、中には慷慨禁ずる能はずして、講演の要領は會得したれども國史上の信念は俄に動かすべからずなど答へし者もありしやに聞ゆ。かゝる矢先にあたりて、今年國定教科書中の南北朝問題に關して物議生じたり。世論の囂々たるも偶然にあらざるべし。

### (四) 質問案の成行



新聞紙の報ずる所によれば、代議士藤澤元造氏は最初質問案提出に際して、自ら筆を執りて、左の如く認めたり。

- 一、神器は虚器にして皇位と没交渉なりや
- 二、足利尊氏は反逆の徒にあらざるか
- 三、勤王の諸氏楠、新田の諸公は忠臣にあらざるか
- 四、文部省の編纂にかゝる尋常小學校用の日本歴史は國民をして順逆正邪を誤らしめ皇室の尊嚴を傷け奉り教育の根柢を破壊する憂なきか

然れども、前三項は餘に過激に失すと認め、自ら抹殺し、最後の一項のみを以て質問案を認め提出せしなりといふ。

この質問案が帝國議會に提出せらるゝや、文部大臣は藤澤氏に會見を求めて切に質問書の撤回を懇請し、なほ三上、喜田兩博士を紹介して編纂の趣意を聴かしめしかば、藤澤氏は松平康國、牧野謙次郎兩氏と共に其の陳辯を聴きしかども、要領を得ずして相別れたり。

こゝに於いて、藤澤氏は伊勢の太神宮に參詣して、質問の決心を固め、更に

大阪なる父南岳翁にも面會して、質問に關する相談をなし、いよいよ二月十六日には議會に出席して質問演説を實行せむ心組にて、十五日に上京せしなり。この間における政府の恐慌は一方ならざりしが如し。百方手をまはして、その質問案を撤回せむことを謀り、下岡農務局長は桂首相の旨を受けて、元造氏の父南岳翁に書を寄せ、該質問案を撤回せむとを懇請せり然るに翁は左の返書を送りて之を斥けたりとか。

拜復過日來教科書事件に就き御周旋被下候由仄に拜承奉拜謝候御手書中に累を皇室に及ぼすとは一切不可解の語なり元造の趣旨は單に文部省教育の本源を二つに被成可からざるの趣意のみ第一に皇室の聖德を損害するやうのこと之なく第二に正史を基とし邪史に據らざることに第三に昨年發行の書冊中不倫不當の語は一切御改正奉望候事之れあるのみにて勿論閣臣方始め奉り一人一個の論には無之候間唯議場の口論に陥らず候様改成の事充分御承知奉希上候邪史とは正邪忠奸を混雜し或は天皇御謀叛尊氏舉錦旗などの類正史とは皇統の御争ひにあらず、尊氏が奸を働きて己れの邪を覆ひ惡を看破するもの即ち



水史大日本史なり外史の類なり累を皇室に及ぼすなどは意外の事充分に御考被下度候且小松原君へ御口頭の失禮は御許し被下、過ちを知り早く御改正被下候様、若しや過ちを文り小人の列に陥られ候ては大變なり國家の爲痛惜に候間充分御訂正被下度候貴兄も充分に御知音の人々に尊氏、直義等の奸骨既に冷かなる者に被欺罪を源義公、頼山陽諸公に獲ざる様大聲叱呼を請ひ候又皇室は後小松帝後神器所存正統堂々小民等不敬の語を吐くべからず況や稍知讀書の御心配は無用なる旨御心得有度他は後便を期し候早々 紀元節の後一日されば政府は藤澤氏の上京を待ち受けて、種々の牽制策を用ひ、遂に藤澤氏をして最初よりの志を翻して、代議士の職をも辭するに至らしめたりとぞ。質問案は忽ちにして雲隠れとなりぬ。國民は齊しく怪訝の間に鎖されたり。されど思へ、南北朝正閏問題は一代議士の進退によりて決するものにあらずるを、また思へ、本問題は單に小學校用の教科書のみに関するが如きものにもあらずるを。學者も、教育者も、政治家も本問題の研究に一步を進めて、大義を明かにし、名分を正し、以て國體に關する民心の動搖を沈靜せざるべからず。

此に於いてか、有志の士は奮然として起てり。見よ、水戸市教育會は二月十八日附を以て、左記の如き建議書を文部大臣に宛て、提出したり。

建 議

尋常小學日本歴史卷一教師用下百十八頁より百十九頁に至る南北朝に關する注意の部は別記理由書の通り國民教育上不穩當と思考せられ候間御加除相成度本會の決議に由り此段及建議候也

明治四十四年二月十八日

水戸市教育會長 菊池謙二郎

文部大臣小松原英太郎殿

理 由 書

一、大日本史が南北朝正閏論を唱道せし以來之に關する國民の倫理思想は一定し南朝方の將士は當然忠誠の士にして北朝方の將士は姦佞の輩なりと固信じて疑はざる所なり、然るに今俄かに兩朝の間に正閏輕重の區別を立つべからずといへば是一朝國民の倫理思想を變改するものにして穩當の措



置と謂ふべからず、現在の小學教師は業に既に南朝正統説を以て教育せられたるものなるに其思想を枉げしめて兩朝對等論を兒童に説かしめんとするは徒に虚偽の言辭を弄せしむるものにして教育の根本義を誤れるものなり、若し大日本史の正閏論に誤謬ありて之に準據せる倫理思想は大害を生ずるものとせば之を變改するは正當の業なりと雖も正閏論は我國體の上より見るも史實の上より見るも將た教育の上より見るも錯誤なきのみならず正當の説なり況んや明治三十三年十一月十六日大日本史の選者たる徳川光圀卿に正一位を追贈せられし時、詔を以つて光圀が皇統を正閏し人臣を是非せしことを是認して稱美し給ひしに於てをや、南北朝の正閏に關する一般の思想は一定せること前述の如くなるが特に當地方は大日本史發生の地にして大日本史を稱美あらせられたる 聖旨に感泣するが故に其思想の根底は牢として抜くべからず一朝正閏説を翻して對等論に従ふは小學教師等の忍ぶべからざる所ならん、要するに一片の命令を以て國民の倫理思想を變改せんとするは教育上甚だ取らざる所なり。

一、南北兩朝を對等とするときは國定教科書に明白なる矛盾を生ず、即ち尋常小學日本歴史卷一に「神器は代々の天皇相つたへて皇位のみしるしとなし給へり」とありて皇位と神器とは離るべからざる者と斷定せるに關せず神器を有せざりし北朝をも正統となすは矛盾なり、南北朝の對立は一時の現象なるが故に常例を以て律すべきにあらず、故に矛盾する所なしと辯ぜんか、一時の現象即ち變態なればこそ大義名分を明かにする要あり、變態なるが故に正閏の區別を立つる必要は生ずるなり、一時の變態なるが故に不刊の大典を以て律すべからずとせば是亂臣賊子に口實を與ふるものなり、亂臣賊子起りて爰に始めて變態を生ずるものなればなり、一朝の變態なるが故に正閏輕重を論ず可からずといへる思想を以て國民を教育するは甚だ危険なり。

一、南北朝の間に正閏輕重を立てざる國定教科書は御歴代數を兒童に教示せざる方針を執れども處々に御歴代數を點出するは撞着なり、即ち尋常小學日本歴史卷一に「神武天皇は我が大日本帝國人皇第一代の君なり」とあり、高



等小學日本歴史卷一に「神武天皇より九代を経て崇神天皇位に即き給ふ」とあり、又尋常小學讀本卷九に「人皇第十二代景行天皇の御代」とあり、南北朝以前の御代數は算定し得るが故に教示すれども南北朝以後は算定し難きを以て教示せざる方針なりとすれば是甚だしき僻說にして歴史教授の統一を缺くものなり、南北朝以前の御代數を教へられたる兒童が南北朝以後の御代數を問へる場合に教師が之を指示せずとせば統一を缺けるなり、若し又斯の如き場合に南朝より算ふれば何代、北朝より算ふれば何代なりと言はゞ兒童をして一種奇異の感想を抱かしめ教育上甚だ忌むべきこととなるなり、抑々國定教科書は御歴代數を教示せざる方針なるが皇統連綿として無窮なる我國體を知悉せしむる國史の教授に御代數を教へざるは國民教育の本旨に背反するものと謂はざるべからず。

一、小學校用の國史は南北朝を對等とするに拘らず中學校の國史教科書として文部省の檢定を受けたるものは悉く南朝を正位とし北朝を閏位とせり。是小學校と中學校との國史教授上溝渠を穿てるものにして教育上の缺陷な

り、矛盾なり。

一、南北朝の間に正閏輕重を立てざるときは當時兩朝に屬せし將士の是非曲直、甚だ不明となり倫理思想を養ふこと能はず國史教授上倫理思想を養成する好個の材料は南北朝時代に及ぶものなし從來の如く南朝を正統とし北朝を閏位とするときは南朝に叛抗せしものは姦臣にして北朝に對抗せしものは忠臣なること一見甚だ明かなり、然るに兩朝を正統とするときは忠姦の區別甚だ曖昧模糊たるに至るべし、國定教科書には説明として尊氏は武家政治を再興せんとしたるものなるが故に皇室に對して忠誠の士と謂ふべからずとあれども武家政治を興せしものが皇室に對して不忠の臣なりと謂ふべからざるは源賴朝に見るも徳川家康に見るも明かなり、家康の如きは別格官幣社に祭祀せらるゝ光榮を荷へるにあらずや、縦ひ武家政治を再興せしが故に不忠の臣なりとするも斯の如き理由は尋常小學校の兒童をして了解せしめ得るものにあらず、了解せしめ得ると豫想するは到底机上の考案たるを免れざるなり。已上



また國民黨にては、二月二十一日を以て大逆事件並に南北兩朝正閏論に關する左の決議案を衆議院に提出したり。

決議案

恭く惟るに我日本帝國たる肇建極めて遠く載史の久しき世界に多く類例を看ず是れを以て時に治亂なきに非ずと雖皇室に對し奉り未だ嘗て大不韙を犯したる者あらず是れ列聖覆育の皇澤深く民心に信孚するに由りてなり況や今上陛下登極以來宵衣旰食大政を親らし民を視ること赤子の如く撫愛至らせられざるなきに於てをや又況や聖恩宏遠國運に立鑒し夙に國家を憲政に納れ臣民の慶福を増進したまふに於てをや然るに今や陛下御宇の下に悖逆彼が如き狂豎を出し以て國體の尊嚴を汚瀆せり是れ陛下の忠誠なる舉國臣民の恐懼惶惑措く能はざる所なり唯是れ悖逆彼が如き狂豎を出したるは閣臣亦責を逃るゝを得ず彼や閣臣陛下の政府に坐し大政の輔弼に任じながら悖逆の企を未萌に杜絶する能はず又遂に刑獄を起すの已むを得ざるに至りたり是れ身閣臣として陛下の朝に立つ者の自ら安んずる所なる歟且つ閣臣等は國民中少しく詭激

の新説を講ずる者を請れば直ちに目して吾國を危くするものと爲し威迫脅壓至らざる所あらず終に驅りて彼が如き狂舉を激成せしむるに至りたり是れ亦其身閣臣として陛下の朝に立つ者の自ら安んずる所なる歟一旦罪を展座の下に待ちたるに似たり而も其意特恩を冀ひ一たび優旨の下るに會へば罪責共に滅すと爲し誦々として自得の情を掩はず是れ人臣たる者の君主に奉對するの道と爲す歟將た大臣たる者の輔弼の責に任ずる所以と爲す歟獨り是のみにあらざるなり國民教育なるものは立國の要義に合し國民の國民たる志操精神を涵養するものならざるべからず然るに政府が國定教科書の一として昨年四月より普く全國の小學に課したる日本歴史に於て皇祖の神誓と皇室典範とを藐視し赫々たる天皇神器の在る所を問はず萬世一系の皇祚に對し奉り敢て濫りに正閏なしとの妄説を容る斯くの如きは蚩々たる閭巷の小民と雖も未だ嘗て夢想にだに上せざる所なり而して政府は公然之を國定教科書に録載し之を全國に布行して忌憚する所あらず願ふに一國の人民は是より歸向を失ひ同時に權姦口に藉するの大端を滋啓せんとす閣臣たるもの夫れ何の



辭ありて此罪を通れんとする歟  
 帝國憲法第十五條を按ずるに曰く國務大臣は天皇を輔弼し其の責に任ずと閣  
 臣今や輔弼の道を失ふこと斯くの如し宜く自ら處決して元首に奉對するの責  
 任を明にすべし右決議す

理由書

皇室に忠誠なる我國民中より偶悖逆の徒を出したるは國民一般の恐懼に任へ  
 ざる所にして其罪惡の容すべからざるは固より言をも待たず然れども金甌無  
 缺の帝國に於て彼が如き不祥の事體を現出せるもの一分は施改の其の道を失  
 へるに職由せり一種の理想に根據せる社會改善説は今や布きて萬國に在り審  
 に之を甄別すれば其の中には自ら急漸の同じからざるありと雖も謂ふ所の無  
 政府主義とは覺然歸趣を異にせり然るに關はず政府は之を同一視し苟くも  
 社會改善上の新説を講ずる者あれば其の如何を問はず舉げて之を無政府主義  
 の徒となし高壓至らざる所あらず是が爲に往々無告の窮地に摘せられ永く冤  
 枉に苦しむ者の勢からざるは政府自らも之を認むる所なり近頃は狂悖彼が如

き不祥の事體を目睹するに至りしものは半ば政府の之を激成せるに由らずん  
 ばあらず其失敗豈容るを得んや若し夫れ萬世一系の皇祚に對し奉りては赫々  
 たる皇祖の神誓に頼り國に根本法の存するあり之に加ふるに推古天皇の憲法  
 を以てし之に加ふるに文武天皇の大寶令を以てし其義炳焉日星の如きものあ  
 り不幸にして中葉以降の時兩朝の状態を現出したるが爲に皇威の陵夷となり  
 大權の下移を馴致せしも尊王愛國の士是を悲憤し世を易へ人を代へ正閏の別  
 を辯ずるあり是に於て乎大義名分再び昭明なるを得て國民皆王愷に敵し以  
 て明治の維新を翼成したりしなり故に維新以降今日に至る迄の諸法制は概ね  
 此確然公定せられたる大義名分の上より成立せざるはあらず然るに政府は國  
 定日本歴史を發行して南北兩朝に正閏なしとの妄説を公布し毫も忌憚する所  
 あらず是れ明かに明治制法の破壊なり就中皇室典範の破壊なり且つ是れ國民  
 教育なるものは國民の國民たる志操精神を涵養するを以て目的とするものな  
 り而して國定教科書の説示する所や彼が如し之に同化せらるゝ所の未來の國  
 民は其れ何を正鵠として以て皇室に奉對す可きや人心の歸向を失ひ權姦の觀



観を生ずる禍機は伏して北に在り獨り是のみには非ず等く國定日本歴史なり  
 然るに尋常小學科の教科書には光嚴天皇を絶對の皇位に入れ高等小學科の同  
 書にき同一の天皇を對立の皇位に收む又等く國定教科書なり然るに其日本歴  
 史に於ては南北兩朝に正閏なしと説きながら其の小學讀本に於ては北朝の軍  
 を指して朝敵と斥稱せり國民たる者は夫れ何れにか適從せん是れ明かに國民  
 教育上の無政府主義を顯現するものに非ずや政府の失態や其れ斯くの如し爰  
 に閣臣の引責處決を決議する所以なり

また文學士内田旭及び三鹽熊太の兩氏は大日本國體擁護會といふを設立して左  
 の如き主意書を發表したり。

南北兩朝の正閏に關しては、水戸義公山崎闇齋以來、大義名分上より、南朝  
 を以て正統と論定し、識者舉て之に従ひ、國論又一致し、此の精神は、遂に  
 皇政興復の偉業を成すに至れり。是れ二百年來歴史の證明する所にして、今  
 新に理論を述べざるも、此の大義名分が、我が國體の精華たること、復た言  
 を待たず。之を以て今上陛下は、近年に及び義公に正一位を追贈せられ、維

新以來、政府も亦此の主意を探り文部省は創立以來今日に至るまで、中學校  
 所用の日本歴史には、南朝の正統なるを承認して、之を生徒に課せしめ、正  
 統天子に奉事するの大義を以て、今上陛下に奉事するの忠誠となし父師の教  
 ふる所、子弟の受くる所、皆此れに遵はざるは莫し。然ども今や國民の思想  
 は、専ら勢利に趨き、士人の行爲は、道義を顧みず、甚しきは皇室に對し奉  
 りて、敢て不軌を圖る者出づるに至れり。此の時に當りては、尤も綱常の扶  
 植を大聲疾呼せざるべからず。而るに文部省は却て正統大義の主意を變じ、  
 小學日本歴史を改編して、南北兩朝對立の體となし、其の參考書には「南北兩  
 朝の間容易に正閏輕重を論ずべきにあらず」と明言し、忠君の道も其の本を二  
 つにするに至り、海内の萬衆をして「大義名分」の意義に疑惑を抱かしめ、人心  
 は動搖して、適歸する所を失ひ、世を舉げて將さに益々綱常を蔑如し、専ら  
 勢利に依附せんとす。此れ實に國民教育の標的を失ひ、臣民統一の綱紀を紊  
 り、國家安危の關する所にして、其の禍害たるや最も大なり、是を以て吾儕  
 は憂慮措く能はず、速かに大義名分の明確なる國論を集め、文部省編纂の小



學日本歴史を廢棄せしめ、以て人心の歸嚮を定めんと欲す。伏して冀はくは海内同感の志士翕然として來應し、以て大に援助せられんことを。

また二月二十六日には、水戸市において本問題に關する講演會を開き、東京よりは市村、姉崎の二博士、笹川、木山の二學士など出演せり。また二月二十七日には、政友會中の有志者たる戸水寛人、東武、奥田榮之進、橋本次六、山本梯次郎、山岡國吉、川上英、井上角五郎、中村啓次郎、高橋直治、大井卜新、小久保喜七、名村泰藏、根岸曙太郎、根本正、鮫島慶彦、粕谷義三、伊東祐賢、上野安太郎、長島鷺太郎、渡邊勘十郎、上柳喜右衛門、河野郁太郎、福岡精一、翠川鐵三、宮古啓三郎、望月圭介、木下義之の二十八人、紅葉館に會合して、

決 議

吾人同志は教科書失態問題に對し左の決議を爲す

- 一、速かに教科書の改訂を爲さしむること
  - 一、速かに當局者の責任を明かにせしむること
- といふ決議をなし、なほ

關東 渡邊勘十郎 近畿 中村啓次郎 東北 東 武  
 中國 望月圭介 北信 山本梯次郎 東海 福岡精一  
 九州 奥田榮之進 四國 高山長幸

を實行委員として、運動を一任したり。

また三月七日には、貴族院において、徳川達孝伯及び高木兼寛男は文部大臣に對して教科書に關する質問を試みたり。また三月十五日には、國民黨代議士村松恒一郎氏より左の如き質問書を衆議院に提出したり。

- 一 政府は南朝の正統なるを認め教科書改正に着手したる如し然るに同一の委員にして先には兩朝並立説を主張し今又翻て南朝正統に一致したるは如何なる理由に基くや
- 一 政府が南朝の正統なるを認むるに至れるは如何なる事實上の根據に基き且つ如何なる理由に依るや詳細に之を明示せん事を望む
- 一 政府既に其非を認めて教科書の改正に着手したる以上過去一年間忠奸正邪の別を紊り國民思想の動搖を惹起し國體の基礎を危くせんとしたるに對



し内閣は何故速に處決して其責任を明かにせざるか  
このほか、或は弘道會にても活動せむとし、丁酉倫理會にても何事をか擬議せ  
りといへり。我等は是等諸有志の猛火の如き運動が如何に成行くべきかを知ら  
ざれども、以て本問題に對せる一般の傾向を察すべし。我等もまた本問題の決  
して沈黙に附すべきにあらざるを知る。たゞ先づ靜に本問題に關する先哲の注  
意を回顧せむと欲す。

仲 林 光 平

君が代は殿とともに動かれば  
くだけてかへれ沖つしら波

### 三 過去に於ける本問題の回顧

#### (一) 序 説

過去に於ける南北朝正閏問題の經過如何を顧るに、既に遠く室町時代に於い  
て之に關せし著作は有りしが、其の後江戸時代に入りては、今回に劣らざる底  
の議論を闘はしたりし時代の有りたりし事を知る。然れども、其の當時は未だ  
史實と名分論とを分離して研究するの程度に進まざる時代なるを以て、今茲に  
之を區別することは、材料の取扱上困難なれば、史實と名分とを分たず、便宜  
に従ひ、之を各時代に分ちて叙述すべし。

#### (二) 南北朝時代より桃山時代に至る間の正閏説

##### (甲) 北朝正統の思想

北畠親房が南朝を正統なりと思惟して、南朝に仕へたる如くに、北朝を正統



なりと信じて、之に奉仕せるものも亦多かりき。その中に、北朝の大臣たりし洞院公賢の著はしし、皇代記、歴代皇記、園太曆の如き貴重なる記録は、今に存在して、明かに北朝を以て正統とし、後村上天皇以下の南朝系を省き奉れり。著作の年代は明かに知れざれども、普く人の知れる太平記にも、亦北朝を以て正統としたり。

南北合一以後、入道道欽親王光院後崇は、後花園天皇の叡覽に供へ奉らむが爲に、崇光院以來の事を記さし椿葉記の中に、崇光院は、後嵯峨天皇以來の正しき皇統なり、と記されたり。

後花園天皇の頃、朝廷の記録を預りし官務小槻晴富は、親房が神皇正統記を著はして南朝の正統を主張せし如くに、續神皇正統記を著はして、北朝の正統なるを主張し、後村上天皇を僞主なりとし、後醍醐天皇の隱岐より還幸し給ふを以て重祚なりとし、後光嚴天皇神器なくして踐祚し給ふを、繼體天皇の佳蹟に準ずるものなりと辯ぜり。

光嚴天皇踐祚の時の神器が僞器なりといへる説、近世學者の認むる所なり

しが、最近の研究によれば、此の神器の僞器にあらざる事は確なるもの、如し。此の事正閏論には直接の關係を有せざれども、間接には關係する所少からざるにより、其の説の由りて來る所を左に記さむ。

著者の觀る所によれば、蓋、此の説は花園院宸記、劔璽渡御記、竹向の記等に據れるものと認む。

又、後光嚴天皇の踐祚には、三種神器なきこと園太曆に見えたり。然るに小槻匡遠日記には、此の時内侍所渡御の儀行はれたる由見えなれば、少くとも、三種の中一種は有りたるもの、如し。

猶、室町時代に現れたる主なる記録の中、皇代略記、皇年代略記、本朝皇胤紹運錄等も北朝正統説なるが、就中、紹運錄に南帝を以て親王又は王とし、後龜山天皇の入京を以て降とするは、他に見ざる所なり。右の外、此の時代に現れたるものにして、皇代記といひ或は年代記と稱する類、少なからざれども、大抵皇代略記等に類するものなれば、皆省略せり。

以上は主に公家の手に成れる北朝説なるが、奈良興福寺の興福寺略年代記の



如き、東寺の東寺長者補任の如き、鎌倉建長寺の建長寺年代記の如き、此等室町時代の佛家の記録も亦、北朝を正統としたり。

興福寺略年代記の著作の年代は知れざれど、其の御代々々に書入せし者の如く、文中今上とあるは皆北朝の天皇を指し奉れるなり。其の中に、光明天皇を除きて南朝の後村上天皇諱憲良を加へ奉れることは、本書の外唯王年代記有るのみにて、如何にも珍らしき事なり。一説には後の錯簡なるべしと稱せらる。建長寺年代記には、すべて北朝の帝號を用ひたるが、其の今上とあるは、後小松天皇を指し奉れるなり。東寺長者補任には、唯、北朝の年號を用ひたるに過ぎず。

以上の如く、公家、佛家の記録以外に、普通俗間に行はれたる節用集には如何に記されたるかを見むに、是も亦、北朝をもつて正統としたり。本書は、正親町天皇の頃のものなるが、天皇の御系圖中誤脱の數ヶ所見ゆるは、蓋、當時雲の上の事の、俗間には詳に知るを得ざる時代の作なるが爲ならむ。

以上、公家、佛家、及び俗間にて記し、ものを綜合して觀察する時は、室町

時代の始より桃山時代に至る間、世間は一般に北朝を正統と信じ、此の御代を北朝の御代なりと信じたりしものゝ如し。

### (乙) 南朝正統説

南北兩朝の争鬪連年決せず、南朝は次第に衰運に傾き、後醍醐天皇も崩御せられければ、北畠親房は、皇統の正を失ふとあらむを悲み、名分の正さざる可らざるを慨し、延元四年秋、常陸の陣中に在りて、神皇正統記を著はして、元弘の新帝は僞主なる事、吉野の御門は正統を受け給へる事、及び神璽を具せられたる事を述べたり。蓋、南朝正統論の最も古く世に出でたるは此の書なるべし。其の奥書に「爲示或童蒙所馳老筆也」と記したるが、是は後村上天皇輔弼の任に當れるによりて叡覽に供せむがために著はし、ものにして、やがて正閏を天下後世に争はむが爲に記し、ものなるべし。

元弘延元の頃に成れる所の増鏡は、後醍醐天皇の隱岐の遷御に、璽を御身に添へられたりといひ、又其の還御を重祚にあらざと説けり。



延元より江戸時代正保年間に至るの間、即ち神皇正統記以後本朝通鑑に至るまで三百年の間、南朝の正統を論じたる者全く見えず。然れども、茲に最、注意を要する事あり。正親町天皇の永祿三年、勅して曩きに楠木正成が南朝に屬せし罪を釋し給ひ、其の裔楠木正虎を仕籍に列せられしこと是なり。この事楠文書に見ゆ。憶ふに是より先き、既に南朝に對する一般の感情は融和し、南朝僞主の説も亦自ら解けたれば、さてこそ此の詔勅の發表を見たるものならめ。此の後江戸時代の中葉に及びて、始めて南朝正統説の倡道せられたるは、其の原因、蓋、遠く此の頃に萌し、ものなるべし。

(三) 江戸時代初期の正閏説 (慶長より貞享まで)

(甲) 北朝正統説

江戸時代の初期に在りては、世間一般に北朝を正統と信じ、此の御代を北朝の御代なりと信じたりしと、室町時代と變る所なきが如し。

慶長十六年頃の著作に係れる大日本國帝王略紀には、皇位の正統を北朝に系

け、後村上天皇以下の南朝系をば記載せず。蓋、後村上天皇以下を天皇と認めざりし爲なるべし。

此の頃世に行はれたりし太平記は、室町幕府の頃より稍々世に轉寫愛讀せられ、江戸時代に入りては益々汎く行はれて、巷路にさへ太平記讀を聞くに至りたれば、一般士人の頭腦中には、殆ど太平記を暗誦するの程度に流行し、南北兩朝の事蹟は深く腦裡に刻み込まれて、南朝のために慷慨するものも亦少なからざりしかど、現在の天子が北朝の統を受け給へる故を以て、未だ南朝を正統と信ずる程度に進まず、猶一般に北朝を正統と信じたり。明暦元年版行の太平記時代帝王略系圖の如き即ち是なり。

正保元年江戸幕府の史官林道春が、幕府の命によりて本朝編年録を編輯して献上せし時、道春は頗、當時の北朝正統説に疑を抱き、南北兩朝の正偏は妄斷すべきに非ずとしたりしに、其の子春齋が本朝編年録續修の命を受け、寛文十年其の編輯を終へて献上するに及びては、北朝を以て正統とし、南朝を以て其の間に附載したり。續本朝通鑑は即ち是なり。春齋又幕府の命によりて日本王



代一覽を著はし、北朝正統説を主張し、後醍醐天皇隱岐より還幸し給ひしを以て重祚としたり。

元來春齋は學才俊秀にして、當時彼にあらざれば、編年録續修の重任を果す者なきがために、幕府は彼に破格の優遇を加へ、又諸般編輯上の便宜を與へし事、詳に國史館日録に見えたれば、本朝通鑑は元より官撰に相違なかるべく、隨ひて其の北朝正統説は、即、幕府の所説と見て差支なかるべし。爾來林家は北朝説をとり、水戸家其の他の南朝正統論者を抑制したる事、下の天朝正學、陵墓一隅抄等に見ゆ。

此の期間寛文中、鵜飼信之は本朝編年小史を著はし、釋圓智は大日本帝王年代目録を作り、何れも北朝を以て正統としたるが、王代一覽と編年小史とは、當時最も世に行はれたれば、後の北朝説者を云々するものは、此の二書を標的として近世行はるゝ王代編年の書北朝を主としの語、諸書に見ゆるに至れり。

## (乙) 南朝正統説

世は皆北朝の正統を信じつゝある時に際して、南朝正統説を倡ふるは、蓋、青天の霹靂なるべし。或は是より以前既に、斯かる説の有りしやも知るべからざれ共、今は知るに由なし。さて此の期間に於ける南朝正統説に五あり。林道春其の子春齋、徳川光圀、前田綱紀、山崎闇齋、及び紫野の僧義統の所説是なり。

(1) 林道春同春齋 江戸時代に於いて、南朝正統説の最も古く倡へられしは、正保元年林道春の本朝編年録後本朝通鑑ト改稱スの成りし時にあり。彼の説又南狩録に見ゆ。蓋、春秋通鑑より來れる名分論なるが如し。是は國史上の大問題なるが故に、道春は兩朝の正閏に就きて妄斷を加ふることを避けたれども、眞器は南帝に在りとし、尊氏を賊とし、名分は紊すべからずと論ぜるより見れば、道春が南朝を以て正統と思ひたりし事、知るべきなり。

又道春の子春齋は、後には北朝説をとりたれども、其の始め萬治三年の頃は、南朝正統説者たりし事、其の著本朝稽古編に見ゆ。

(2) 徳川光圀 水戸城主徳川光圀の南朝正統説は、何年頃の創見に係る



か、知るを得ざれども、蓋、明暦三年史局を擬設せし頃の事なるべし。其の所説は、春秋通鑑の名分説と、我國體上の名分論とより來りしものなるべし。而して大日本史の舊記傳には南朝を本紀とし、北朝を列傳としたりきといふ。此のこと修史始末に見ゆ。

(3) 前田綱紀 金澤城主前田綱紀は、母舅徳川光圀、岳父保科正之の學徳を受け、晩年又吉川惟足を聘して神道、國史の講説を聽きたるが、是より先き、既に南朝の正統を認め居たりき。寛文十年、狩野探幽をして楠木氏父子櫻井・袂別の圖を描かしめ、朱舜水をして其の贊を作らしめしが如きは、是が爲めなりといふ。此のこと加賀松雲公に見ゆ。

(4) 僧義統 義統の南朝正統説は延寶八年にあり。彼が所説は、北朝の五主を外にし、南朝の三皇を内にし、南北合一以後正統を 後小松天皇に係けたる事、其の著靈會日鑑に見ゆ。是は日本通紀の説に據りて記し、由なれども、編者未だ日本通紀を見ざるにより、今姑く日鑑によりて記せり。

(5) 山崎闇齋 闇齋の南朝正統説の創見も亦何年頃にありしか知り難し

と雖も、蓋、明暦三年倭鑑起稿以後のとなるべし。其の所説は、朱子學の名分説と、神道の神器の説とより來れるもの如く、南朝を本紀に立て、北朝六帝紀を以て之に附載したり。闇齋遂に倭鑑の稿を脱せずして歿し、其の書今傳らず、隨うて其の詳説を知るを得ざるは眞に惜むべし。

茲に注意すべきは、大日本史と倭鑑との體裁の稍々一致せる事是なり。唯、大日本史は北朝五主紀を以て、後小松天皇紀の首に係けたると、倭鑑は北朝六紀を以て、後醍醐、後村上の二紀に分けて附載せるとの差あるのみ。

猶、吾人の意外に感ずるは、義統が斯かる學説を世に公にせし事なり。道春は正閏の妄斷を避け、綱紀公と闇齋とは終に世に公にせず、光圀公も亦未だ世に發表せられざる時に於いて、斯の如く、朝廷及び幕府に不利益なる説を發表したるは、如何にも青天の霹靂なり。

(四) 江戸時代中期半上の正閏説

(元祿より天明まで)

(甲) 北朝正統説



此の時代に於いては、曩に太平記、王代一覽、編年小史等の一般に行はれたる爲か、歴史的著作の世に出でたるもの少なからざれども、大抵通俗のものにして、多くは北朝正統説に係る。即、伊藤東涯の帝王譜略國朝紀、巨勢玄仙の本朝歴史略評註、貝原益軒の和漢名數、長井定宗の本朝通紀の如きは是なり。此の他之に類せるもの少からざれども、概ね省略せり。

此の頃、公家、儒家、神道家等の間に、南朝正統説勃興したるが、寶永正徳を経て享保の頃に及びては、益々盛になりて、互に論難攻撃の激甚を見たり。

元來北朝正統論者中にも多種ありて、一樣ならざる事なるが、就中建武至明德帝都南都兩統之問答の著者は、尊氏は院宣を奉じたるが故に朝敵に非ずと論じ、後醍醐天皇の重祚は三上皇を蔑視したるものなりといひ、復び神器を渡されたる時のものは賈物にはあらずといひ、北朝は正統なるが故に繁榮したるは當然なりといひ、南朝が神器の渡御を強ふるは、寶祚を護る所以にあらず、と論じたるが如きは、其の論難の一例なり。

## (乙) 南朝正統説

### (5) 諸家の南朝正統説

(1) 徳川光圀及び其の史臣 天和の頃までは、北朝を以て猶列傳中に加へたりし大日本史は、其の後之を改め、北朝五主を以て、後小松天皇本紀に附載し、元祿十年に至りて全く稿を終へたり。其の主とする所は、正朔を南朝に繋げ、神器の所在によりて正閏を決し、光嚴天皇の神器をもつて新神器なりと斷じ、三神器京都に入るに及びて、始めて統を後小松天皇に歸したり。是皆光圀公の創見に係る。其の事修史始末及び年山紀聞に見ゆ。

水戸史臣の中、南北朝の研究に就きて最世に知れたるは、栗山潜峰、三宅觀瀾、安積澹泊なり。潜峰は神器の在否によりて人臣の向背をトせむと論ぜしと保建大記及び保建大記打聞に見え、觀瀾は正統を以て義にありて神器にあらずとせること、中興鑑言に見ゆ。澹泊は潜峰の説に賛成して云はく、皇統の上に於いては南北兩朝何れも輕重する所なきにより、唯神器の所在を視て正閏を辨



ずるのみ、光嚴光明は神器なきにあらざれども、眞の神器にあらざれば、神器なきに同じ、神器の眞と偽とは人心の向背に係り、道と器とは二ならざれば、神器の所在即正統なると明かなりと論ぜり。この事、大日本史賛藪に見ゆ。但、觀瀾は後に水戸を去りて幕府に仕へ、其の説を變ぜしを以て、後人の譏を受けしこと、天朝正學に見ゆ。

元祿二年、水戸史局に於いて、太平記の異本を校合し、参考太平記と名づけ、其の終に南朝正統説を附載して、同四年之を刊行したるが、頗、世に行はる。又元祿五年、光圀公は碑を湊川に建て、楠木氏を表彰したり。此等の事有りしより以來、天下志士の義心を感發し、爾來南朝正統説世に認めらるゝに至りたり。前田侯爵家の説に依れば、朱舜水の此の碑文は、先きに寛文十年、前田家所藏の櫻井袂別圖の賛なりしを、又此の碑に刻したるなりといふ。

(2) 前田綱紀 綱紀夙に南朝事蹟の多く世に知れざるを慨して、神器の傳授常に南朝に在りしが故に南朝は正統なりと説けり。公又、時人が勢の強弱に惑ひ正偽を辨ぜざるを慨して、正統説を全國に傳へて帝政恢復の助となさむ

と言はれたれども、遂に所説を世に弘むるに至らざりき。此等の事公の著桑華字苑及び松雲公林家往復書簡に見ゆ。公又南朝實錄(加賀松雲公)の編輯を企て、若干卷を起草したれども、全く稿を終へずして薨ぜしは惜むべし。

(3) 伊達綱村 仙臺城主伊達綱村は、元祿時代に於ける大名中の史家なり。伊達正統世次考を著はし、心竊に南朝の正統を認めたり。さるにも拘らず、予敢テ南朝ノ正統ヲ議スルニ非ラズと穩健なる言辭を用ひ居たるは、蓋、當時史家の議論に上り居る所の南朝正統説に左担するとの、飄輕の如く見ゆるを避けたるものならむ。

(4) 神道家の南朝正統説 此の期間に於て、最、南朝の正統を主張したるは正親町流の神道家なり。此等神道家の中、京都に正親町公通卿あり、江戸に跡部良顯あり、名古屋に吉見幸和、天野信景あり、其の他淺見綱齋、谷重遠等あり。蓋、此等の人の所説は、其の師山崎闇齋の神道上に於ける學説を紹述せしものなるが如し。

(イ) 正親町公通卿

は武家傳奏にて才學あり、正親町流の神道をもつて



一家を爲せり。深く神皇正統記の所説に感激し、正統記の後を繼ぎて論述する所あり、名けて無窮記といふ。又跡部良顯の筆記に係れる正親町公通卿口訣といふものあり。此等によりて稍卿の所説を知るを得れども、詳細の事は今知るを得ず。正親町伯爵家にては、天明の火災に記録を失ひて、今、卿の南朝に關する記録は一も存在せずといふ。

(ロ) 跡部良顯 は幕府の士なり。後、傳を公通卿に受く。ふかく南朝の正統を信じ、義理を以て之が解釋を試みむとし、言頗る過激に亘る。佐藤直方著楠正行筆記の終に題せる文の中に、神皇正統記を評して、一身怨怒の私論なりとさへ云へる程なり。又世人の北朝を正統と認むるが如き、或は南北兩朝を並稱するが如きは、畢竟大義に暗きがための罪なるを慨し、私に之を改正せむとの意ありて、南山編年録を著はしたれども、憚る所ありて遂に世に出さざりき。

(ハ) 天野信景 は尾張東照宮の祠人なり。傳ナ誰ニ受ケシカ詳ナラズ彼の祖先が嘗て南朝に屬せし故を以て、南朝の事蹟を探究するに至りしと鹽尻に見ゆ。信景また續神皇正統記考の説が大義を謬るを慨し、之が辨を作りて、光嚴天皇の御即位

は詔命にあらざるが故に僞主なりといひ、後醍醐天皇隱岐よりの還幸には、璽の箱を持ち給ひたれば重祚にあらずといひ、後村上天皇は親しく神器の傳授あらせられたれば僞主にあらずといひ、又續神皇正統記の著者小槻晴富を評して、彼は世に諂ひたり、甚しく名分の紊れたる事やと嘆じぬ、又南朝紹運圖を作り密に續神皇正統記の改正をも述作したり。

(ニ) 吉見幸和 は尾張の人、神道に一家を爲せり。寶永五年、天野信景の南朝紹運圖に跋を書せる所によるに、彼の説は、北朝、光嚴天皇は受くる所無かりしによりて正統にあらず、又、南朝、後龜山天皇の皇裔が、明德三年、南北合一以後に於て南主と稱する事ありとも、是亦、受くる所なきを以て僭主なりといへり。

(ホ) 淺見綱齋 は京都の人也。北畠親房の卓見に感じて、親房は名分に明なる人なりと賛し、吉野を正統なりと説けり。其の説によれば、後龜山天皇禪位以前に在りては、正統は南朝にして、禪位以後に於いては、天下に南北の分なしといふにあるが如し。綱齋文集收むる所の跡部良顯に答ふる書、及び割録



にその説見ゆ。

(一) 谷重遠 は土佐の人なり。栗山潜峰の保建大記の説に賛成し、常に此の書を門下に講ず。其の義理を以て主とする所は、跡部良顯よりも甚し。南北の正閏を以て、支那の正偽に例をとるは牽強なりといひ、後醍醐天皇が偽器を作り給ひたればこそ、僞主も出来たるなれといひ、後鳥羽天皇の廷臣は神器なきを恐懼したれども、後光嚴天皇の廷臣二條良基足利尊氏には、恐懼の意なきのみならず、神器に侮蔑を加へたりといひ、又持明院流は高時に依頼し尊氏に合體し給ふも、亦彼が爲めに廢せらる、畢竟何の益あるかと論ぜり。此等の事重遠の著秦山集收むる所の甲乙録、保建大記打聞、及び俗説贅辨續編等に見ゆ。

(二) 南朝皇胤紹運録の序に、此のごろ、伊勢神官度會延經、肥後の人井澤長秀、及び松下見林等の説は南朝説に近しと見え。又一條兼香公記に、鴨祐之が神器の所在をもつて正統とせし事見えたり。見林の著前王廟陵記によれば、南朝の系譜の世に明かならざるは故あることにて、心を潜めて當時の記録を見れば自得すべしとて、其の理由を言はず。蓋、憚る所あるを以て明言するを避け

たるなり。

(4) 新井白石 元來白石の北朝正統論者なる事は、世人の均しく認むる所なれども、讀史餘論に南北分立の事を論じて、光明天皇は尊氏の都合によりて立て參らせられたれば正統にあらず、其の時の人は僞主と稱せりと論ぜし所より見れば、白石を南朝論者と見る人あるも無理ならじ。依りて今姑く茲に掲ぐ。猶、下の附説を參看すべし。

(5) 味地修居の史論 修居は南北朝の分争を以て、大義名分の正しからざるに因るとし、享保十九年南狩録を作り、傳授及び登極に就いて論ずる所あり、北朝正統、南北併立の兩説を排斥したり。其の所説は、南北合一以後南北の分なしといひ、天子の尊嚴は無對なりといひ、上皇の力といふとも、此の無對なる尊嚴に對しては無効なりといひ、重祚を認むるは即ち廢立を認むるものなりといひ、傳授なき閏位の天子より受けたるは、又同じく閏位なりといひ臣下は僅に異心あるも賊なりと論ぜり。



(ろ) 水戸藩と幕府との論争

(1) 大日本史刊行に就きて大學頭林信篤の意見 水戸家は享保五年を以て既成の大日本史を幕府に献じ、猶朝廷へも進献すべき豫定なりしが、此の時將軍吉宗は、大日本史の體が極めて宜しきを得たれば、刊行せむと欲したりしに、大學頭林信篤は、大日本史が自家の説と相反するの故を以て、之が刊行を沮止せむと企て、朝廷より故障を入れしむるの得策なるを思ひ、之が刊行に就きては、朝廷の都合如何を照會したる後に於いてせむ事を提議したり。是を以て、幕府は當今の天子は正統ならざるや否やの案を提げて、時の傳奏中山兼親中院通躬に照合したり。是より引いて幕府對水戸の衝突となり、十數年に亘りて決せざる底の大問題となれり。此等の事詳に天朝正學に見ゆ。時に兼親通躬二卿は之に即答を與へず、之を攝家等に諮りたり。

(2) 一條兼香公の意見 之に對する兼香公(一〇二)の意見によれば、神器南朝にあれば、南朝を以て正統とし、南北合一以後 後小松天皇を以て始て正統

とすべし。北朝は尊氏の立つる所なれば、後鳥羽天皇の時とは例を異にするに  
より。神器なくして正統たること舊例故實據り難く、畢竟神器の歸する所即ち  
正統なり。神器の所歸によらず、只むりに北朝を以て正統とせば、神器は無益  
なりとの世論は、大に意味ありと云はれたり。猶兼香公は、北朝を正統なりと  
幕府に答へたる後、又は大日本史刊行を停止したる後に於いて、幕府より、神  
器なきに如何にして北朝を正統に立てたるかの質議を受けたる場合には、如何  
に答ふべきかを苦慮されたる由なるが、當時朝廷にても餘程議論の有りし事と  
知られたり。

又傳奏兼親通躬二卿の意見は、北朝は帝數に入り、南朝は御代數に入れられざ  
れば、北朝正統たるべきかの考にてありきといふ。

又盜人の神器を盗みたる場合には如何との疑問も亦、此頃の難問なりき。

(3) 近衛家熙公の意見 家熙公も亦夙に南朝の正統を信じたるが、其  
の所説は光圀公と同じく、神器の所在を以て正統と認めしが如し。是を以て大  
日本史の進献及び其の刊行を希望せられ、水戸に勸むるに、進献に就きての勞



を執るべきにより、先づ、後小松天皇紀の論贊等を送致すべきを以てせり。是より論贊等送致の事京人の知る所となり、京都學者間に此の問題の話題に上らざるなく、就中當今の御代に、大日本史は嘉納せらるゝとなかるべしとの評、最多數にして、三宅觀瀾が後に説を變じたりといふも、此等の説に同じたるが爲めならむ。此等のと天朝正學（まこと）に見ゆ。

(4) 大日本史刊行に就きて朝廷より幕府への回答 此の問題に就きて、近衛公の周旋も無効に了りたるものと見えて、其の後享保十六年、傳奏より幕府への回答には、南朝正統説の史籍は、當今に障あるにより、刊行相成らざる旨を以てせられたり。斯くて林家は刊行沮止の企を遂ぐることを得たり。されど越えて享保十九年に至り。幕府は終に之を認めて其の刊行を許したり。

今林家がこの抑壓を加へたる事情を察するに、光圀公が嘗て、林道春の著はし、本朝通鑑に、神武天皇を以て吳の泰伯の後と記せるとを批難したる結果、通鑑の刊行を見るに至らざる事有りしを合みて、さてこそ復讐の舉に出でし

のならめといふ。

(5) 大日本史を朝廷に献せむと請へる事 水戸家にては、曩きに進献を妨げられしを遺憾とし、享保十七年、更に公家坊城俊清の江戸に下れるに便りて、進献を執奏せられんことを請ひたり。斯くて大日本史は、後小松天皇本紀を立て、之に年號を掲書せる事、神器の北朝に歸したる以後、當今は即ち嫡統にましませば、敢て南北兩朝を軒輊したるにあらざる事、又神器の所在に正朔を係けたる事、以上の主意なれば、決して 當今の障害になるものにあらず、といへる理由書をも添へて進献したり。然るに此の後六十九年の久しきを経て、文化七年に至りて、漸く嘉納せられしを見れば、其の間の事情如何を想像するに難からず。

(は) 兩朝併立説

(1) 併立説の始め 南朝正統説の世に倡へられしは寛文頃なるが、其の漸次世に認らるゝに至れるは、元祿より享保頃の事なる事前述の如し。而して兩朝併立説も亦、蓋、其の頃に在りしものゝ如し。そは貞享元年世に出てた



る本朝年代記が、併立の意を表はせるを以て、其の證とするを得るによりてなり。南朝正統説の條に掲げたる楠正行筆記の文中に世に行はる、王代編年の書北朝を主として南朝正統の義にくらく或は南北兩朝をならべ稱す、……元祿十五年の春、跡部良顯とあるは、其の頃併立説の有りしことを證するに足るべく。又南狩録の序に、或有直以北朝爲正統者、或有以南朝爲兩統、仍主北朝者、此皆失大義、紊名分之甚者也、……享保十九年夏味池修居とあるも亦是が證とするを得べし。

(五) 江戸時代中期(中下)の正閏説

正閏及び併立説

江戸時代中期の後半期に於いての正閏問題は、前半期の盛なりしに比して、稍々沈衰せるの觀あり。されば正閏論の著作及び所説の、世に出でしもの極めて少なく、僅に數種を認むるに過ぎざるが、夫れすら注意すべき價值のもの少なし。其中北朝説に在りては、唯日本春秋の如きものあるのみ。

此の期間に於いては、國學者、勤王家等出てたれども、南朝正統に就いての著作所説等殆ど見えず。唯寶曆年間山縣大貳が柳子新論を著はし、大義名分の發亂せるを諷譏せること、及び天明年間津久井尙重が南朝編年紀略、南朝皇胤紹運録を著はして南朝を正統とし、北朝を附載せること等を掲ぐる位に止まるのみ。竹内敬持、高山伸繩等ノ正閏ニ關スル所説但、柳子新論は勤王に關することにして、正閏問題には格別必要の文字あるにあらざれども、茲に掲げて兩朝問題が常に志士の話頭に上れる狀を知るの便に供するなり。又此の期間に於ける兩朝併立説には、唯、太宰春臺の倭漢帝王年表の如きものあるのみ。本書は南北兩朝を以て兩統とし、仍て北朝を主とせるものなり。されども其の説の詳細を知るを得ざるは惜むべし。

(六) 江戸時代末期の正閏説(寛政より)

(甲) 北朝正統説

文化七年、朝廷にては大日本史の進献を嘉納せられたり。然れども、是決し



て北朝正統説を非認したるにあらず。

當時公家の間には北朝説を採るもの多數にして、文政九年、博士岩垣松苗が國史略を著はし、之を關白三條公修に呈し、公修之を奏覽に供へたるが如き、又堂上の史家柳原紀光が、續史愚抄を著はして、後村上天皇を僞主とし、南北の媾和を南方主歸降とせしが如きは、其の著しきものなり。

此の頃幕府も猶、南朝二帝を擯斥して帝列に加ふるとを爲さず、南朝正統説の著作に對しても亦抑制を加へたり。然れども、世運は、國學の進歩、王政思想の發達、南朝正統論者の鼓吹等、諸種の方面より南朝説を認めつゝあれば、其の著作は漸次増加の傾向ありたり。津久井清影が幕府に上書して、後村上後龜山の二陵を諸陵中に列せむ事を請へるが如きも其の一なり。此の事清影の著陵墓一隅抄に見ゆ。

文化五年、越後の人穂積保異年號考を著はし、其の終りに附加して云く、義公は大日本史を撰びて南朝を正統としたり。是れ漢意にして漢國の史の法に據れるものなり。漢意を以て猥りに皇朝を推すべからず。今の天皇は北朝の御末

なれば、北朝は則ち正統なりと論ぜり。

此の頃の事にて人口に膾炙せるは、鶴飼敬所が頼山陽と正閏を論じたる事なり。此の事山陽行狀往復書に見えたるが、今敬所の所論の詳細を知るを得ざるは惜むべし。されど龜田鶯谷、山陽を罵りしと八六頁補遺に見ゆ參看すべし。

茲に最も吾人の注意を要する者あり。史談會速記録に收むる所の先帝孝明天皇御宸筆に、百二十二代孫と記し給へる文書あること是なり。この宸筆による時は、御代數は北朝によりて數へ給へることを知る。即ち北朝を正統とし給へることになるなり。

神皇正統記、續神皇正統記、本朝皇胤紹運録、及び太平記の説の如く、後醍醐天皇を第九十五代と見て、此より以後の御歴代を北朝によりて數ふるに、孝明天皇の百二十二代にならせらるゝとは明なり。此の事猶、安政三年の雲上明覽大全に詳なり。

此の期間に於ける著作の中、北朝を正統とせる主なる者は、松岡辰方の本朝歷代年數記、山崎美成の増補和漢年代記集成、岡本保孝の皇緒譜、其他帝號



通覽、皇統授受圖、近代由緒、和漢年歷箋等枚舉に違なき程なり。されど多くは舊説に従ひたるのみにて、筆陣を整へて辨論したるものを見ず。爾來南朝正統説は汎く世の認むる所となりたるに、北朝正統説のみ漸次沈衰しつゝあるは、時勢が王政復古、倒幕等の點に於いて、建武中興と其の跡を同じうせるが爲めなるべし。

(乙) 南朝正統説

(1) 朝廷大日本史の進献を嘉納せらる 水戸家が大日本史を朝廷に進献し、之に理由書を添へて奉りしこと、前述の如くなるが、其の後六十九年を経て、御嘉納の御沙汰を受け、大日本史の號を用ふるを許され、又其の南朝正統説をも是認せられたれば、義公の素志も漸く遂ぐることを得たり。此等の事進大日本史表、大日本史跋及び天朝正學に見ゆ。

(2) 大草公弼 公弼は幕府の士にして、最、南朝史實に精しき人なり。南山巡狩録を著はして、尊氏逆臣の名を避けんが爲めに皇子豊仁を立て奉れること、北朝の政令其の手より出て、天子は唯拱手するのみなること、尊氏は逆

臣にして北朝は正統にあらざることを論ぜり。

(3) 伴信友平田篤胤 信友は殘櫻記を著はして、南朝の皇統は正しき皇位なり、南北の和睦を謀り御讓位を勸むるは、大義に背けるものなり、南北の和議を謀りたる所以は唯神器に異變あらむことを畏れたるが爲めならんと論じ、又南北合一以後の吉野は正統にあらざると説けり。平田篤胤も亦神器を傳ふる所の吉野は正統にして、南北合一以後の吉野は正統にあらざると説けり。其の説玉多須伎及び古史年歴編略に見ゆ。

(4) 松平頼恕 頼恕は讃岐高松城主なり。歷朝要紀を著はし。後醍醐天皇より 後奈良天皇までを記せるが、其の筆法嚴正にして、又引據該博なり。大日本史の説を紹ぎ、神器の歸する所を以て正統とせり。而して別に北朝の部を編し。之に閏朝要紀の名を附したるは他に類を見ざる所なり。後之が爲めに幕府の嫌疑を受けたりと云ふ。

(5) 頼山陽 此の時代に於て、最、著しきは頼山陽の史論なり。其の論旨、大日本史と自ら説を異にし、正閏は神器の所在によるにあらず、祖宗の意



天人の心の嚮背によると論ぜり。又後小松天皇の傳器受禪は、兩朝分派の陋を盪滌するものにして實に天祐なり、ゆゑに外史を修めて南朝の正朔を用ひ、政記を作りて北朝を分註し、後小松天皇以後大書して大統を明かにし、再び姦賊の天子を擁立することあらむを禦ぐと論ぜしこと、（日本政記、南朝正統論草稿等に見ゆ。）

(6) 山縣禎

其の後山縣禎も亦（國史纂論）を著はし、先賢の諸説を纂輯し、又自己の説を述べて云はく、後醍醐天皇神器を擁すれば真天子なり、北朝は即ち偽ならざるを得ず、北朝は賊の立つる所にして、先王の統を受けたるにあらず、然るに猶、正統を以て自ら處るは、是れ大亂の道なり、後小松天皇北統を承くるが故に北朝を正統とするは俗論なり、將士は尊氏の命を受け王室の命を受くるにあらず、而るに猶ほ北朝制を尊氏に受くるは、贅旒辨髦のみ、何ぞ正統ならんやと論ぜり。

(7) 速水行道

行道は（皇統正閏考）を著はしたれ共、世に知る人稀なり。其の所説は、天子は唯一人のみ、先帝より讓位傳授の正しく行はれざる限り、他

より擁立することありとも、そは真天子にあらず、況や私に立てたるをや。然るに世人北朝を正統とし南朝を閏位とするは、後小松天皇もと北帝なれば、今に至るまで北朝の統なりと思へるが爲めなるべしと説けり。

(8) 佐藤一齋

一齋は、我邦の南北朝は支那の南北朝とは事體迥かに異なるにより、彼の邦の例を以て視るべきにあらずと説き、而して我が皇胤には南北なきにより、神璽の歸する所を以て順とすべしと論ぜり。此のこと言志後録に見ゆ。

(9) 津久井清影

是より先き、伊藤東涯本朝帝號歌と稱するものを作りけるが、之には南朝の帝號を加へず、後、岩垣龍溪之を補ひたれども、亦南帝を加へざりき。其の後津久井清影之を改作し、南帝の號を補ひたること（陵墓一隅抄に見ゆ。）清影又上書して、後村上 後龜山の二陵を諸陵中に列せむこと請ひしことも亦前述の如し。此等は津久井氏が南朝を正統と認めたるがためか、或は兩朝併立を認めたるによるがためかは知るを得ざれども、とに角南朝の帝位を認めて此の舉に出でしは、頗、快心なり。



(10) 右の外、武元立平、鹽谷宕陰、安積良齋、清宮秀堅、福岡孝濟、中山利質等、其の他、猶、掲載すべき者無きにあらざれども、右に掲ぐる所に概要を知るに充分なりと信ずるが故に、大抵省略せり。獨、青山延子が、名分を正さむがため、又初學に便せむがために、大日本史の要を撮り、詳を汲みて成せる所の皇朝史略が、大に世に行はれ、北朝正統説なる國史略と、相並びて世人の注意を惹起せる事の著大なりしを附記するのみ。

要するに、此の期間に於ては、王政思想が諸種の點より鼓吹せられ。倒幕の舉も亦之によりて遂行せられたれば、南朝正統説も亦大に世人の認むる所となれり。

(丙) 兩朝併立説

(1) 成島司直 幕府の史官成島司直、南山史を著はし、大日本史の説を評して、一己の私言なりと罵り。北朝の皇統は長嫡の系なるが故に、又、聖祚無疆なるが爲に、僞主閏朝に非ずといひ、南朝は自ら南朝、北朝は自ら北朝なれば、各別に其の傳を述作し、並行して戻らざるが即ち正史なりとて、例を支那

の南北の史に擬したるは、併立論者として注目すべき者なり。

此の頃、史論も亦盛行したるが中に、「吾邦南北各立、朝廷皆神武天皇之系統、固無所輕重、不可以正閏眞僞矣」と云へる論の如きも、亦、併立論者の常に云ふ所なりき。

(2) 鹿持雅澄

雅澄は兩朝併立論者なり、彼は日本外史評といへる書を著はし、山陽の説を評して、誰か南朝を正統に非ずと云はむ、又北朝は神器無しと雖も先跡あり、誰か又正統に非ずと云はむ。共に日神の尊胤なり、假にも臣下の輕重し奉るべきに非ず。神器なきが故に眞天子に非ずと云ふは、異朝革命國のことなり、北朝の百官を僞爵とするは恐れあり。北畠親房が南朝を正統に係け、光嚴天皇を僞主とせるは、南帝へ對しての禮義なり、神器の存する所は南朝なれば、實は正統は此にありと、仄めかして云へるのみ。親房もし北朝は僞主なれば事ふべからず、僞年號なれば用ふべからずと云はむ、世人は親房を何と評せんか、と論ぜしが如きは、此の史論の著しき者なり。

(七) 明治時代の正閏説



## (甲) 南朝正統説

江戸幕府の末葉より明治十年頃に至るの間、國民の南北朝に對する思想は、大政の恢復と共に、大抵南朝の正統を認め、北朝の正統を認むるものは、殆無き有様となれり。

明治十年頃、元老院に於て舊典類纂編輯の一課を設け、其の中に於いて皇位繼承に關する調査をなし、皇位繼承編を作りて、皇位に正位不正位の別あることを詳論し、又、光嚴天皇は、後醍醐天皇より皇位を譲られたるにあらず、唯花園上皇の詔命に依れるのみなれば正位にあらず、後醍醐天皇より光嚴天皇に渡し給へる神璽は眞の神璽にあらず、崇光天皇の受け給ひし三種神器は眞の神器にあらず、後醍醐天皇は重祚に似て重祚にあらず、神器は護身の器なり、神器無くして踐祚するは恒典にあらずと斷じ、又神器の所在と眞偽とに論斷をくはふ。又その序をもつて纂輯御系圖を作りて、皇統の正不正を明かにせり。

凡、皇位繼承と、神器の眞偽及び所在とは、本問題に、最、重大なる關係を

有するが故に、皇位繼承篇と神器考證とは、文頗る長けれども、其の重要な部分は大抵之を資料の條に採録したり。

明治十六年、宮廷の史局に於て、故右大臣岩倉具視に詔し、參議山縣有朋に監せしめ、大政紀要を編輯せらる。而して南北正閏の別を明かにし、神器は自ら帝王の守るべき所にあり、臣下の敢て與奪すべきに非ず、神器の授受を以て正統の所在を見るとせられたり。

此の頃世に出でたる歴史の中、木村正辭氏の史略、箕浦尙文氏の大統要覽、其他南朝説の書少からざれども、大抵史略外史の類にして、特にこゝに掲ぐべき程の者を認めず。明治十七年、大阪の人藤澤南岳氏が日本通史を作り、南朝を正統に立て、之を以て奏覽に供したるは、稍例を異にせり。此の書は史實に於いての研究にあらずして、正閏の上に於いて意を寓したるものなり。

明治二十三年、東京帝國大學編年史編纂掛に於いて國史眼の刊行ありき。從來の史籍と大に其の體を異にし、史實を専らにしたれば、爾來國史を讀むもの殆どみな之に率由せり。其の南北朝を敍するや、南朝を正とし、南朝の年號を



用ふ。其の説に云はく、後醍醐帝は神器を御躬より離し給はず、光明帝の立つや、實は新神器を擁するのみ、故に後世論定まり、光嚴帝以下北朝の五帝を閏位とす、天祖天孫授受の寶典萬世竟に動かすべからずと論ぜり。

明治二十九年、神宮司廳○初はに於いて古事類苑の編輯ありき。其の帝王の部に於ては、宮内省撰定の式部職祭祀録によりて、南北朝を連載し、之に編者の意を加へて南朝を正統とし、又大日本史が増鏡に據りてなせる所の新神器の説を疑ひ、璽は御身に添へ、鏡劔は京都に残したるが如しと説けり。

明治三十一年、文學博士栗田寛氏は神器考證を著はし、光嚴天皇御別記○花園院宸記にある劔璽實檢の時の璽は偽器なり、後醍醐天皇は偽器を北朝に授け給ひて、眞神器は御躬より離し給はず、後醍醐天皇は璽の箱を持ち給ひしにより、重祚にあらずと斷じたり。

明治三十三年、文學博士重野安釋氏は大日本史の特筆に就きて講演し、兩朝併立説を主張せしと、別項併立説の條に記し、如くなるが。當時水戸の人菊池謙二郎氏、之に對して、兩帝兩立を認むべからずとし、尊氏は、後醍醐天皇の

命に抗し、光明天皇を擁立し奉れり。此の南北分立の際にありては、已に兩統の争に非らずして、北朝の天子は足利氏の木主に過ぎず、此の間大義名分に明かなる北畠楠木等南朝に屬したれば、南朝は正、北朝は偽と認めざるを得ず、と史學雜誌上に於いて論駁せり。

同年十一月十六日、政府は從一位德川光圀に贈位を奏請し、正一位を追贈あらせられし時の詔に、贈從一位德川光圀、夙に皇道の隱晦を慨ひ、深く武門の驕盈を恐れ、名分を明にして、志を筆削に託し、正邪を辨じて、意を勸懲に致せり、洵に是れ勤王の倡首にして、實に復古の指南たりと仰せらる。政府奏請の意の如何は、推知するに難からず。此の事、明治三十三年の官報に見ゆ。

### (乙) 兩朝併立説

明治二年、彦根の人菅原正典氏皇統傳略を著し、近衛忠熙公之が序を作る。此の書も亦兩統を併立とし、仍て北朝を主としたるものなるが、南北兩皇系を即位順により一系に排列したるは、他に其の類を見ず。近時世に兩統一系説と稱するものあるは、蓋、此等を指せるものなるべし。



明治三十三年、文學博士重野安釋氏、大日本史の特筆に就きて、東京學士會院（雜誌）に於て講演したる時、持明院統は嫡宗、大覺寺統は後嵯峨の遺勅、神器の所在、故に兩統の争は敢て取捨與奪せず、たゞ當時の事實に因り、兩ながら存し、並べ立つるを穩當なりとす。而して併立説には矛盾なしと論じたり。

(八) 附 説

北朝の正統を唱へて、而して南朝の正統をも認むる者あり、林春齋の如き是なり。北朝の正統を認めて、更に南朝を正統の如く言ひ、以て南北分立を論ずるものあり、新井白石の如き是なり。

此等は上に述ぶるに便宜の場所なかりしを以て、今姑く次に附載す。

(1) 林春齋

が、北朝を正統とし、後村上天皇以後の南朝を其の間に附載したることは、上述の如くなるが、是は春齋が公邊にありての表向きのことにして、他の一面に於いては南朝をも正統と認めたりしと、本朝稽古篇に「山櫻落時南帝涉……至今正統無人識」といへるにて知られたり。稽古篇は彼が詠史にして一己の私見に係かる。或は始め南朝正統を説き、後北朝正統説に更めし

か。春齋が此の二様の見解に就きては、吾人は未だ之を解釋すべき材料を有せず。

(2) 新井白石

が、讀史餘論の本文に於いて記し、所は、光嚴院の即位、後醍醐天皇の重祚、南北の分立、北朝は武家の共主、等のとにして、其の前後を併せ見れば、北朝正統説の如くなるが、其の按文に於いては、光明院は尊氏が自身の都合によりて立てたれば正統にあらず、當時の人は僞主と稱せりと論ぜり。此の如く、白石の所論は兩朝何れにも見ることを得、又南北分立とも見ることを得るなり。斯く曖昧なる見解は、蓋、讀史餘論は白石が勿々の際に於ける未整理の覺書の爲めなるべしと雖も、吾人は未だ之を解釋し得べき材料を有せず。内藤耻叟氏、嘗て讀史餘論の編輯方に就きて白石の心事を疑うて、

抑先生の心を用ゐる所は、専ら武家をして天下の權を統掌せしめて、天下人心の方向を一にせしめんとの義に汲々として、上に皇家ありて天壤無窮の寶祚を保し給ふことを慊とせざる者の如く見ゆるは、是先生の罪を天地に得て百世不磨の謗議を來す所以なり。



といへり。蓋、當らずといへども遠からざらむ。吾人の竊に疑ふ所は、白石の南北朝問題を明瞭にせざるは、時によりては二様の解釋をもなしたること、時によりては世にも媚びたることはなり。

以上述ぶるが如く、先哲の本問題に就いて研究せし所は、各長短なきにあらざれども、大抵穩健にして其の要を得たり。今左に本問題に關する先哲所論の資料を網羅し來るべし。

補遺

(六) 江戸時代末期の北朝正統説の中

龜田篤谷、嘗て、頼山陽が猪飼敬所と南北の正問如何を論じたりし時、南朝を正統と説きしことを聞き、書<sup>●</sup>櫻雲<sup>●</sup>記<sup>●</sup>後<sup>●</sup>と云へる文を草して、山陽が猥に國史を論じ史才を自負するを罵る、さて云く、南北の正偽を論せむが爲に、皇位を一方に建つるは、其の當時に在りては可なり、現今の世に於いて、誰か皇位の無二なるを知らざるものぞ、然るに南北正偽の論をするは、天威を輕んじ、自ら僭妄の罪に陥るなり。南北正偽の辨は其の要を見ざるなり。我が皇國は唐土と事體同じからざるに、山陽は、異邦の諸儒の正問を論ずるに倣ひ、南北兩朝の別を論じて忌憚なきは、皇國道義の果して何物なるかを知らざるものなりと論じぬ。此の事、<sup>(1)</sup>雲煙過眼に見ゆ

(九) 資料

甲 南北朝時代、桃山時代間、北朝正統説資料

(1) 皇代記

崇光天皇ノ頃 洞院公賢著

後醍醐院 諱尊治 治十四年

光嚴院 太上天皇 諱量仁 治二年

後醍醐院 重祚後、不<sup>レ</sup>用<sup>三</sup>正慶<sup>一</sup>、用<sup>三</sup>元弘<sup>一</sup>。

光明院 新院 諱豐仁 治十二年

崇光院 當 今 諱興仁 治

後光嚴院 當 今 御諱彌仁

後圓融 諱緒仁

(2) 歴代皇記

五

崇光天皇ノ延文中 洞院公賢著

先

帝

後醍醐院



七<sup>イ</sup>太<sup>イ</sup>上<sup>イ</sup>天<sup>イ</sup>皇

光嚴院 正慶二年五月廿五日以後廢帝。

八<sup>イ</sup>後醍醐天皇

先帝重祚、但即位以下重祚之禮不被行之。

九<sup>イ</sup>光<sup>イ</sup>明<sup>イ</sup>院

百崇<sup>イ</sup>光<sup>イ</sup>院

後光嚴院

諱彌仁

○以下代數ノ記入ナシ

後圓融院

諱緒仁

後小松院

諱幹仁

(3) 園太曆<sup>十七</sup>

觀應二年

洞院公賢著

觀應二 十二月大

于時前太政大臣

九日朝間微雨、午上晴、月次祭并内侍所御神樂三種重寶事、被下勅書、○後村

即書請文遣竹中了、條々載事書遣了、殊可被申沙汰、抑月次祭事、略中又三種

事、所存同載折紙、頗爲新儀、爲之如何、以虛器被准正體、神慮叵測、先資

繼卿可預置之條、可爲折中儀乎、後日資繼卿持參などは不可有子細歟、

條々

一三種事

爲虛器之上、雖不能左右、又非可聊爾者歟、可被渡便宜所、神祇伯資繼卿可預置之條可宜乎、

二十二日天晴、伯卿入來、内侍所劔璽間事談之、今日遣消息於具忠朝臣、仙洞御返事之趣也、隨而三種重器以下事、今日即可奉渡云々、

今日伯卿來對面、三種器渡御間事談之、神官奉仕、此事先規不覺悟、迷惑可爲何様哉、若次將可宜歟者、予云、此條誠不審、但具忠朝臣先日仰詞者、件三種於正物者、皆南方御所御所帶也、京都御座虛器之條勿論也、然而先皇擬神器被渡獻之上、一兩代爲寶被用了、不被改其儀之條不可然之間、今可被渡之旨被申之、但不可爲先々渡御體、伯卿參仕申賜之、渡申私宅、自彼具忠朝臣奉具、可參彼御所云々、

御劔璽可奉加入内侍所御辛積歟旨、有問題、其器虛實者不知、内侍所御辛積奉開之條、爭可然哉、用意新長積奉納之可宜哉尤可然、可令用意之旨、具忠前々其用意事、又兩人談之、



二十三日天晴、今日劔璽內侍所等被渡南方、致渡之其儀昨日粗注了、

九〇

〔園太曆〕十九

觀應三年七月小一日天陰、入夜青侍云、頭辨自殿下爲御使參云々、頭辨殿下稱誰人乎、雖不審即可謁答之、其後出內出居招入仲房朝臣也白襖布衣打梨彼朝臣示云、被申二條前關宮御方踐祚之事、武家申沙汰、近日可被行其禮、而舊主不御座、節會已下不可被行、劔璽不御座之上者、不可有渡御、又上皇御座之時以彼宣命被行、壽永以後例歟、是又今度三院御座外都、難被准壽永以來元弘建武儀、然而若猶以上皇御如在儀可有宣命歟、彼是可爲何樣乎申談、人々可申沙汰之旨、有女院仰、仍令申云々者、引勘明日可注進之由示了、其人數尋了、

若宮踐祚條々何樣可有沙汰哉事、傳國禮、以舊主宣命普告天下之上、被渡神璽鏡劔、是爲奕代流例哉、但有別故之時、蓋以被渡神璽神鏡、不及宣命宣制歟、而壽永舊主不御帝都、神器等在西海、仍被經再往之沙汰儘大上天皇詔宣被施行乎、爾降元弘建武同任彼先蹤、有其沙汰乎、而今上皇御座外都、壽永

以來儀猶難被遵行歟、

踐祚儀事

非受禪、非太上皇詔、又不可有被渡靈器之儀、緯已爲新儀、以短慮輒難計申、非讓禪而踐祚例、先可被問官外記歟、就例云恰可有商量乎、踐祚間事、今度之儀商量難覃、但於靈寶不御之例者、摸壽永之濫觴、至傳國無詔之儀者、就仁治之準的、可有沙汰歟、兩々有舊蹤、一向何爲新儀哉、抑又以持明院殿擬仙洞、被行傳國之條、可否未存定、彼是之間、廣被尋先例、可有用捨之沙汰乎、

觀應三年八月十七日丁巳天陰、雨脚霽、風力慘烈、但晡時聊有休止間、片時見日景、不經幾程又陰雲頻掩、風雨牙猛而自亥尅夜雲漸卷漢月始霽、是日可有立王事、風雨之體、衆人周章之處、臨期觀青天、誠撥亂可復治世之兆歟、珍重々々、今度之事、兼日被經沙汰、遂本朝繼體天皇之往躅、溫西漢孝文皇帝古事、所被行也、是群臣義言也、立之

兼日沙汰之次第、見此間連々紀、舊主不唯不被行節會、補璽鏡劔不被渡、

九一



壽永以後例、太上天皇詔命又不被下、仍太上天皇雖御南山、猶以為如在儀、可被作彼宣命之由、雖為問題之端、今度之事、彼寂慮不和之由、有風聞、就其祖父女院度々御難澁、而依武命之嚴密女院御許容云々、然者爭可有如在禮哉之旨、予殊申入了、寛和花山院御出家翌日、以如在禮被下詔命之由、雖有所見、今度養曾不相似歟、

大王年來殿實名、大納言入道養君、入道養去、後後室禪尼奉養育、可有御入院御同胞也、而如此聖選、非凡慮難事也、御年十五歲、新未及立親王、入夜自持明院殿自去春比女、可還御土御門殿云々、追壽永仁治嘉例、須於持明院殿有御元服、可御土御門殿也、○下略

(4) 太平記

十六北條家本

持明院殿の君主法皇天○花園上皇親王○光嚴親王をば、洞院大納言公泰卿勅使にて、山門に同臨幸成奉るべき由申されければ、○後醍醐天皇、足利尊氏ノ兵ヲ幸スヘキ由ナ、使者ヲ以テ促サル、ナリ、舊院見天皇の御喪籠法事の内なれども、御遁避有べきならねば、既に臨幸なるべき由申さる、即太田判官全職路次を警固し奉りて供奉仕けり、然に既に出御成ければ、御不豫の事有て暫出御を

押へられけり、後日に事の心を按ずるに、尊氏御院宣を故院見○後伏成されし事なれば、御世務の事思召放れざりけるにや、其上尊氏卿も内々申入旨や有けん、去程に全職已下軍兵出御を急ぎ申ける間、既に上皇○光嚴御輿に召れ臨幸なりけるに、河原の邊より猶御違例苦々しく成せ給ひければ、姑く御輿を昇居奉りて、御立直しを埃奉る程に、時刻移りける處に、逆徒等○尊氏既に亂入すと見えて、兵火四方にあがり、関街衢に響ければ、全職申けるは、御違例を推て嶮岨をこえ奉らんも、行末の御煩御不豫御増氣の基成べし、逆臣既に京洛に入方々に合戦始るを見ながら、暗然として埃奉るべきに非ず、敵に路を推隔られなば、悔るに益有まじければ、全職は先山門へ急馳參ずべし、面々は御違例の様依て急山門に成奉るべしと、供奉の人々に申置て、全職は山へ參りけり、此折節尊氏卿持明院殿に御兵士を進じければ、未明に山門へ出御と仰ければ、面々あきれて、若臨幸にや參會すると馳廻尋申けるが、聖運や然らしめけん、誤たず石塔の邊にて參會しければ、斜ならず喜び申、尊氏卿の使と申ければ、君も喜び思召、供奉の人々資名卿重資朝臣等も各々色を直しければ、聽て武將



の命として、六條長講堂を御所として武家守護し奉る、其後京中の合戦兩方の勝負いまだ落居せざるの間、六月三日三主の臨幸を八幡に成奉る、同月十四日に八幡より御歸洛ありて東寺に幸し、灌頂堂を御所に構ふ、是尊氏卿の沙汰に依てなり、是は尊氏卿洛中戰場の間、東寺を城郭とする故なり、是に依て山門伺候の外の人々、並に持明院無貳の佞臣は各東寺に參じけり、同年○建武三年改元シテ延元六月晦日より山門の合戦に利を得ざりしかば、將軍○尊氏に馳附勢日々に重り、既に四海を掌にせしかば、同年八月十五日に、押小路烏丸に二條中納言良基卿の宿所にして、後伏見院第二皇子豊仁親王○光明天皇皇位に定奉りけり、○光明天皇皇ノ踐ヲ云フ、

〔太平記〕三十二神田本

無三種神器即位無例事

同○觀應三年九月二十七日に改元ありて文和と號す、其年の十月に、河原の御禊あつて、翌の年に大嘗會をとげ行はる、但三種の神器おはしまさて、御即位のある事は、いかゞあるべかるらんと、諸卿の異儀おゝかりけれ共、武家として強

て申さたしけるうへは、唯兔も角も其儀に隨ふべしとて、大方の祭をいたされけるとぞ承る、夫れ人代百王の始め、鷓鴣草葺不合の尊の第四の王子神日本磐余彦の尊、大和國畝火橿原の宮にいまして、朝の政を開食たりしより以來、吾君アノカシメシノシメス御事已に九十九代、三種の神器おはしまさて御位をつがせ給ふ事は、未だ其例をさかずと、有職をしる人々の歎き思わぬはなかりけり、帝都暫く靜にして、御在位安泰なるにつけても、先皇兩院梶井の宮、敵に囚れて、南山のおくに御座せば、さこそ御心をなやますらんと、主上御心ぐるしき御事にぞ思召ける、將軍は武家へも内々仰られて、然るべき近臣にも仰合せられて、いかにもして南山よりぬすみいだし奉らんと、方便をめぐらされけれ共、主上上皇は南山のけいごの兵さびしくて、たやすく御出有べきやうもなかりけり、遙かにほどへて、梶井ノ宮はかくメ金剛山のふもとに御ざ有けるを、けいご仕る山人共をかたらふて、ぬすみいだし奉らせける、

(5)〔椿葉記〕

永享五年 入道無品親王道欽 後崇光院著

ちかきよの事、崇光院よりこのかた、わが一りうのすたれつるありさまは、世



の人のしるすべきにもあらねば、なにはのよしあしにつけて、いり江のもくづかきをおとすははかりあれとも、こゝろの水の浅きにまかせて、こと葉のなをもかざらず、たゞありのまゝに、おもふ事のかずくを、後花園きみのゑいらんにそなへむためばかりに、しるしつけ侍る也、崇光院は光嚴院の第一のわらしにて、後嵯峨院以來皇統にてまします、御ざいむわつかに三年、天下みだれて觀應二年十一月七日、南朝皇後村上天より取たてまつりて御位を廢す皇崇光天ルヲイフタ同十二月二十八日、太上天皇のそんがうをたてまつる、此日光明院にはかに御しゆつけあり、御ほつしんとときこゆ、其後伏見のほうあんしにて禪衣をちやくしまします、長谷寺の御庵に御隱居あり、同三年閏二月二十日、南朝の天氣によりて、光嚴光明兩上皇崇光新院儲皇直仁親王八幡の軍陣に幸します、南方の官軍利なくして八幡より没落、河内國東條の城に遷幸あり、同五月にまた大和國加名生の離宮に渡御なる、同八月に光嚴院御落飾あり、そのち河州の行宮にして禪衣をちやくしましつて、つゝには山國の御庵に御隱居あり、かしこにて崩御なる、さてとう宮直仁親王は廢せられて、後光嚴光嚴院第二宮同八月十七日

踐祚あり、ちゝの御ゆつりにもあらず、尊氏ふしやうのはからひとして申おこなふ、此宮は妙法院の門跡へ入室あるべきにさだめ申さるゝところに、不慮の聖運をひらかせ給て、御子そんまで繼體四代にをよへり、さて延文二年二月十八日、崇光上皇はふしみの離宮に還御なる、閑素にてまします、光嚴光明兩法皇も前坊もみな還御なる、そもく長講堂領、法金剛院領、熱田社領、同別納、播磨國衛、同別納等は、後深草院以來正統につたはる、しかれば法皇の御ゆづりをうけて上皇御官領あり、御堂御領知行する諸家みなこのゐんに奉公す、さてたいりは後光嚴ふしみ殿と御中よく申つうせられ侍る、その頃將軍義は幼少にて、執事細川武藏守頼之朝臣天下の事はとりさた申ほどに、内裏にては近き臣とも内談ありて、御讓國のさたやうく風聞せしかは、伏見殿より榮仁親王崇光第一ノ皇子踐祚の事、後深草院以來正嫡にてまします御理運の次第を、日野中納言教光卿を勅使にて武家へ仰せらる、御返事は聖斷たるべきよしを申す、承久以來は武家よりはからひ申す世になりぬれば、いかにも申沙汰せらるべき由を再三仰せらる、御理運勿論とはぞんじ申ながら、内裏より別して頼之朝臣を頼み仰せらるゝにより



て、所詮いづかたの御事をもいろひ申まじき由を申て、つひに一の御子○後醍醐天皇御讓位ありぬ、武家ひとへに最負申うへは、力およばざる次第なり、さるほどに本院○崇光新院殿○後光天皇たちまち御中あしくなりて、近習の臣下も、こゝろこころに奉公ひきわかる、兄弟の御中にも御位あらそひは昔よりあるとなれば、ちからなき事なり、○上略

(6)〔續神皇正統記〕

御土御門天皇の頃

小槻晴富著

第九十六代、光嚴院諱は量仁、九十二代後伏見院第一御子、御母は廣義門院、入道左大臣公衡の女也、元弘二壬申の年即位改元して正慶元年とす、同二年六月、九十五代後醍醐院御入洛の事によりて、主上は御位を退き東國のかたへ幸す、後伏見花園兩院をもともなひ申さる、但程なく還幸、十二月尊號を獻せらる、詔書に、皇太子今避儲位於青關之月、伴仙遊於射岫之雲、之文章を載られけるとかや、されども中二年ばかりして、後醍醐又御没落ありしかは、光明院御位につかせ給て、天下もおちしづまる體にぞわたらせ給ふ、院中にも、文殿の沙汰嚴密にして儉約の制なども世に行はれ、山門南都にさへ嚴制を下されけるとぞ、○中後村上天皇諱は義良、

第九十六代第五十世云々、これは南方僞主の御事にて、當朝日嗣には加奉らず、而今此御宇をぞ、治天再興の主とは申奉らるべき、五行大義といふ書に、「若人君、遠賢良、近讒佞、殺忠諫、棄法律、疎骨肉、赦罪人、廢嫡立庶、則焚宗廟宮室燎于民居云々、後嵯峨院御正嫡の御流として、誠に神皇正統の正理に歸し此記の名目自然の道にかなひ侍る御事よと、ふしぎにも奇特にも侍るかな、

第九十七代、後醍醐院重祚、

第九十八代、光明院

第九十九代、崇光院、○中南朝御合體の事、武家申行はるゝむね有て、元弘天下一統の如く、毎事聖斷たるべきよし治定して、南朝の年號正平六年をもちひられ、官位も同南主の御はからひにぞ成侍る、三種神器も南方頭中將具忠朝臣上洛して請取奉り、賀名生山中に渡御あり、仍於南朝尊號を獻ぜらる、さても今度打つゝき天下擾亂によりて、御禊も俄に停止せられ、大嘗會も取行はれぬ事こそ、帝闕の初例無念に侍れ、○中

第百代、後光嚴院、諱は彌仁、光嚴院第二御子、崇光新院同母の御弟なり、踐祚の



日三種異寶渡御なき事、繼體天皇の佳鬪を尋て被准擬侍とかや、當日の儀は壽鳥羽、後嵯峨永仁治等の例を摸せられ侍り、璽劔不御座事は壽永初例にや、此度太上天皇の彼、後白河詔宣にて其儀を被行、元弘建武兩度も彼例を被守侍り、このたひは上皇外都に光嚴、光明ましますによりて、宣命制作に不及、仍上古渺焉の蹤跡を追て被遂行侍り、内侍所御辛櫃佐女牛若宮寶殿に置れけるを、今夜密々に内裡に渡入奉る、如在の禮奠に擬せられ侍にや、當年壬辰六月二十七日正午、一旦の儀を止て每事觀應觀應三の御沙汰を被用之由、武家より御奏聞、九月二十七日觀應三年を改て文和元年とす、癸巳年即位、抑此君御位の事、並女院廣義門院御政務事、大樹兼氏頻に執申されけるに、女院御固辭都て不可叶之由被仰ければ、本院以下山中に御座之間、彼御ため御讐たるよし、ふかく思召入ける故とぞ、大樹執柄へも申談られけり、壽永度靈寶の歸座をまたす踐祚あるべきや、否、後白河院月輪の殿下兼實、時、右府に訪仰られし時、御返事に、踐祚に三種寶物を不渡事、繼體天皇御例不可有異儀之旨計申されき、又近衛院御晏駕時、いづれの皇子をもて帝王には定め申さるべきやのよし、鳥羽院忠通法性寺殿に勅問の時、はからひ申がたき由再三御辭退あり

282008

けるに、五度にいたりて責申されて、太神宮の御計と存べし、枉て計承べき旨仰られし、其時力なし四宮後白河院御座の上はと御返事あり、就其て後白河院踐祚ありき、其跡を追て壽永の度後白河院月輪殿に勅問の時、御辭退ありて、久壽後白河の儀は宿老の賢才にして遁所なきによりて所存を申さる、それなほ數度固辭あり、今度更以計申かたき旨申切られ畢、今いづれの宮をもて御位に備奉べき哉のよし、攝家をはじめて尋申べき旨、武家評議あり、已先賢所存かくのごとし、誰人か是非におよぶべきやにて、なほ數度女院に申入られたるにぞ、御領納の議ましく、御位にはつかせ給ふ、日ごろは妙法院門跡に御入室あるべきにて、日次などもさだまりしが、自然に延引して、いま天位に備まします事、奇特にぞ侍る、○後光嚴天皇ノ位、ニ即カル、ヲ云フ、

第一百代、後圓融院、

第一百二代、後小松院、○中明德三年、大樹申沙汰にて南方御和睦の事あり、三種神器歸座あるべき御はかりごとこそ、元曆後鳥羽内侍所西海より渡御の例にまかせらる、日野中納言資教卿大納言に任して申沙汰し、十月二十五日陣にて日時



を被勸、閏十月二日南主○後龜山天皇夜に入て御入洛、直に嵯峨大覺寺に渡御、併主上行幸之儀にてをまします、御引直衣腰輿に駕御、駕輿丁御輿長なども沙汰し獻ぜらる、去月二十八日南山御所を出給て、奈良を経ましくて、けふ二日御京著、供奉人大略戎衣鎧直垂也、關白師綱殿とかやは御直衣也、内侍所御先行今日片時の御行粧ながら、當朝兩主の御威儀こそめつらかなる御事にて侍れ、同三日陣定にて、同五日三種靈寶内裏土御門殿に渡御、嚴重の御儀式にこそまします、今度御合體の事有申さる、旨、御契諾の儀もありけるにや、とまれかくまれ、靈寶御歸座、まことに聖代のしるしもあらはれ、萬歳の寶祚は、彌御たのもしうぞ侍る、○下略

(7)〔花園院宸記〕

元弘元年十月四丙午、朝令召武家使者、重仰劔璽可奉渡旨、以□名卿委細仰之、五日丁未、入夜西園寺大納言參申、武家奏聞劔璽可奉渡旨、明日早旦上卿已下可參向旨被仰合、今夕能可奉守護旨、同被仰之、六日戊申、上卿參議等參向遅々及夜陰、自時益宿所六波羅南方奉渡劔璽、上卿權大

納言具親卿、參議左兵衛督光顯朝臣、次將右中將實繼朝臣、□□隆□房光、職事定親、此外頭内辨頭隆顯朝臣參向、職事二人□等先加□劔璽□櫃被納之、被□御□臺云々、召大藏省辛櫃納之□仰有也不步行勇士警固、同步行供奉云々在□□

〔花園院宸記裏書〕

十月四日丙午、今日劔璽可奉渡云々、被仰武家、猶御恠惜之間、難得旨申之、五日丁未、今日入夜西園寺大納言參申、劔璽可奉渡之由、先帝已御承諾云々、明旦上卿以下可參向、能可奉守護之由被仰、御返事關白可申沙汰云々被仰定親、上卿堀川大納言參内上卿參議未申領狀、可相催光顯有光等朝臣之由被仰之、次將辨職事等事、同被仰之、六日晴、今日神璽寶劔等自六波羅渡之、任元曆之例、上卿參議參向、未刻許自武家剋限之事尋申之間、即可參向之面々被催促、參議面々故障之間、召光顯朝臣重被仰下旨申領狀、申刻許堀川大納言、光顯朝臣、辨房光、近衛次將實繼朝臣、季隆、職事隆蔭朝臣、定親等、向六波羅時益宿所、戌半許隆蔭朝臣歸參申



云、乘燭之後而々向六波羅、先職事等檢知云々、但其躰先々劔璽役勤仕候人可  
見知之間、實繼朝臣伺可於之、之由隆蔭申之、仍隆蔭實繼定親等之三人檢知之、  
劔璽各納新櫃置御□莒臺上、櫃加封有、職事等切解見之、其躰無相違、更無破  
損、但御劔石突落了、璽管絨緒少々切云々、其外無破壞之事、即實繼朝臣取劔、  
季隆取璽、於砌下納大藏省辛櫃、兼日內々長光朝臣令用意此間上卿以下列立砌邊、警衛武士  
濟々焉、上卿已下步行供奉、警固武士可爲前歟可爲後歟事、臨期談隆蔭之間  
正治騎馬在前十町餘之由、見中山內府記並經房卿記、是騎馬之故歟、今度爲步  
儀者、侯左右邊、之同若可宜歟、返答云々、隆蔭朝臣供奉□者之間、先參內之  
間便路所參也、唯今河原見歟之由申之、既無爲奉取之、喜悅之至、元曆之亂經  
三ヶ年之後、寶劔遂失了、今度踐祚之後、不及廿日乍兩種無爲、宗廟之冥助、  
尤足感悅者也、於禁中先於直廬所出櫃中、次將取之、可授內侍之由、關白昨日  
兼所申定也、任元曆例、先可奉入內侍所歟之由關白申之、予云、於元曆者內侍  
所相共有入洛之儀之間、便先奉入內侍所也、今度可相違、何況劔璽自戰場取之、  
舊主懸頸至山中云々、專有觸穢之疑、奉入賢所若可有憚哉、關白諾之、仍可爲

直廬之由治定、乍納櫃於御殿奉取出之事、不可有子細旨朕謂之、然而關白執元  
曆先入御他殿之例、仍如此治定、後開兼日治定之赴無相違、內侍二人勾當不爲上□如例  
於御帳間左右請取之、典侍冷子取之置夜御殿、一如讓位之時云々、尙々欣悅無  
極者也、  
抑今日上卿已下參向之時、武家申云、先帝之實否可奉見、此趣且奏聞了之由觸  
之、而具親卿以下皆曰、今日爲劔璽供奉所應也、此事不奉仰難治云々、此事五  
日奏聞之、先帝並中書王、妙法院宮等、武士等都不奉見知旨有不審、被差遣可  
然之仁可奉見之、御返事云、奉檢知之條云、先規之事儀、未勘得之間、有御樹  
酌、可然之仁自武家内々可招請歟之由被仰之、而後日公宗卿相計ニ、爲定卿一  
族爲外家、中書王並尊澄親王可見知歟、彼一族之中可招請歟、先帝又以其次可  
奉見歟之由相計之、爲其儀爲答哉云々、行向之處猶有議、招請公宗卿云々、是  
後日事也、以次記之、

(8) 土御門文書

劔璽渡御記

元弘元年十月六日、今日劔璽自六波羅亭可有渡御禁中、可參向之由蒙催問、未



刻許先參仙洞東帶如常猶白製欲召祇候、行事辨房光、奉行職事定親等同祇候、  
 酉半刻兩人相伴參向六波羅南方、於釘貫外下車、入棟門昇中門廊、相續實繼朝  
 臣季隆等參、各徘徊廊邊、奉守護之武士、此間下地敷々皮群居、隆蔭尋武士云、  
 劔璽有御座于何處哉、御坐于此與先帝御坐之屋隔五六間也中門廊南有三五間屋一字、前有弘廂、西重  
 尋云、簾中猶有人哉、答云無人云々、然者已臨昏無覺東可上簾歟、定親卷之、  
 先是大藏省所進之新造辛櫃杉白木也、其體如常昇居簾前、緣端舉蠟燭武士持參之二  
 小時上卿參議參仕云々、此間檢知劔璽、是文治例也、職事許可檢知之處、日來  
 強委不見知之間、實繼朝臣召加之、定親差蠟燭、隆蔭實繼朝臣等檢知之、此屋  
 中央間重疊五帖、其上置御冠宮臺、其上置檜物櫃二合、一合長三尺餘歟、一合方  
 乍居臺開蓋見知之、無破損之儀歟、如元結緒還出、次上卿參議辨降立地、去、砌  
丈、東上隆蔭定親候砌邊、實繼朝臣季隆等自砌參進、乍納櫃取之出弘庇入辛櫃、  
省掌兼先劔實繼朝次璽季隆劔櫃長不入辛櫃四寸許餘出、可取出歟之由人々  
開蓋稱之、然而乍櫃納之條已先例也、聊餘出之條有何事哉之山中了、劔櫃上置璽櫃  
 也、省掌如元覆蓋昇之、兩將下地、隆蔭非可供奉之間、馳車參儲禁裏、便參仙

入、入御間儀、宿新院御方御前奉倍、執柄令候朝餉給、漸令近付給歟之由申入、被仰云、於門外可申  
 事由文治見後經仍可存其旨之由、差出納親景仰定親了、亥刻許已令到門前云  
 々、主上御引出御中門廊、密々御見物、執柄被候御供、隆蔭同祇候、定親立  
 門下申事由、藏人少納言親名出逢、奏聞歸出、此時帶仰可奉入之由、入中門  
 經南庭奉入直廬、上卿參議辨留中門外、昇居南面緣端開蓋、實繼朝臣置子長自檜  
 物櫃取出劔持之、季隆同取出璽持之、經堂上奉入御殿、兼供筵道、隆蔭親名定親  
 候御供、内侍二人、理髮候御帳左右、受取劔璽入内、兩將退出、  
 (9)竹むきの記上 貞和五年 典侍 日野名子著  
 元弘のはしめのとし八月廿四日の夜、内裏みえさせ給はぬよし、廿五日の曉  
 きこえて世中さはきたちぬ、六波羅ちかくとて六條殿へならせらる、春宮もひ  
 とつ御車なり、次日又六波羅の北になしたてまつる、内裏は山門におはします  
 よしにて、まことはかさきにこもらせ給ふとて、あつまのふひすともはせむか  
 ふときこゆ、さる程に御位の事いそき申侍れば、ことゝもとりとゝのへられて  
 九月廿日六波羅より土御門殿へすくにならせ給、此御所まつ内裏になるへけれ



は也、御しつらひなとさだめをかれて院の御かたくわんいならせ給。踐祚廿二日也、女房は四十人なるをとりかへらるゝにしたがひて卅人ばかりとそきこえし、内侍所はおはします、劔璽いたいらせ給はねは、ひの御座の御劔をもちゐらる、おなし廿九日、笠置をせめおとしきこえて、世のゝしる程に、先帝後醒醒 六波羅に入らせ給ふ、略中劔璽いかゞと世の大事なりつるに、さういなさよしそらもんあれば、上達部以下六波羅に向ひつゝいらせ給ひしは、めてたしともいへばおろかなる事にぞ侍りし、内侍二人兵衛我身うけとりきこゆ、十月十日頃にて侍りしにや、おなし十三日内裏にて行事なり、路中内侍兵衛、醒臺盤所に進めば、しやうし口に出むかひて、うけとりつゝ夜のおとゝにまうけ侍二階に置き奉る、紫のねりたるきぬを覆ふ、此筥の裏も組も、心うつくしうされやふれて、あやまちもありぬべければ、いそぎ裏みかへらるべき定侍りて、殿よりしるしてまゐる、内藏寮の沙汰なるべし、小葵の綾、萌黄うら違ひの柳こき紫の組なり、朝餉の大床子にてからけ聞ゆ、はたか衣なり、向はせ給ひてをしへ給ふ、五はんめにこまるゝ、いれくみて六はうをからく、もとの組は堅

くうつくし、今のはやわらかにて、引けばのびつゝゆくを、くつろかぬやうにつよくとあれば、からけにくき事いはんかたなし、きぬの袖をたにはづさず、うち返しなどいたせぬ事なれば、いとからきわさにぞ侍りし、筥のさまは黒塗にてしふゝこそ見えしか、一方にはしやうをさしたり、平家の亂の時、寶劔は海にとまりて神璽のみうきて、都に二たびかへりいらせ給へるなれば、神代より今に傳はれる程を思ふぞ、手になるゝ契さへぞおろかならぬ心ちし侍りし、手になるゝ契さへこそかきけれ

神代ふりぬる君かまほりは

夜の御殿のそばなる一間に、典侍内侍番におりて劔璽の御伽にふす事にてぞ侍りし、

(10) 匡遠宿禰記

左大史小槻匡遠ノ日記ナリ

觀應三年八月十七日、内侍所御辛横渡御事、別被仰下之間、匡遠今夜、先參向佐女牛若宮、令申沙汰、奉渡内裏畢、朱染御辛横一合也、去五月武家差進賢俊僧正於八幡、奉渡此辛横、 親與丁等如例奉昇之神前、簾外立黒染机、其上奉安置之、



(11) 皇代略記

著者未詳

後醍醐院

光嚴院

後醍醐重祚  
先帝自立復三皇位、  
不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>重祚禮<sub>一</sub>

光明院

崇光院

後光嚴院

後圓融院

後小松院

○本書ハ後土御門天皇マデヲ記ス、

(12) 皇年代略記

他流受禪

後醍醐院

諱尊治

在位十三年

他流踐祚

光嚴院

在位二年

(13) 本朝皇胤紹運錄

ノ記事アリ、

文明十六年

洞院實照撰カ

後醍醐院

先帝自立復三皇位、  
不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>重祚禮<sub>一</sub>

在位三年

他流踐祚

光明院

諱豐仁

在位十二年

舍兄子受禪

崇光院

諱興仁

在位三年  
但不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>大嘗  
會御禊<sub>一</sub>大祀等<sub>一</sub>

舍弟踐祚

後光嚴院

諱彌仁

在位廿年

後圓融院

諱緒仁

在位十一年

後小松院

諱幹仁

在位三十年

○本書ニ同上(諱勝仁)トアルハ後柏原天皇ヲ指シ奉<sub>レ</sub>ルナリ、慶長十六年マデ

●後醍醐院

第九十五

諱尊治

治十三年又三年

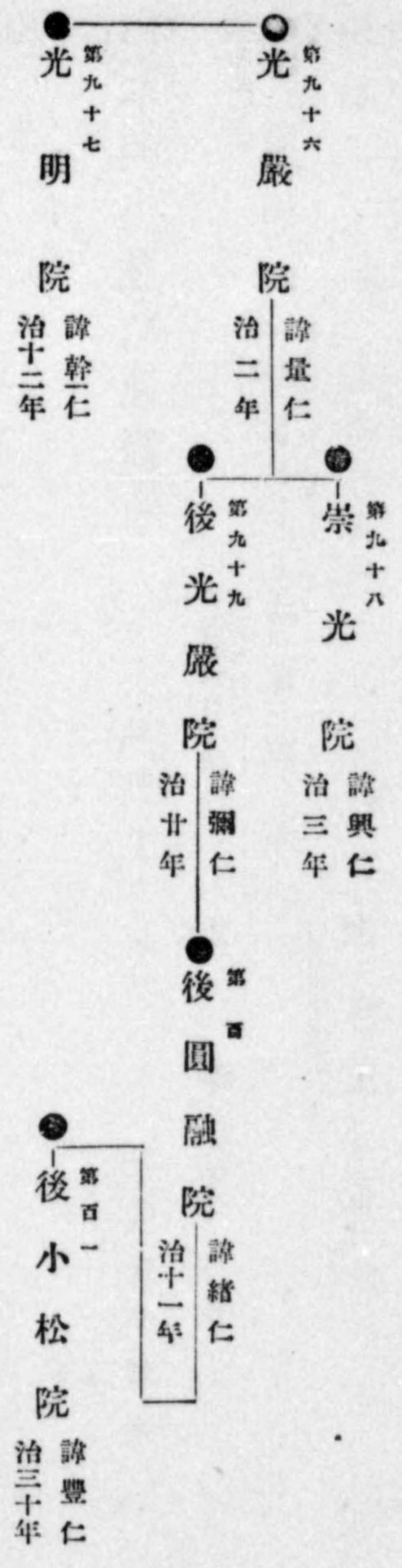
義良親王

寛

成  
法名覺理 長慶寺

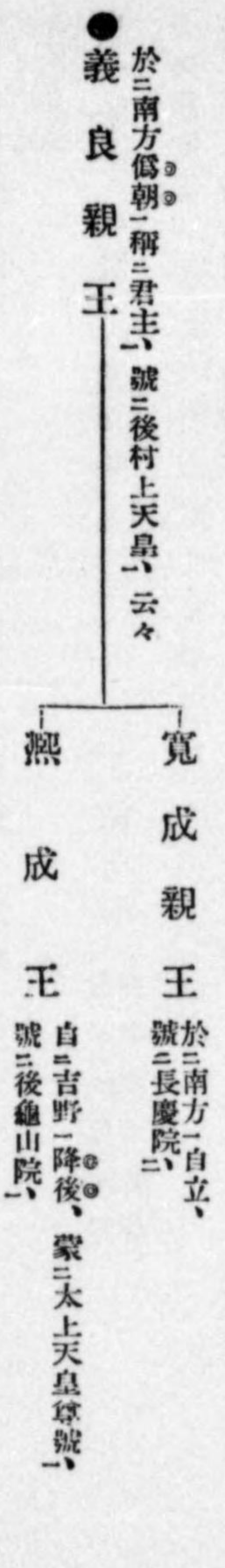
熙成王  
於南朝號後龜山院  
法名金剛山





○本書ニハ長享二年亞相藤原宣胤、天文八年兼右、天正十九年梵舜等ノ奥書アリ、

〔本朝皇胤紹運錄〕



○本書ノ奥書ニ文龜壬戌林鐘六月〇二年 中旬、申出禁裡御本 西山内府滿季公筆 炎暑之病眼終書功者也不可外見矣權大納言藤トアリ、

(14)〔興福寺略年代記〕

- 戊午 文保二年後醍醐 諱尊治
  - 辛未 元弘元年 今上 諱量仁(光嚴天皇)
  - 癸酉 正慶二年後醍醐院 入洛重位、
  - 戊子 貞和四年 今上 諱興仁、光嚴院長子也、(崇光天皇)
  - 辛卯 觀應二年 今上 諱憲良、(後村上天皇)觀應二年十一月九日以後、洛中御治天、
  - 壬辰 文和元年 今上 諱彌仁、號ニ後光嚴院、八月十四日踐祚、十五歲、
  - 辛亥 應安四年 今上 諱緒仁、後光嚴太子、(御圓融天皇)
  - 壬戌 永徳元年 今上 四月十一日御讓位、六才、(後小松天皇)
- 王年代記にも、後村上天皇を御代數に加へたれども、異事なきにより略す、

(15)〔東寺長者補任〕

- 正慶元 元弘二年 壬申 長者僧正益守 正月二日寺務宣下、
- 正慶二年 癸酉 長者僧正成助 法務先御代僞主之時補任之間、如元第二退畢、



南 北 朝 正 問 論 纂

建武元	元弘四年	建武二年	建武三年	建武四年	建武五年	曆應二年	曆應三年	曆應四年	曆應五年	康永二年
戊甲	亥乙	子丙	丑丁	寅戊	卯己	辰庚	巳辛	午壬	未癸	
長者前大僧正道意	長者僧正益守	長者僧正	長者僧正成助	長者僧正成助	長者僧正成助	長者大僧正成助	長者僧正賢俊	長者僧正賢俊	長者僧正賢俊	長者大僧正賢俊
後七日法行ニ之御前、	法務後七日法行ニ之御前、	法務後七日行レ之、	法務、	真光院法務、	法務、御影供行レ之、	後七日法行レ之、御影供々法務動レ之、	法務、御影供行レ之、	法務、御影供行レ之、	法務、後七日勤レ之、	

○以下皆北朝の年號に係るにより省略す、

(16) 建長寺年代記

元應己未 後醍醐院

後醍醐吉野帝重祚時也、大覺寺王子也、

過去に於ける本問の顛倒

正慶壬申 光嚴院 諱量仁、  
癸酉二 五月十八日、新田右衛門督義貞反、二十二日攻入于鎌倉、先代平族

建武甲戌 後醍醐院 重祚、號三吉野帝、

曆應戊寅 光明院 諱仁、號三新法皇、持明王子、

觀應庚寅 後光明院 諱蓋仁、

文和壬辰 後光嚴院 諱彌仁、

甲午三 吉野宮反、

應安戊申 後圓融院 諱仁、  
永德辛酉 今上皇帝 諱幹仁、○以下ナシ、

(17) 節用集 前田侯爵本 正親町天皇ノ頃ノモノ、  
○上略 第九十一代伏見 後二條 花園 後醍醐 第九十六代光嚴 崇光  
後光嚴 第百代後圓融帝 百一後小松 稱光 後花園 後土御門  
第百六奈良院御所 今上皇帝也 ○今上ハ正親町天皇ヲ指シ奉ルナリ



一ノ乙) 南北朝時代、桃山時代間、南朝正統説の資料

(18) 神皇正統記

延元四年

北畠親房著

第九十五代第四十九世後醍醐天皇、略○中六月四日、○元弘三年東寺に入らせ給ふ、都にある人々もまいりあつまりしかば、威儀をととのへ本の宮に還幸したまふ、いつしか賞罰のさだめ有しに、兩院○後伏見天皇新帝○光嚴天皇をばなだめ申給ひて、都にすませましゝける、されど新帝は僞主の儀にて正位にはもちゐられず、改元して正慶といひしをも、本のごとく元弘と號せらる、官位昇進せし輩も、みな元弘元年八月よりささのまゝにてぞ有し、略○中

建武三年五月にもなりぬ、高氏等西國の凶徒をあいかたらひて、かさねてせめのぼる、官軍利なくて都に歸參せし程に、同二十七日に又山門に臨幸し給、八月にいたるまで度々合戦ありしかど、官軍いとすゝまず、よりにて都には、元弘僞主の御弟に三のみこ豊仁と申けるを、位につけたてまつる、略○中

同元○延元十二月に、忍びて都を出ましゝて、○後醍醐天皇花山院○河内國に正

成といひしが、一族をめし具して芳野にいらせ給ひぬ、行宮をつくりて渡らせ給ふ、もとの如く在位の儀にてぞましゝける、内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身にしたがへ給ひけり、誠に奇特の事にこそ侍りし、略○中

さてしもやむべきならずとて、陸奥のみこ○義良親王指ス、即○後村上天皇ナリ、又東へむかはしめ給べき定めあり、左少將顯信賴臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守將軍をかねてつかはさる、東國の官軍ことゝく彼節度に從ふべきよし仰らる、親王は儲君に立せ給ふべき旨申さかせ給ふ、略○中この二の舟同じ風にて東西に吹分ける、末の世にはめづらかなるためしにぞ侍るべき、儲の君にさだまらせ給て、例なきひなの御住居もいかゞとおぼえしに、皇太神のとゞめ申させ給ひけるなるべし、後に芳野へいらせましゝて、御目のまへにて天位をつかせ給しかば、いとゞ思ひあはせられて、とうとくも侍るかな、又常陸はもとより心さすかたなれば、御志ある輩あひはからひて義兵こわくなりぬ、奥州野州の守も、次○延元三年のとしの春かさねて下向して、をのゝ國につき侍りき、さても舊都には、○延元三年戊寅の年の冬改元して曆應とぞ云ける、芳野宮にはもとの延元の號な



れば、國々も思ひくゝの號也、もろこしにはかゝるためしおほけれど、此國には例なし、されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根はもとより皇都也、内侍所神璽もよし野におはしませば、いづくか都にあらざるべき、さても八月の十日あまり六日に、秋霧におかされさせ給て、かくれましゝぬとぞ聞し、ぬるが中なる夢の世は、はじめぬならひとはしりながら、數々目の前なるこちして、老の涙も書あへねば、筆の跡さへとこほりぬ、昔仲尼は獲麟に筆をたつとあれば、こゝにてとまりたく侍れと、神皇正統のよこしまなるまじき理を申のべて、素意の末をあらはさまほしくて、しゐてしるしつけ侍なり、かねて時をもさとりしめ給けるにや、前の夜より、親王をは左大臣の亭へうつしたてまつられて、三種の神器をつたへ申さる、後の號をは、仰のまゝにて後醍醐の天皇と申、天下を治給事二十一年五十二歳おましましき、昔仲哀天皇熊襲をせめさせ給し行宮にて神さりましたゝき、されど神功皇后程なく三韓をたいらげ、諸皇子の亂をしづめられて、胎中の天皇の御代にさだまりき、此君聖運ましゝしかば百七十餘年中たえにし一統の天下をしらせ給て、御めの前に

て日嗣をさだめさせ給ぬ、功もなく徳もなき盗人世にまこりて、四とせあましかほど震襟をなやまし、御世をすくさせ給ぬれば、御怨念のすゑむなしく侍りなんや、今の御門、又天照太神よりこのかたの正統をうけましゝぬれば、この御光にあらそひたてまつる物やは有べき、中ゝかくてしづまるべき時の運とぞおぼえ侍る、

(19) 増 鏡

月草のはな

本書ハ、元弘延元頃ノ人ノ記述ナラント云フ、

みやこには、伯耆よりの還御○後醍醐天皇ノ伯耆とて、世の中ひしめく、まづ東寺へいらせ給ひて、ことども定めらる、二條の前のおとと道召しありて参り給へり、こたみ内裏へいらせ給ふべき儀、重祚などにてあるべけれども、璽の箱を御身にそへられたれば、たゞ遠き行幸の還御の式にてあるべき由定めらる、六月六日、東寺より常の行幸のさまにて、内皇○御醍醐天皇京へぞいらせ給ひける、めてたしともことばなし、

(20) 楠 文 書

香川縣高松市楠直吉氏所藏

建武之比、先祖正成依爲朝敵被勅勘、一流已沈淪訖、然今爲其苗裔悔先非、恩



免之事、歎申入之旨、被聞食者也、彌可抽奉公之忠功之由、天氣如此、悉之以

永祿二年十一月二十日

楠河内守殿

左中辨(花押) ○萬里小路輪房

(21) 大日本國帝王略紀 二ノ(甲) 江戸時代初期の北朝正統說資料

慶長十六年頃ノモノ 著者未詳



(22) 太平記時代帝王略系圖

後醍醐	光嚴	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐
不及重祚禮	光嚴	崇光	後光嚴	後圓融	後小松	後醍醐	後醍醐
南朝年號記入)	光	崇	後	後	後	後	後
九十七	九十八	九十九	一百	一百	一百	一百	一百
明	光	光	光	光	光	光	光
入記	入記	入記	入記	入記	入記	入記	入記
年	年	年	年	年	年	年	年



明曆元乙未年五月吉且板行 著者未詳



第九十五代 ○後醍醐天皇 諱尊治 ○中略 正慶二癸酉六月復位、不及重祚、

第九十六代 ○光 嚴 院 諱量仁 ○下略

第九十七代 ○光 明 院 諱豐仁 ○下略

第九十八代 ○崇 光 院 諱興仁 ○下略

○後光嚴院 諱彌仁 ○下略

○南帝之年號

建武五 正平二十四 建德二 文中三 天授六 弘和三 元中七

己上合五十七年也

南帝元中七年、北帝明德元年相當、明德二年、南北一統也、

○本書は、此等の外、太平記を讀むに便利なる事を記せり、

(23) 續本朝通鑑 一百三十二

寛文十年 林春齊著

光明天皇 南朝後村上天皇

按、後醍醐帝延元元年遷幸吉野、自是有南朝南帝之稱、然後醍醐無讓位之儀、光明帝爲尊氏被立、則終後醍醐之世、乃帝統之正可在吉野、至後村上、則不可無都鄙之辨、況北朝帝運傳至今日哉、故至此以北朝爲正、附南朝於其間、

(24) 日本王代一覽 六 承應元年 林春齊著

五 後醍醐天皇 在位十三年

六 光 嚴 院 在位二年

七 後 醍 醐 重祚

八 光 明 院 在位十二年

九 崇 光 院 在位三年

十 後 光 嚴 院 在位二十年

十一 後 圓 融 院 在位十一年

十二 後 小 松 院 在位三十年

後醍醐 重祚 延元元年十二月、主上後醍醐潛ニ都ヲ逃出デ吉野へ遷幸、楠木

正成ガ子正行參テ守護シ奉ル、舊臣等來リ從ヒ奉ル、或說ニハ吉野臨幸へ今



年八月ノコトナリトモイヘリ、コレヨリ吉野ヲバ南朝ト號シテ帝王二人マシ  
マス、

光明院 曆應元年八月、南朝後醍醐ノ天皇吉野ニテ崩ス、歳五十一、重祚以後  
六年ニ及ベリ、第七ノ皇子義良即位、後村上天皇コレナリ、  
後圓融院 曆應六年八月、南帝長慶院位ヲ其弟熙成王ニ讓テ吉野ヲ没落ス、

(25)〔本朝編年小史〕一、六、 寛文二年 鶴飼信之撰

五九 後醍醐 後村上 後龜山

八九 光 嚴 崇 光

七九 光 明 後光 嚴 後圓融 後小松

五九 後醍醐

六九 光 嚴

七九 後醍醐

延元元年十二月、天皇潛幸吉野、建都居焉、號南朝、

七九 光 明

曆應元年八月十六日、後醍醐天皇崩于吉野、十月三日立第七皇子義良爲帝、  
後村上天皇是也、

八九 崇 光

八九 後光 嚴

不有三種神器而即位、

百一 後圓融

應安六年八月、南帝長慶院讓位、皇弟熙成踐祚、

百一 後小松

(26)〔大日本帝王年代目錄〕

寛文九年 釋圓智撰 吉田光由集

五九 後醍醐 元弘辛未、八、廿四、帝幸三南都、九、廿光嚴踐祚、

六九 光 嚴

後醍醐 復位、不レ及三重祚禮、



延元  
光  
明  
崇  
光  
嚴  
融  
小  
松

後  
村  
上  
改元興國  
崇  
光  
嚴  
融  
小  
松

後  
小  
松  
三種神器入洛  
稱  
光  
院

二ノ乙 江戸時代初期の南朝正統説資料

(27) 本朝通鑑 凡例 正保年中 林道春著

壽永元曆東西有二帝、自曆應至明德南北兩統、是本朝大變也、是亦非可安決正偏、

(28) 南狩録 下 享保十九年 味地修居著

羅山林子曰、自新田足利亂而有南帝有北帝、孰爲正統乎、以後嵯峨之命見之、則有兄弟相及之義、然則後醍醐崩後持明院可繼乎、而未有受禪奈何哉、有父子相繼之法、逮後村上之子爲南帝、然則芳野之幽居其陸秀夫舟中歟、又如何、我朝禪繼有三神器相授久矣、夏鼎秦璽漢劍、不足比並、南帝傳三器有真矣、尊氏犯闕則爲賊、有罪故懼而執他主以爲帝、嫌於二帝相爭、而已免賊名、是其宿姦歟、昔聖人作春秋、齊豹陽貨之類、皆書盜、是其誅心之法、聖筆嚴矣、諸葛武侯斥曹氏以爲賊、其名分之不紊如是已而、

(29) 本朝稽古篇 續篇中 萬治三年 林春齊著

○上略可驚宸駕再播遷、敗軍來集台山巔、尊氏入京挾新帝、延元曆應分編年、新帝即位於洛陽、尊氏果秉闔國權、先皇潛行吉野山、南北兩朝二日懸、明年○應安吉野春風惡、山櫻落時南帝上、後村、嗣主、踐位抱三器、畢竟大物不能得、莫將微弱稱僞號、憑誰可見史筆特、本朝權衡可在此、至今正統無人識、猶有補氏爲衛護、新葉撰歌追古式、



庚子孟冬晦日○萬治三年

(30) 修史始末

寛政九年 藤田一正著

一二八  
向陽林子

天和三年癸亥、公○光五十六歳、八月二日安積覺始入館編脩、

覺曰、五十年前、僕始入史館、時人見又左爲總裁、出所謂紀傳者以示僕、北朝五主降爲列傳、足利之黨悉書賊、當時受讀、漫然不省其可否、後一二年、稍有所見、竊謂設如異邦革命之世、脩前代之史、其書法或然、今皇朝一姓相承、嚮之所謂南北兩宗、鈞之天祖之胤、而所謂北朝五主、即今天子之祖宗也、豈可降爲列傳乎、然後生晚輩、口欲言而囁嚅、嘗與佐々介三善、竊語以此意、及介三與吉弘左介爲總裁、僕亦與議定脩史義例、侃々建言、遂得帶書諸後小松紀首、元文元年答打 越後齊手簡

(31) 加賀松雲公

南朝の表彰

第二篇性行

明治四十二年 前田家著

松雲公、南朝の皇統の正を得て而して其業終らざるを慨し、其英主賢輔をして潜徳幽光長へに宣揚の期なからしめ、其忠臣孝子をして千載の下尙ほ恨を九原

に吞ましむるに忍びず、是に於て、或は其正統を唱道して以て侍臣に誨へ、或は其史料を編纂して以て顛末を明かにし、或は其詠歌を選擇蒐輯し、或は其事蹟を圖繪頒布する等、之を表彰顯揚する所以の方を講すること甚だ力められたり、而して其初め公を感發したるものは蓋し太平記に淵源せり、○中略松雲公の幼時、利常公小原惣左衛門に命じ公に侍して太平記を講せしめらる、故に公未だ成童ならずして、夙く南朝忠臣の事蹟を欽仰せらる、其後勤王の志益々深く、許多の施設事業あるに至る、而して其端實に此書に在るなり、公弱冠より夙に楠公懿蹟圖を製するの志あり、寛文五年公年二十三歳、朱舜水水戸光圀卿の聘に應じて江戸に来る、公其學行並高きを欽し、其臣數人に命じて教を受けしめ、尋て託するに楠公の傳を撰むことを以てす、五十川剛伯史料を供す、既にして舜水書を公の臣に贈り、傳に換ゆるに贊を以てせんことを乞ふ、其文載せて其集にあり、○中略是より先き公狩野探幽に命じて櫻井驛袂別の圖を描かしめらる、寛文十年四月其圖成る、公乃ち之を舜水に致し、其作る所の贊を圖上に書せしめらる、○中略爾後二十二年を経て元祿五年、光圀卿楠公のために



碑を湊川に建て、「嗚呼忠臣楠氏之墓」の八字を碑面に題し、其陰に是の贊を刻せしめらる、是に於て其文大に世に顯はれ、慷慨の士之を讀んで感興するもの多し、皆以爲へらく、義公舜水に命じて之を作らしめたりと、而して其實然らず、願ふに義公表彰の功最も大なるも、松雲公暗佑の力亦終に埋没せしむべからざるなり、

(32)〔侯爵前田家所藏文書〕

加賀松雲公下所載

忠孝著于天下、日月麗于天、天地無日月、則晦蒙否塞、人心廢忠孝、則亂賊相尋、乾坤反覆、余聞楠公諱正成者、忠勇節烈、國士無雙、蒐其行事、不可概見、大抵公之用兵、審強弱之勢於機先、決成敗之機於呼吸、知人善任、體士推誠、是目謀無不中、而戰無不尅、誓心天地、金石不渝、不爲利回、不爲害怵、故能興復王室、還於舊都、諺云、前門距狼、後門進虎、廟謨不滅、元兇接踵、構殺國儲、傾移鐘虜、功垂成而震主、策雖善而弗庸、卒之吕身許國、之死靡他、自古未有元帥妬前、庸臣專斷、而大將能立功於外者、觀其臨終訓子、從容就義、託孤寄命、言不及私、自非精忠貫日、能如此整而暇乎、父子兄弟、世篤忠貞、

節孝萃於一門、盛矣哉、至今王公大人、吕及里巷之士、交口而誦說之不衰、其必有大過人者、惜乎載筆者、無所考信、不能發揚其盛美大德耳、

歲在庚戌冬至後十日〇寛文

明舜水朱之瑜題

(33)〔靈會日鑑〕

延寶八年紫野僧義統著 智積院ノ過去帳ナリ

延寶八年冬、造靈會日鑑、欲傳之四方、所冀家家置一本、便其不忘、人人瀝三心、勉旃無怠、禮讚佛僧、以消夙業、回向鬼神、以成菩提、

紫野義統總持謹識

- 七日 北朝 光嚴天皇 貞治三年七月
- 十一日 九十三世後村上天皇 建徳二年三月
- 十二日 九十五世後龜山天皇 應永三十一ノ四月
- 十三日 北朝 崇光天皇 應永五年正月
- 十六日 九十二世後醍醐天皇 建武五年八月
- 廿日 九十六世後小松天皇 永享五年十月
- 廿六日 北朝後圓融天皇 明德四、四月



廿九日 北朝後光嚴天皇 應安七、正月  
未詳 九十四世長慶天皇

靈會日鑑出矣、或訝天子歷代異、子世紀通曰、神功皇后只居攝政、不則正位、而稱十五世者不得允當、故以應神直承仲哀、又齊明稱德乃以孝謙皇極重立之號、不列世數、退後堀川立九條院、外光嚴等五主內南朝三皇、神器北遷而後嗣正統於後小松、是皆統兄、由日本通紀而記焉、隨通紀行則見義事泮然也、義璞謹識、  
元祿七甲戌曆龍革望日

(34) 垂加全集

倭鑑目錄

第一卷 一之天、天神紀、一之地、地神紀○中

第八十六卷 後醍醐紀 光嚴紀、光明紀附

第八十七卷 後村上紀 光明紀、崇光紀、後光嚴紀、後圓融紀、後小松紀附、

凡八十七卷 絕筆ニ大書曰、後小松帝明德三年壬申冬十月朔己酉二日庚戌、三種神器入洛、此書草稿未脫而先生歿焉、

附錄 山崎闇齋全集ナリ闇齋ハ天和二年歿ス

〔山崎家譜〕 山崎闇齋撰  
明曆三年正月、將起倭鑑筆、日庚戌、詣藤森、舍人親作詩曰、親王強識出群倫、端拜廟前感慨頻、渺遠難知神代卷、心誠求去豈無因、

三ノ(甲) 江戸時代中期<sup>上半</sup> 北朝正統說資料

(35) 帝王譜略國朝紀 元祿二年 伊藤東涯著

後醍醐天皇	御諱尊治
光嚴院	御諱量仁
後醍醐天皇	再正帝位
光明院	御諱豐仁
崇光院	御諱興仁
後光嚴院	御諱彌仁
後圓融院	御諱緒仁



後小公院

御諱幹仁

南朝

後醍醐帝避亂南狩、駐蹕于吉野、是爲南朝始、

後醍醐天皇

帝避亂南幸、入吉野觀心寺、立朝廷置百官、

後村上天皇

御諱義良

長慶院

御諱寬成

後龜山院

御諱熙成、國威漸衰、諸將歸洛、在位二十年、奉神器入洛、

南北始一、

○コノ南朝ヲ御歷代ノ中ニ入レズ、別掲セリ、又東涯ノ歷代帝王世系譜略

ハ本書ニ同ジキニヨリ掲ゲズ、

(36) 本朝歴史略評註

元祿三庚午開板 巨勢玄仙撰

後醍醐天皇

光嚴天皇

正慶壬申元年、流後醍醐帝于隱州

後醍醐重祚

光明天皇

南帝後醍醐ナリ、大和ノ芳野ニ在ス、

曆應戊寅元年△南朝延元三年南帝後醍醐崩、壽五十一、

南朝後邑上帝

崇光天皇

後光嚴天皇○三種神器南朝ニアリ、

應安戊申元年、南帝後村上崩、

寬成王後村上ノ子○後二世ヲ避テ長慶院ト云、

後圓融天皇

熙成王寬成ノ子也、南朝ノ四代、

後小松天皇

明德三年、熙成王和子義滿

(37) 和漢名數

日本帝王世系

元祿八年正月版 貝原益軒著



後醍醐 後爲南帝 後村上 南帝 長慶院 南朝  
 熙成王 南朝 後龜山院

後伏見 光 嚴 崇 光  
 光 明 後光嚴 後圓融 後小松

○本書本朝ノ年號ト云ヘル條ニハ北朝年號ノミヲ記シテ南朝年號ヲ記サズ、

(38) [本朝通紀] 後編卷之十ヨリ十六ノ間

元祿十一年 長井定宗著

九十五 後醍醐天皇 諱尊治、

九十 光 嚴 院 諱量仁、

九十 後醍醐天皇 重 祚、

天皇潛遁洛幸吉野、建都于此稱南朝、新建年號爲延元、當此時光明院爲尊氏被立、即位在于洛、帝又建都於此、自是土有二帝、以吉野稱南朝、稱京都曰北朝、南北相分而各建紀元矣、

九十七 光 明 院 諱豐仁、

九十八 崇 光 院 諱興仁、

九十九 後光嚴院 諱彌仁、

一百 後圓融院 諱緒仁、

一百 後小松院 諱幹仁、

冬閏十月<sup>三年</sup>明徳 大内義弘在泉州、治南北兩帝之和講、南帝熙成王入京師、到嵯峨之大覺寺、<sup>時此月</sup>返送三種神器於禁中、<sup>此月</sup>以南帝奉太上天皇尊號<sup>號後龜山院</sup>、<sup>五日</sup>以正成忠貞絕千古ノ語アリ、  
 ○本書北朝ヲ正統トナセドモ「正成忠貞絕千古」ノ語アリ、

(39) [建武至明德兩統之間答]

享保十六年 源貞利述

或曰、後醍醐聖主亡北條高時等、天下歸一統、奉仰聖代之萬世之時、又足利尊氏等叛王命、遂使天皇後醍醐遷幸于南山、其後裔却數世爲武將、恣官位昇進、



是神國王道之衰微、天道亦可謂無知、予對曰、夫元弘之亂本非仁政、北條之亡是亦不亡于天威、而因其先時政以來借上之罪者也、尊氏初雖似為朝敵、後奉仰上皇後伏見之院宣、則非朝敵而為帝都之功臣、後榮何可疑哉、或曰元弘之亂非仁政如何、聞其故、對曰、抑依後嵯峨帝之遺詔、皇統龜山兩流互為踐祚也、後醍醐帝龜山之皇子孫、後受花園帝、後深草之皇子孫、伏見之讓、以後伏見帝花園之皇子量仁親王、光嚴帝也、花園之御甥、花為東宮、臨可遜位于皇太子量仁之比、無勅問于上皇、花園之儀、謀討北條等而不成、御隱謀、顯奉、從之輩、橫死、或復催官兵專軍事、猶無勅談、上皇花園伏見、豈可不疑之哉、即以天皇後醍醐之隱謀仰于鎌倉、而後略之被渡神器新帝光嚴即位、先是帝御出都之後、被下天皇、先帝後醍醐幸于隱岐國、入道相模守高、北條等以己之惡逆滅亡、略之、先帝後醍醐從隱岐國還幸、命將略之奪神器、退帝位、而重祚、彌葺上皇、後伏見、花園、其政亦不正、由是賜院宣、後伏見于尊氏、令計之焉、略之、於是復被渡神器、實物非也、于帝都、聖主光嚴先帝後醍醐還幸于吉野、渡御也、號南朝、別年先帝後醍醐於吉野行宮崩御之後、南主上院出陣于城州男山、遣將等于京師、雖奪神器退帝位、崇光被奉遷

幸上皇光嚴光明天東宮直仁于河州東條、而非正統故乎、南朝之皇裔日衰、帝都之寶祚無窮、武將等蒙其澤、而繁榮皆天理之當然也、何可謂王道之衰微、天道之無知哉、不知此理之愚儒神學者等、以南朝為正統、其辭曰、神器渡御也、神器之貴以授受為真、寶器如南朝奉強渡御之者、豈可護其寶祚哉、明德遂還御于帝都、是神感正之證也矣、

按南北朝對分之事、可謂不當、今為帝都之聖主、為南帝或南謂主上則謂南方、奉申御正嫡者、後深草之寶祚也、神皇正統記以南朝為正統、紹運錄以南帝為親王為王、共不用之、以帝與院分之而已、如後高倉院後崇光院以南帝擬之矣、

享保辛亥晚夏下旬

源貞利頓首拜首謹誌

三ノ乙 江戸時代中期上 諸家の南朝正統説資料

(40) 大日本史

六十八、七十、七十二、七十三、

元祿十年 水戸徳川家編

本紀 後醍醐天皇



本紀 後村上天皇

本紀 長慶天皇

本紀 後小松天皇 紀首揭北朝五主紀

明德三年、征夷大將軍前左大臣足利義滿、使大内義弘于吉野行宮講和、應永十年

二十八日丙子、後龜山天皇以三神器發行宮、閏月二日己卯、後龜山天皇還京師、

御大覺寺歷代皇紀、皇年代略記、續神皇正統記

明德三年冬閏十月五日壬午天皇後小松天皇受三神器於土御門殿、歷代皇紀、皇年代略記、續神皇正統記

〔大日本史〕六十八 元弘元年十月六日戊申、復請傳神器、乃授以新器、○按以新物諸書所不言也、然增鏡云帝親奉三神器如三隆岐及三京師收復車駕還宮、特用藤原道平議用巡狩還都之儀、據此則所授是新物而非真神器、明矣。

(41) 〔修史始末〕

寬政九年 藤田一正著

元祿四年五月、公○德川移居於久慈郡太田郷西山、造壽藏于先塋之側、建石自

題曰梅里先生墓、作銘書其陰、行其略曰、自蚤有志于編史、然罕書可徵、爰搜

爰購求之得之、○、微遜以稗官小說、撫實闕疑正閏皇統、是非人臣、輯成一家之言、

文集置彰考館招致才俊、編脩檢討、如列神功皇后於后妃、揭大友皇子於本紀、

繫正朔於南朝、及三神器入京師始歸統於後小松帝、皆公之卓見也、行正統之議

史臣或有規公者、公不聽曰、唯此一事為某假借、天下後世雖有罪我者、大義所

存我豈曲筆哉、紀年山公嘗曰、司馬遷史記誠為史家之矜式、然有不下為忠臣義士立

傳者、殊為可惜、如漢紀信自焚而代高祖之死、當時微信則不能建炎劉之業、是

漢家第一等忠臣、何不為之立傳乎、或曰信唯有此一節其餘事業無所聞、故無傳、

此繆說也、即此一事國士無雙之大節、勝於百戰百勝之功、當與蕭曹張陳媲美同

軌、傳雖短縮不可不立、後來歷史無所關係之人物、亦有立傳而短縮者、此却不

如不立、西山隨筆、西山遺事、

元文元年丙辰秋、打越直正建三條議、一曰北朝五主雖帶書于後小松紀首、然目

錄不著其號、北方文武諸臣立為列傳、而反沒五主之號甚無謂也、後小松紀下宜

細書曰紀首揭北朝五帝紀、五帝或作光嚴光明崇光後光嚴後圓融亦可○依田處安曰五帝宜作五主

(42) 〔年山紀聞〕五

元祿十五年 安藤為章撰

彰考館



其中○大日本史中に、神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝妃に載せ、三種神器を吉野よりかへりたるまでを、南朝を正統とし玉ふなん、西山公の御決斷なりけらし、館の諸儒たちさま、議論ありて、御顔はせを犯したる輩もありしかど、これ斗は某にゆるしてよ、當時後世われを罪する事をしるといへども、大義のかゝる所いかんともしかたしとて、他の議論を用ひたまはず、

(43) [保建大記] 序

元祿二年 栗山潜峰著

○上略、子○栗山潜峰、未冠、伴讀故彈正尹八條親王、著之以上、後仕水戸侯、掌彰考館事、修史之暇、屢々加警討、出以見示、余以與子同邦共官學際均趣也、平素歡甚承其所論、每相投意、但其所謂以神器之在否、而卜人臣之向背者、議竟不合者纒一、而合者皆是、則益足以見不阿而同也、

○中略

正徳壬辰秋

平安 三宅緝明撰

[保建大記] 跋

安積潜泊撰

○上君○栗山潜峰來仕水藩、西山公暨龍作公知其能而優待之、時觀瀾宅君同在史局、

相得驩甚、屢將其書折衷討論、宅君服其精確、而神器之議終不能協○下略

(44) [保建大記打聞] 一

享保五年板 谷重遠述

三種の神器の在否を見て、臣下たるもの、向背を定ると、栗山氏の申さるゝが、三宅氏と論があはぬぞ、此論は上卷第三條にあり、案ずるに栗山氏は三種の神器を帶しなざるゝが正統の天子じや、人臣是に向て仕べし、三種の神器のないは、御子にても天下を治なされても眞主にあらず、人臣たるものこれに仕べからずと云ぞ、三宅氏は神器が有ても、義理がそでなければ正統でない、縦ば安徳天皇などは平家が無理に挟んだもの故、神器を帶しなされても仕へられぬ、神器が無ても後鳥羽天皇の様に道理の正しいか、正統と云もの、これを君としたがよい、神器ばかりに付て正統偽統をわかつかは如何あらんと云れたものなるべし、

(15) [中興鑑言]

正統 二條

未年詳 三宅緝明著

統之歸與不歸、朝廷之名分已定矣、固非臣子之所可敢言、而後村上帝之時、有



一侃々中院公○北島懼王迹衰極民之將迷其所仰嚮、乃著神皇正統記、本于肇國、至于時主、以推神器之有歸、而揭皇緒於將絕、論者或謂其顯微扶正幾得春秋之遺意云、恭惟百王之傳、嫡々相承、子以授孫、兄或及弟、神功之擅朝、亦有應神之正儲、武烈之絕嗣、則得繼體之入立、未嘗容餘閭纂僞、汨其次而曠其曆、而如平將門之梗命、不旋踵就梟夷、平氏之暴、源氏之姦、取之易納反掌、猶能奉位號效臣節、非有所戴則不可、豈不以下前王威德之烈、與我邦人心之正、實有中

以軼虞夏商周而足起宋主之歎愧者哉、宋太宗召見日本來朝僧裔然、問其國王一特至、姓傳繼臣下皆世宮、因歎息曰、此古之道也。

延元騷擾之際、南北瓜分、各走正朔、使蒼生戴兩日者、凡幾十年、正統之論作焉、余觀公此書、大以歎世道之降云、或謂正統之辨、無以多爲以神器所歸卜之耳、曰固也、而未也、若此器也、祖考精爽、所憑以護祚而鎮國、不與秦隋僞製、誇謂承天受命之比、後周有神靈、有神靈明受之于天、傳國靈明受之于神人以之、運、並實而不、用隋亦有神靈、實而不、用受命靈封禪用之。

不離、民物以之不移、上常有崇畏弗墜之心、下永無覬覦不逞之萌、而器之所臨、亦必在統當續而德足稱者焉、統器之分弗判矣、而淳朴之易散、人僞之日開、及、姦猾之徒起、以謂世享富貴者何、人可取而代之乃倖世之亂政之弊、肆其詐力、

一挈土地大利而去、則我之所有黃祀義冕、岌々徒成虛貴器之德於是不能不輕也、彼又以謂、此前代遺物耳、存與不存庸傷、南朝有之、斥而滅之、北廷無之、推而奉之、廢立自由、顯言尊氏劍也、良基璽也、雖下或有擁傳國寶臨以制之者、忽然已莫之郵、而其勢遂將下兵劫威迫、奪諸正嫡之家、而與諸庶孽之裔、挾以令天下而後止焉、當是時也、我又詎以得聲而討之、統之歸於是不得不辨也、余故曰、正統在義不在器、夫周成康全盛之時、誰分德之與鼎也、及政衰楚人來問、乃答之曰、在德不在鼎、其亦季世之言耳、後之觀余言者、將益歎世道之降云、

予已言統器之事矣、及退而考其終始、蓋聳然祇感、不知汗之決背云、夫神器之傳、百王親相授受、以至後醍醐帝、北條氏幽帝、迫傳新主、不與、再請、乃授以鏡及偽劍璽、其真自隨于海上、尋光嚴帝携偽劍璽東奔、遺鏡宮中、車駕歸闕、三種復全、而偽劍璽亦爲護良親王奪之、駕之自延曆寺歸、足利氏又迫取之、時鏡劍璽皆豫僞造、出以授之、其真又自隨如吉野、後村上帝攻京師、悉収僞寶、及後龜山帝之講和、器終入洛矣、由是觀之、其器之所臨、實在其統之當續者、而爰及南北混一、器歸統正、萬々世下、不復容姦臣賊子朶頤其間焉、神之德昭



哉、可不畏哉、

後花園帝正長三年、南朝之裔僧金藏主、以兵入禁中、奪劍並璽、劍棄之、

(46) 天朝正學

明治二十九年 栗田寛著

三宅九十郎殿緝明先年被申候者、日本史先に出来候得共、南朝を御立候故、當世には出し難き書にて御座候、少々仕方を替候へは、當世に何のさわりも無之様に成候へども、九十郎殿存念の様には成り不申と被申候、林大内記殿信など

(47) 天日本史贊藪

本紀一、

元祿十年 安積激泊著

後醍醐天皇紀贊

贊曰、齊襄公復九世之讐、春秋義之、帝族誅北條高時、以刷三帝播遷之耻、其事難於襄公、而中興功業可以垂憲不朽矣、龜山法皇之屬意、至此益驗、而足利尊氏恃倒戈之功、蓄不臣之志、狡獪榮顯、比於高時、更有甚焉、故隱岐之狩、猶有再航之期、而吉野之駕、永無回轅之日何也、豔妻嬖而賞罰濫、諫臣去而紀綱紊、雖有忠臣義士肝腦塗草野、而終莫之能救也、特惜其撥亂之才、足以驅使俊傑、而聰叡之蔽、不能甄別忠佞、欲復延喜之治、其可得乎、蓋創業既難、而

守文尤難、自古皆然、憂勞可以興國、逸豫可以忘身、豈帝未之思歟、雖然帝英邁之氣、百折不撓、其拒傳神器於新主之語、義正辭嚴、而出皇子鎮陸奥之語、不分文武爲二途、大哉言乎、中古以來、人主所不能及也、恢復之念挫而彌厲、臨崩按劍、顧命凜然、故能擁神器於岷嶽之間、定五十餘年之基、正統所在炳如日月、豈不偉哉、

後村上天皇紀贊

贊曰、延元中、足利尊氏請降、後醍醐帝信而許之、既而被幽、僅得脫虎口而遜于吉野、正平中、尊氏與弟直義構難、故爲緩兵之計又請降、帝許之、始焉猶可、再焉不可、然正平之事、勢與延元異矣、足利義詮與父尊氏謀、卑辭厚幣、賂遺左右以納款、帝明知其姦而許之、聲言還闕、其實襲之、挾以詐術、應以詭道、事之不成、孰不察之、蓋北轅之舉、出於一時之權略、而非萬全之謀、使新田義貞補正成猶在、則必不使主上有此行也、男山之變雖能突圍、而祝聃之矢、將中王肩、吁亦危矣、雖然帝自幼冲、躬蹈行間、或赴邊徼之鎮、或涉風濤之險、風鏢雨淋、冒犯矢石、自古未有勤瘁如此之天子也、故義旗一麾、將士嚮應、四方



勤王之師、敗而復振、嗚呼此乃所以孝於先帝、而不失祖宗之舊物者歟、

長慶天皇紀贊

贊曰、長慶後龜山二帝、承先皇之餘烈、偏安吉野、朝儀禮典大率廢缺不能行、而猶能鼓舞士氣、號令四方、二十餘年、雖運祚祚衰、而蹈義狗節之徒、之死靡二、神器所在、其可以維持人心者、乃能如此、蓋後醍醐之拒而弗授、知夫命在已也、後龜山之與而弗悵、知天命既去也、當是時、足利義滿主和議、勸後小松、欲待之以受降之禮、而帝拒之、竟以父子之禮授之、雖在流離顛沛中、不失義之正者、凜乎其不可奪也、由是觀之、二帝在位豈無嘉謨善政可書於簡牘者、而兵燹之餘、百不存一、惜哉、

後小松天皇紀贊

贊曰、皇統之判為南北、猶元魏之分為東西乎、曰非也、孝武孝靜皆出於孝文、固無所輕重、唯視名分所在為正耳、孝武為高歡所逐、而孝靜為其所立、則正統之在、西、從可知也、皇統之出於後嵯峨亦無所輕重、唯視神器所在為正耳、光嚴光明、皆為叛臣所立、非無神器、而所傳非真、則不得謂之有焉、然神器之輕重、

係人心之向背、人心歸則神器重、人心離則神器輕、天人惟一、道器不二、固非閏孽亂賊之所得而覬覦者、則皇統所屬不待辨而明矣、明德中帝受神器于龜山帝、於是乎皇統合而為一、聖緒傳於悠久、彼宇文普六茹、亦有所謂傳國受命之璽、而異姓吞噬、父子戕賊、豈可與皇統綿邈亘千萬世不可動搖者、同日而語哉、然則神器之為靈物、自有其所歸矣、嗚呼盛矣哉、

(48)〔參考太平記〕

元祿二年、水月藩ニテ諸類本ヲ參考シテ作リタルナリ、

按南朝後村上帝、正平二十三年北朝貞治七年、即應安元年三月崩、皇子寬成嗣立、謂之長慶院、文中二年北朝應安六年八月二日、長慶院傳位皇弟熙成、後龜山院是也、北朝後小松帝明德三年、南北講和、閏十月二日、南帝入洛、五日以三種神器傳于北主、尊南帝為太上天皇、於是南北一統、自延元元年後醍醐帝幸吉野、至此凡五十七年矣、

(49)〔桑華字苑〕

享保四年、前田綱紀撰

神皇正統紀 五卷

○上略、延元四年八月、南帝崩於吉野行宮、太子義良即位、時歲十二、後村上帝



是也、明年改元興國、親房在常州、哀先帝崩殂、喜新帝踐祚、作神皇正統紀五卷、遙獻吉野、其意謂、先帝受龜山皇統、帶三種神器、再爲賊臣被劫、遂不失大寶、而傳授今帝、然則帝室正統在南朝無疑也、如北朝則無受禪之儀、又不傳神器、唯爲賊臣被尊立而已、時人迷勢之強弱不辨正僞也、冀闔國傳聞其說歸正爲恢復之助也、余於此得的據、且感筆作之意、寫數十字云、己亥孟夏初六日、

(50) 〔松雲公林家往復書簡〕

加賀松雲公所載

先刻者思召寄御懇書忝致拜見候、如仰此間者御物遠存候、先以寒氣之時分、彌御堅固御勤被成珍重存候、然者不存懸珍書目○大日本史、錄云云預恩借寔以御深切之御志過分至極謝詞難申盡存候、内々大望に候得共、指控申候處、今日落手幸甚之至候、則致拜閱候而御報及遲滯候、此記○大日本史、南朝を正統に御立候儀、無比類御事候、愚拙など者別紙之通に相心得候處、長慶天皇御加被成候儀、如何様之御考に御座候哉、猶更委細可致考索と存候、及暮候故、先早々如斯御座候、恐惶、

十一月二十四日○享保七年

加賀 宰 相 ○綱紀

林大學頭様貴報

別紙

後醍醐天皇

後村上天皇

後龜山天皇

後小松天皇

右之通に心得罷有候、

(51) 〔加賀松雲公〕

第二篇性行

明治四十二年

侯爵前田家著

南朝の表彰

○上略、抑も南朝の正統なるを表彰したるは、水戸光圀卿に權輿したること、世の皆知る所なりと雖も、其同時に松雲公も亦た之を主張せられたるは、之を知るもの殆んど稀れなり、○中略公の南朝を正統とせらるゝの根據は、専ら其自ら書を読み理を明かにして得られたる所の道念に本づくものなるべし、願ふに當時の鉅儒碩學、義理を講明するを以て世に稱道するもの幾十百人、而して國



史を研覃して能く之に見到るもの寥々として晨星の如きのみ、則ち公の卓識洵に及び易らずと爲すなり、而して公の南朝に於ける感慨至て深きは由來頗る遠し、幼にして既に南朝實録を編むの志あり、史料を蒐め、事實を稽へ、終に若干卷を起草せらるゝに至れり、其他未だ卷を成さざるもの數百千紙あり、之を閱するに歴々として苦心の迹を見るべし、  
松雲公南朝實録を修するの志ありしこと、上に記せしが如し、公又別に後醍醐帝以下の歌集編輯の業を起さる、其書今前田氏に傳はらずと雖も、公手録の書中其事を徴すべきものあり、而して其一部は既に竣成したるが如し、

桑華字苑

- 後醍醐天皇 御製和歌 一帖
  - 後村上院 御製和歌 一帖
  - 後龜山院 御製和歌 一帖
- 右享保戊戌正月臣綱紀謹集之

(52) 伊達正統世次考

首卷

元祿十六年 伊達綱村撰

凡例

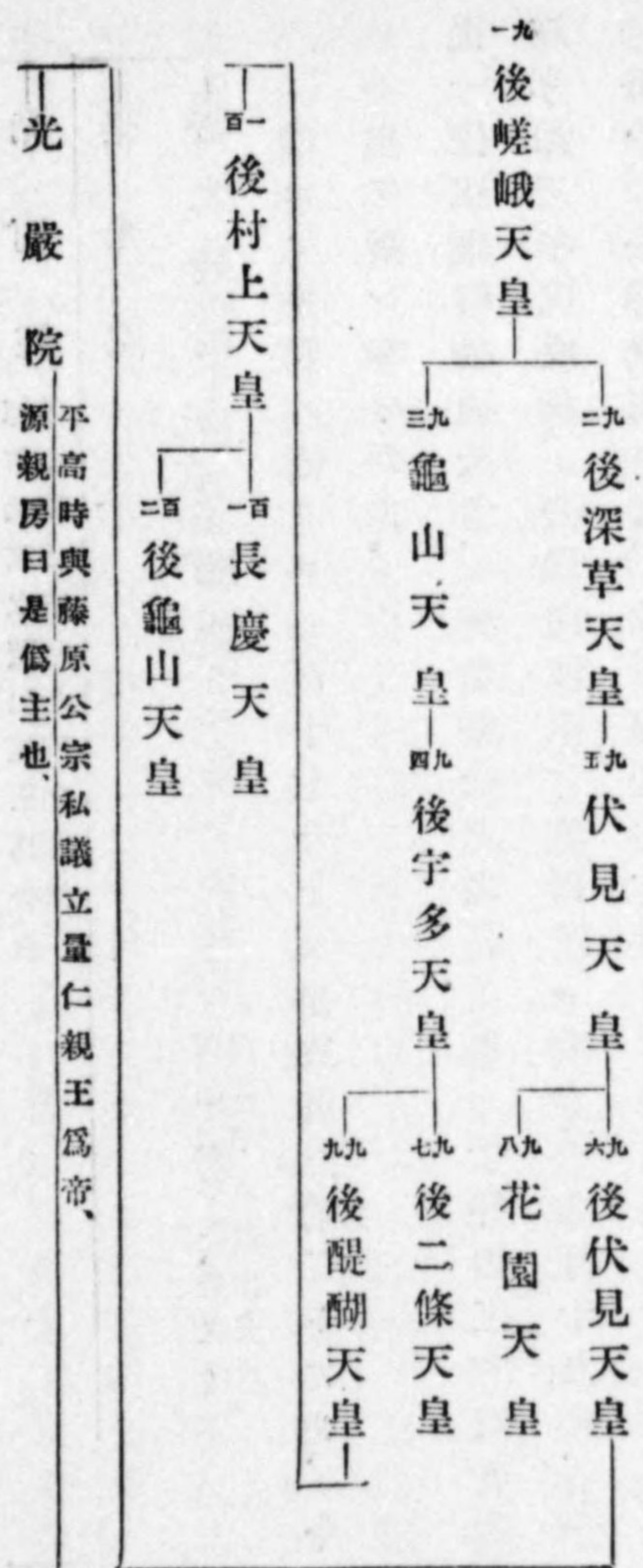
一 至行宗公處南北朝、主南朝者、隨於行宗公之志也、非敢議正統也、有兩朝之中、必分註南朝、俟其一統者著其時世之變也、

(53) 無窮記

首卷

年未詳 正親町公通著

皇統正系





光明院 源尊氏私立豐仁親王爲帝、自是至明德三年冬、稱之北朝。

崇光院

後光嚴院—後園融院—後小松天皇 明德三年冬、受三種神器于後龜山天皇。

○コノ系圖ノ終リニ「百十七今上天皇寶祚無窮」トアリ、今上ハ中御門天皇ヲ指シ奉ルナリ、

從一位正親町公通公者、垂加翁最上之高弟也、予嘗因玉木正英素得通其志、今茲享保三年戊戌秋、公參向江戶、館西窪一乘寺、九月十九日、予始見公通公于一乘寺、公懇款極至焉、其所編集之無窮記首卷、遠自京師携來以示予焉、且曰此書雖草稿、而其所繫甚大、宜重之也、從而書寫之、留館之間數得侍、公厚感予之歷年盡力於神道、口授斯道之秘蘊、感謝無限、因並書其事云、

光海翁

享保六辛酉春三月借光海翁藏本寫畢

○正親町公通卿ガ、後醍醐天皇ヲ以テ九十九代トスルヲ怪ム人アラン、依

テ左ニ谷重遠ノ評ヲ掲グ、

〔秦山集〕 公通卿、作無窮記、以神武天皇爲第六代、人皆不爲是、亂舍人親王成書也、凡六國史勅撰也、孰敢加手哉、

(54) 正親町一位公通卿口訣

享保三年 跡部良顯筆記

古來世間流布の王代記年代記に、天神七代地神五代と紀ノ、神武天皇より人皇と書著す、此大誤也、人皇の始は天照皇大神にして、それによりて三種神器を正統と立て書に著はすは神皇正統記のみ、それを考へて無窮記と云書を書立置れし也とて、良顯へ見示あらん爲京都より持參せられ、手つから良顯へ授たまふ、吉野南朝のことも正統記には後村上天皇まであり、行末を考へ無窮記にのせんと志して、先艸稿を書しとてこれを授け玉ふ、良顯、南山編年録は數年考へ、南朝を正統に書し由申上ければ、御感にて御覽有たき由仰らるゝ、翌日指上られ、公御覽有て甚稱美し玉ひ、感心の由仰下されし也、

良顯云、先年學會の時、論して云、承久亂の時、北條家の臣となり、元享建武



の亂の時、高時高氏が家臣、此國は天子の御國なり、然れば朝家に弓を引くは朝敵なり、又官軍となれば、代々北條家足利家の恩を受たる主人に弓を引也、如何して可ならん、一座論分明ならず、其夜夢に垂加翁私宅に來り給ひ、坐したまふゆゑ、余此の事を言ふて、君臣の大義を問ふ、翁の曰く、常々誰も知りたる伯夷にて能くすむなりと、仰せらると見て覺めたり、一位公○正親之を聞召され、誠の靈夢なりとて感じ給ふ、

(55) 楠正行筆記

元祿十五年 佐藤直方著

○本文ハ正行ニ係レドモ必要ナキヲ以テ略ス

右正行筆記、佐藤直方先生近比吉野拾遺を讀て、正行かこゝろさしを感じ、かりそめに其あらましを書されけれども、意味親切義理明著にして、朱子通鑑綱目の意をふくめり、抑 後醍醐天皇吉野へ臨幸ありて皇居をなし玉ふより、世の人南朝と號し、後村上天皇長慶院後龜山院相つゝきて即位し玉ふ、是正統の帝位なり、後龜山院の時、楠正儀の子正勝正元、千破劔の城を攻落され、正勝は十津川邊に流浪し、正元は京にて殺され、南朝ひたすらにおとろへ、北朝の

後小松院の和睦ありて帝位を譲り玉へり、後小松院より以後は、北朝を正統の天子とすべし、然るに世に行はるゝ王代編年の書、北朝を主として南朝正統の義にくらく、或は南北兩朝ならべ稱す、是皆朱子通鑑綱目の意にたかひ、春秋大義の罪を犯せり、北畠親房の正統記、南朝の正統たるを論せりといへども偏に當君の衰微を憤り、足利家をにくむの微意より出るのみにして、推て上世の正統を證事なければ、これもまた一身怨怒の私論といふべし、親房もひろく書をは讀れしかども、經理の學にうとき人なれば、天下公共の義理をたゝすに意なし、學の正しからざる事悲しむべきかな、予多年ひそかにこれを憂ふ、幸に先生の明斷をもとむ、先生予がいふ所を然りとし、正行か事をしるせり、よつて吉野の正統を明せり、予日比の宿意を達し、且又楠父子昔時無雙の忠義、ひろく世にあらはるゝ事をよろこぶの餘りに、おもふ所を紀して筆記の後に附けぬ、こゝろさしある人、筆記を讀て正統忠義の論に成あらは、千里の遠といふとも、我が同遊の友なるべし、元祿十五年壬午の春跡部良賢筆を重舒齋に採る、



(56) [南山編年錄] 序

正德三年 跡部良顯著

天位<sub>于上</sub>、地位<sub>于下</sub>、人生<sub>于其中</sub>、而君臣之道自具焉、天人一而君臣之大義不可、以私論也、孟子曰、世衰道微邪說暴行、有作、臣弑其君者有之、子弑其父者有之、孔子懼作春秋、春秋者天子之事也、是故孔子曰、知我者其惟春秋乎、罪我者其惟春秋乎、又曰、孔子成春秋、而亂臣賊子懼、朱子亦以春秋之筆法著通鑑綱目矣、夫吾國舊事記古事記者史之始也、然雜而不正、故一品舍人親王著日本書紀三十卷以爲正史、神聖之道自具焉、加之、以續日本紀後紀三代實錄文德實錄爲六史矣、蓋稽日本紀神代神武卷、天照大神以八坂瓊曲玉八咫鏡草薙劍三種神器、傳于皇孫瓊々杵尊、讓天位、故不載饒速日尊、除十種瑞寶以露正統焉、鵜草葺不合尊治世之末至、神武天皇、而此間東西相分、有不爲一統焉、天皇乃起兵而東征、祭神勵軍竟誅朝敵、再一統天下而治之、帝業方起、政道大正、王澤垂于後世、故天子相續一姓而正統歷々焉、尊吾國卑異邦、其編集之神意實豐葦原中國之龜鑑也、林春齋雖著本朝通鑑不行于世、則不知其是非也、諸家所著王代編年之書、未詳見著春秋通鑑之筆法者也、後醍醐天皇幸南山、而

後分南北、以北朝爲正統、輕南朝焉、南朝則正統而北朝者不正統矣、按雖有知正統者、私改正之有所憚歟、宜也以南朝爲正統獨賴神皇正統記之存、故予寓微意于此、且林氏稽古續編曰、明年吉野春風惡、山櫻落時南帝陟、嗣王踐位抱三器、畢竟大物不能得、莫將微弱稱僞號、憑誰可見史筆特、本朝權衡可在此、至今正統無人識、猶有楠氏爲衛護、新葉撰歌追古式、水戶源公著參考太平記書于其後曰、按南朝後村上帝正平二十三年北朝貞治七年、即應安元年、三月崩、皇子寬成嗣立、謂之長慶院、文中二年北朝應安六年、八月二日、長慶院傳位皇弟熙成、後龜山院是也、北朝後小松帝明德三年、南北講和、閏十月二日南帝入洛、五日以三種神器傳于北主、尊南帝爲太上天皇、於是南北一統、自延元元年後醍醐帝幸吉野、至此凡五十七年矣、此兩書以南朝爲正統、南朝北朝之號則以西土之例號之、豈准之乎哉、國自神代天皇之神胤一姓、而不以他姓繼、且以三種神器爲正統、則君臣之道確然抽萬國、故不可稱兩朝也、於是予竊欲著一書、然短才而沈疾眼翳艱把筆、故命家僕抄鶴飼氏之編年小史以爲基、考諸書改違刊誤補闕、略作一書、草稿已成焉、題號南山編年錄、有所憚則不欲他見、唯欲示子孫也、南朝之實錄



少、而偶雖有藏家者、秘之而不出、有未見之者、自今以往亦求實錄、則宜補之焉、  
正德癸巳孟冬日  
光海良顯識

後醍醐天皇

後村上天皇

長慶天皇

後龜山天皇

(57) 鹽尻十六

享保ノ頃 天野信景述

或問、子所筆天野先祖紀事、固崇南朝者、以祖宗奉仕之主也、然源將軍尊氏、以武勇定天下、其功誰不知之乎、子以尊氏書朝敵者誤歟、尊氏已奉持明院上皇院宣以帥師、是豈賊乎、答嗚呼吾子見野史片章、而未曉亂臣奸謀之意、夫尊氏爲張已之逆威、殺君之子、誣良臣、是不亂賊而何乎、且建武二年十月、帝以尊氏名朝敵、十一月二十六日、削尊氏之官爵、是實朝敵之證也、其請院宣者、其心欲狹一主而無朝敵之名、媒計而已、後醍醐院是正統之主、光嚴光明以下者謂之

潛僞亦可也、可惜乎、南朝無入主之器、故神器終遷北、然後村上後龜山長慶院者實正統之君也、

(58) 續神皇正統記考

寶永五年 天野信景著

辨續神皇正統記

伏して按るに、續紀の一書、當時の事實を考察せんに於ては可也、正統の名は未得允當歟、其後醍醐天皇神器を以て正しく後村上院に授ましまして、天日嗣を承傳へさせ賜へは、正統の皇胤は南朝にてまします、准后親房の記、只此一事を重くしてしるされけるにや、光嚴院の初後醍醐帝の太子に立たまひしが、帝南山に幸の後、北京にとまら賜ふも御不孝のさま也、かくて平高時入道はからひまいらせ、御門とあふき申せしは、父王の詔命ならず、陪臣の立まいらせし僞主也、まして帝西狩還幸の際、猶皇太子と稱して帝位をはゆるし賜はず、  
曆代皇紀曰、元弘三年五月廿五日、廢光嚴帝、皇代略記云々、又九十七代の君後醍醐重三年五月、自伯州廢光嚴主、十二月十日、太上天皇尊號云々、又九十七代の君後醍醐重祚としるせること、甚いはれなく侍る、其故は、後光明照院關白二條道平公の御時はからひ奉られけるにも、此度内裏へ入らせ賜ふべき儀、重祚などの禮あるべ



けれど、璽の箱を御身にそへられたれば、只遠き行幸の還御の式にてぞ有へきと云々、かゝりしかば、重祚の儀なくして直ちに内裏にかへらせまし／＼ける、吉野御還幸の時も、在りしまゝの御位にて、天下の主なからおはらせ給へば、別代を立重祚と申さんこと、更に皇家の大體に叶ひ侍らず、後村上院を以て偽主など、申なる事、尤恐あるべき事にや、これぞ正しく九十六世の正統にて、神器御傳授の本主にてまします、されば光明崇光後光嚴の三院打つゝき、北の主にあふぎまいらせしも、正帝とは中々申かたし、異朝にも漢の末に世亂れて、魏曹丕吳孫權などいふもの、みだりに帝を稱せしかど、蜀の君ぞたゞしき漢家の嗣とは申べし、又晋の代表へし後、南北に兩主ありしも、南方をぞ正統とは定めあへり、朱子通鑑綱目を見て知へきかも、我南北のみかとのこときは、異姓各立の君にあらずと申ながら、御授受の正しきを以て、正統とは記し奉るべき事なれども、續紀の作者世にへつらひけるにや、正統の名分みたれ侍る、是も季世學廢れて道なき時の故なるべし、後小松院永徳の受禪は、北主の御嗣なれば皇統に於ては正しからず、然れ共明德三年後龜山院御合體の上、御准子の

儀にて、三種神器北に遷らせ賜ひし後ぞ、實に九十八代の御正統には立かへらせまし／＼ける、自此以後は帝統も正しく萬歳に傳へさせたまふ、然れば皇代を録し奉らん者、此等の事をゆめ／＼おろそかにすべからず、我童蒙の物學たよりにも、正統の御事をかたはし筆し侍る、凡我至尊の御事を、數ならぬ身のとから申奉るも憚り多き事なれども、世の疑惑久しければ、其あやまりをもしらまほしくて、かく物し侍る、又諸實録に記せし物を取り、竊に正統の改正を述傳るも借踰の事ながら、門庭の小説なれば罪をゆるして、其正説の疑を解人あらば幸甚ならむ、

改正綴神皇正統記

第九十六代後村上院、諱は義良、後醍醐天皇第七の皇子、御母は新待賢門院從三位實廉の女也、己卯の年八月十五日、天日嗣を吉野の宮にて受傳へまします、其十月三日即位、改元ありて興國元年とす、刑部卿義助越前より参りて、いとたのもしく守護し奉りける、明年四月、西國の鎮として義助を伊豫の國に下し



たまひしが、五月五日身まかり侍る、同し八年正平と改元ありしが、其四年に楠正行等度々凶徒と戦ひけるが、終に節に死し侍し、父の正成朝臣とひとしく忠義まめやかにして、死にいたるまで二心なく仕へ奉りし、同し四年、足利義詮朝臣和義を講せまいらせられし程に、帝思召旨もや侍りけん、其議に隨はせたまひけるが、光嚴院太上皇及び新院院光並今の北主、院光ともに皆賀名生へうつらせ賜ふ、二條左大臣其基近衛右大臣道嗣以下の公卿殿上人までも、北京より参仕し奉られける、やかて大納言尊氏に命て、直義入道を追討せしむへき綸旨を下さる、天下一統に歸して正平の號を用ゆ、翌年帝住吉へ行幸あり、津守國夏か宿所を俄につくりかへて臨幸なし奉、國夏上階して從三位になさる、又八幡へ行幸ありけるより、やかて京を攻させ賜ひ、一戦に官軍勝利を得侍りて、義詮江州へ没落す、是より和議敗れて帝河内國に遷幸なる、諸州の軍止事なし、東國にも故新田左中將の子共など、兵を擧て尊氏と會戦す、武家やかて茨宮を主君にたてまゐらせて、又南北二所に分れし、後崇光院なり、親王宣下なく承る所あらざして即位同し十年の八月、光明院北にかへらせたまひ、十二年二月、光嚴崇光の兩主

は南山を出させ賜ひて、禪位にならせまし／＼けるとかや、二十四年三月十一日、帝崩御ならせ賜ふ、河内國檜尾の觀心寺といふ山のおくに葬し奉ける、第九十七代後龜山院、諱は熙成、後村上院第一の御子、御母は嘉喜門院藤原勝子、左大臣經宗の女也、正平二十四年三月踐祚、翌年改元建徳とす、其三年元を文中と改めらる、又四年に改元天授と號す、七年改て弘和元年とす、將軍宮宗良親王新葉和歌集を撰して奏し賜ひしかが、いやかて勅撰に擬へさせ賜ひけるとなん、其四年元中と改元す、九年九月足利義滿とかくして和議を講しまいらせられ、大内義弘しきりに御合體を申行ひければ、閏十月二日、行幸の儀にて嵯峨にうつり入らせ賜ひ、北主後小松院を御猶子の詔命ありて、三種神寶を渡し授奉らせ賜ひ、太上天皇の尊號を受させおはしましき、小倉の仙洞是なり、さても延元より以降五十七年、南北打隔りていとあさましきことのみ多かりしが、たちまち一統の聖運に立歸り、天下太平を稱す、これより明德の年號も正統の號に用ゆ、應永三十一年四月十二日崩御なり侍りぬ、

第九十八代御小松院明德三年壬申以來正統也



或云、舊書後村上院崩じて皇子寛成即位、長慶院これなり、何ぞ不記之乎、予曰長慶院は則後龜山院の御事にして兩皇に非ず、先に南朝紹運圖に於て詳辨之、故今略之のみ、見人疑事なかれ、

寶永五年十一月十五日

天野信景謹書

(59) 南朝紹運圖

寶永五年 天野信景著

小 引

後醍醐帝之皇子、系圖世傳者往々多矣、然何況叔氏次序未詳、而其蹤跡亦不易全信、故識者以爲附會杜撰也、而南朝記事、絕無實錄、則舍之而據何書乎、仍採衆說參覈焉、以書一譜、題云南朝紹運圖、其於繆妄齟齬者、幸後賢訂正焉、  
寶永五年仲春 尾州後學藤信景序

九十五代

九十六代

九十七代

九十八代

後醍醐天皇—後村上天皇—後龜山天皇—後小松天皇

○系圖中ノ皇子皇女等ハ皆省ク、又長慶院ニ關スル按文アレドモ帝系ニ係ケザルニヨリ亦省ク、

謹按、續神皇正統記以光嚴、光明、崇光○原本崇光院ヲ脱セテ後光嚴、後圓融、五主爲正統者非也、夫光嚴院無所承而立矣、故後醍醐帝廢之、豈不正乎、其後四主次立、是稱北朝如西蕃之南北兩朝竝立焉、然史家以宋爲正統我如吉野宮者、傳神璽而二帝即眞、且實正統王者也、元中九年明德三年傳國璽北廷承繼正統者後小松帝而已、其明德以後稱南主者、雖後龜山院之皇裔、而無所受則共僭僞主也、藤信景據舊系考實錄、折衷之而述紹運一譜、實足見皇胤承繼大位正統、仍以數語記未而已、

寶永戊子三月望

從五位守兵部大輔源幸和書

(60) 網齋文集二

答跡部良賢

北條高時徒後醍醐帝於隱岐州後、光嚴院即位、高時滅而帝還於京之後、足利尊氏復叛帝、帝南狩於芳野、尊氏廢光嚴院、其弟使光明院即位、自是芳野稱南朝、京城稱北朝也、南帝崩後、村上即位、三種神器尙在芳野矣、後村上帝崩、後龜山即位于南朝、後小松之時南朝講和、南帝還京、傳神器於北朝、尊南朝爲太上